

設 計 及 び 工 事 計 画 届 出 書
(美浜発電所第3号機の変更の工事)

関原発第 144号
2021年 6月 1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の10第1項の規定により別紙のとおり設計及び工事の計画を届け出ます。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

美浜発電所第3号機

設計及び工事計画届出書

(本文及び添付書類)

関西電力株式会社

目 次	頁
I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	M3-I-1
II. 工事計画	M3-II-1
III. 工事工程表	M3-III-1
IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	M3-IV-1
V. 変更の理由	M3-V-1
VI. 添付書類	M3-VI-i

I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号
代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

II. 工事計画

発電用原子炉施設

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 美浜発電所
所在地 福井県三方郡美浜町丹生

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力	1,666,000 kW
第1号機	340,000 kW
第2号機	500,000 kW
第3号機	826,000 kW (今回届出分)
周波数	60 Hz

【届出範囲】（変更の工事に該当するものに限る）

放射性廃棄物の廃棄施設

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

（4）容器

- ・ドラミングバッчタンク

（10）主配管

- ・主配管

3 堀その他の設備

（1）原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堀

- ・ドラミングバッчタンク室

4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置

- ・ドラミングバッчタンク漏えい検出装置

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

放射性廃棄物の廃棄施設

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項

(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

		変更前		変更後
名 称		(注1, 2) ドラミングバッヂタンク		
種類	一	たて置円筒形		
容 量	m ³ /個	□以上 (注4) (4 (注5))		
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.7 (注6)		
最 高 使 用 温 度	°C	95		
主要寸法	胴 内 径	mm	1,600 (注5)	
	胴 板 厚 さ	mm	□ (9 (注5, 7))	
	鏡 板 厚 さ	mm	□ (9 (注5, 7))	
	鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法	mm	1,600 (注5, 8, 9) 160 (注5, 8, 10)	
	入 口 管 台 外 径	mm	47.0 (注5, 7, 11)	
	入 口 管 台 厚 さ	mm	□ (注12) (6.6 (注5, 7))	
	出 口 管 台 外 径	mm	47.0 (注5, 7, 11)	— (注3)
	出 口 管 台 厚 さ	mm	□ (注12) (6.6 (注5, 7))	
	マンホール管台外径	mm	457.2 (注5, 7)	
	マンホール管台厚さ	mm	□ (注7) (10.0 (注5, 7))	
	マンホールふた厚さ	mm	□ (注7) (39.7 (注5, 7))	
	高 さ (注13)	mm	2,598 (注5, 14)	
	材 料			
(注15)	胴 板 (注16)	—	SUS316L (注17)	
	鏡 板 (注16)	—	SUS316L (注17)	
	マ ン ホ ー ル ふ た	—	ASME SA-182 F316L (注7)	
個 数	—	1		
漏 え い 防 止 の た め の 制 御 方 法	—	(注12) ドラミングバッヂタンク水位高 警報によるA廃液蒸発装置 濃縮液取出弁の手動閉止操作		

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ドラミングバッヂタンク」と記載

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書記載の電熱器の項目を削除

(注3) 運用を停止し、工事計画より除外する。

(注4) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

- (注5) 公称値
- (注6) SI単位に換算したものである。
- (注7) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年2月24日関工発第226号にて届け出た工事計画軽微変更届出書の参考図24「ドラミングバッчタンク」による。
- (注8) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和49年2月18日関工発第192号にて届け出た工事計画軽微変更届出書の参考資料17「ドラミングバツチタンク強度計算書」による。
- (注9) 鏡板の中央部内半径を示す。
- (注10) 鏡板のすみの丸みの半径を示す。
- (注11) 記載の適正化を行う。昭和50年2月24日関工発第226号にて届け出た工事計画軽微変更届出書の参考図24「ドラミングバッчタンク」には「47」と記載
- (注12) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。
- (注13) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載
- (注14) 記載の適正化を行う。昭和50年2月24日関工発第226号にて届け出た工事計画の参考図24「ドラミングバッчタンク」にはスカートを含めた高さである「3,000」と記載。記載内容は、昭和50年2月24日関工発第226号にて届け出た工事計画軽微変更届出書の参考図24「ドラミングバッчタンク」による。
- (注15) 記載の適正化を行う。既工事計画書記載の材料のうち支持脚の項目を削除
- (注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「タンク本体」と記載
- (注17) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「SUS316LHP」と記載

(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

変更前							変更後						
名称		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外　径 (mm)	厚　さ (mm)	材　料	名　称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外　径 (mm)	厚　さ (mm)	材　料	
气体、液体又は固体廃棄物処理設備	A廃液蒸発装置 濃縮液出口 ～ 弁(3V-9390A)						A廃液蒸発装置 濃縮液出口 ～ 弁(3V-19293A、B)	(注1)	34.0	3.4	(注1)	(注1)	SUS316LTP
	(注3) アスファルト固化 ドラム詰設備分岐 点 ～ 弁(3V-19293A、B)	(注3)	(注4)	(注1)	(注1)	SUS316LTP							
气体、液体又は固体廃棄物処理設備	A廃液蒸発装置 濃縮液出口 ～ 弁(3V-9390A、B)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	A廃液蒸発装置 濃縮液出口 ～ 弁(3V-19293A、B)	(注2)	—	(注2)	—	(注2)	—
	(注3) アスファルト固化 ドラム詰設備分岐 点 ～ 弁(3V-19293A、B)	(注3)	(注4)	(注1)	(注1)	SUS316LTP							

変更前								変更後							
名称		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料			
气体、液体又は固体廃棄物処理設備	弁 (3V-9390A) ～ ドラミング バッチタンク	(注5)	(注4)	0.7	95	(注1)	(注1)	SUS27TP	气体、液体又は固体廃棄物処理設備	(注2)					
	ドラミング バッチタンク ～ 弁 (3V-9390C)	(注6)	(注4)	0.7	95	(注1)	(注1)	SUS27TP		(注2)					
	弁 (3V-9390C) ～ 弁 (3V-9390C) 下流側分岐点	(注7)	(注4)	0.98	95	(注1)	(注1)	SUS27TP		(注8)					

変更前							変更後						
名称		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料
気体、液体又は固体廃棄物処理設備	弁(3V-9390C) 下流側分岐点～アスファルト固化ドラム詰設備分岐点	(注3)	(注4)	0.98	95	(注1)	(注1)	SUS316LTP	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	アスファルト固化ドラム詰設備分岐点～弁(3V-9249A、B、C、D、E、F)			変更なし
	弁(3V-9390C) 下流側分岐点～弁(3V-9249A、B、C、D、E、F)	(注7)	(注4)	0.98	95	(注1)	(注1)	SUS27TP		変更なし			

(注1) 公称値

(注2) 運用を停止し、工事計画より除外する。

(注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「弁(3-9390C)下流側分岐点～弁(3-19293A、B)」と記載

(注4) SI単位に換算したものである。

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「弁(3-9390A)～ドラミングバツチタンク」と記載

(注6) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ドラミングバツチタンク～弁(3-9390C)」と記載

(注7) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「弁(3-9390C)～弁(3-9249A、B、C、D、E、F)」と記載

(注8) 当該ラインについては、主配管に該当しないため記載の適正化を行う。

3 堀その他の設備に係る次の事項

- (1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堀の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料

			変更前	変更後
名称			(注1) ドラミングバッチタンク室	
主要寸法	高さ mm		160 (注3)	
床面及び壁面の塗装の範囲	—		(注4) 床面及び床面から 16cm以上までの壁面	
材料	堀	—	鉄筋コンクリート (注5)	
	床面及び壁面の塗装	—	エポキシ樹脂 (注5)	— (注2)
取付箇所	系統名 (ライシン名)	—	—	
	設置床	—	[REDACTED]	
	溢水防護上の区画番号	—	[REDACTED]	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	[REDACTED]	

(注1) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－2「漏えいの拡大を防止するための堀その他の設備（放射性物質の濃度が $1\mu\text{ci}/\text{cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る）及び施設外への漏えい防止のための堀その他の設備の変更前後対比表」には「補助建屋」の一部として記載

(注2) 運用を停止し、工事計画より除外する。

(注3) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－2「漏えいの拡大を防止するための堀その他の設備（放射性物質の濃度が $1\mu\text{ci}/\text{cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る）及び施設外への漏えい防止のための堀その他の設備の変更前後対比表」には「5cm以上」と記載

(注4) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－2「漏えいの拡大を防止するための堀その他の

設備（放射性物質の濃度が $1\mu\text{ ci}/\text{cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る）及び施設外への漏えい防止のための堰その他の設備の変更前後対比表」には「床面及び床面から堰の高さ以上の壁面」と記載

- (注5) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－2「漏えいの拡大を防止するための堰その他の設備（放射性物質の濃度が $1\mu\text{ ci}/\text{cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る）及び施設外への漏えい防止のための堰その他の設備の変更前後対比表」による。
- (注6) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－2「漏えいの拡大を防止するための堰その他の設備（放射性物質の濃度が $1\mu\text{ ci}/\text{cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る）及び施設外への漏えい防止のための堰その他の設備の変更前後対比表」には「床高EL□M階面」と記載

4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

変更前								変更後					
名称	種類	計測範囲	警報動作範囲	取付箇所			個数	名称	種類	計測範囲	警報動作範囲	取付箇所	個数
(注1) ドラミング バッヂ タンク 漏えい 検出装置	(注2) 差圧計	(注2) 0 ～ 100%	(注2) 0 ～ 100%	系 統 名 (ライ ン 名)	ドラミングバッヂタンク —	(注3)							
				設 置 床			1					— (注4)	
				溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号									
				溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ									

(注1) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－3「漏えいの検出装置及び警報装置の種類、動作範囲及び取付箇所（放射性物質の濃度が $1\mu\text{ci}/\text{cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る。）の変更前後対比表」には「ドラミングバッヂタンク ドラミングバッヂタンク水位計 警報装置」と記載

(注2) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－3「漏えいの検出装置及び警報装置の種類、動作範囲及び取付箇所（放射性物質の濃度が $1\mu\text{ci}/\text{cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る。）の変更前後対比表」による。

(注3) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

(注4) 運用を停止し、工事計画より除外する。

(注5) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。昭和57年5月21日付け57資庁第6774号にて認可された工事計画の参考資料－3 「漏えいの検出装置及び警報装置の種類、動作範囲及び取付箇所（放射性物質の濃度が $1\text{ }\mu\text{ci/cm}^3$ 以上の放射性廃棄物を内包する容器に係るものに限る。）の変更前後対比表」には「○中央制御室原子炉盤一括表示 ○廃棄物処理盤個別表示」と記載

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

届出範囲に係る部分に限る。

変更前	変更後
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。） 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。） 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。） 	変更なし
<p>第1章 共通項目</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、4. 溢水等、5. 設備に対する要求（5. 7 内燃機関の設計条件、5. 8 電気設備の設計条件を除く。）、6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	変更なし
<p>第2章 個別項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理設備、廃棄物貯蔵設備等 <ol style="list-style-type: none"> 1. 1 廃棄物処理設備 <p>放射性廃棄物を処理する設備は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、</p> 	変更なし

変更前	変更後
<p>「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設計とする。</p>	
<p>さらに、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(以下「線量目標値に関する指針」という。)を満足する設計とする。</p>	
<p>また、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所より排出される放射性物質について放出管理目標値を保安規定に定め、これを超えないように管理する。</p>	変更なし
<p>気体廃棄物処理設備は、主として1次冷却設備から発生する放射性廃ガスを処理するためのガス圧縮機、水素再結合装置、ガス減衰タンク及びこれらを結ぶ配管、ダクトで構成し、排気は放射性物質の濃度を監視しながら、排気筒から放出する設計とする。</p>	
<p>液体廃棄物処理設備は、廃液の性状に応じて、ほう酸回収系、廃液処理系及び洗浄排水処理系で処理する設計とする。</p>	
<p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液及び酸液ドレンを固型化するアスファルト固化装置（1号機設備、1・2・3</p>	

変更前	変更後
<p>号機共用)、酸液ドレンを固型化するセメント固化装置、雑固体廃棄物を圧縮するベイラ、雑固体廃棄物を焼却するための雑固体焼却設備（1号機設備、1・2・3号機共用）、雑固体廃棄物を溶融・充填するための雑固体処理設備（1・2・3号機共用）、イオン交換器廃樹脂を処理するための廃樹脂処理装置（1・2・3号機共用）で処理する設計とする。</p>	
<p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない設計とする。</p>	
<p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い又は放射性廃棄物を処理する過程において散逸し難い構造とし、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。</p>	変更なし
<p>気体状の放射性廃棄物は、放射能を十分に減衰させた後、放射性物質の濃度を監視可能な排気筒から放出する設計とする。</p> <p>放出に当たっては、放射性物質による汚染の除去又は取替えが容易な構造で、放射性物質を低減できるフィルタを通す設計とする。</p>	
<p>流体状の放射性廃棄物は、管理区域内で処理することとし、流体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬するための容器は設置しない。</p>	

変更前	変更後
<p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬するための容器は設置しない。</p> <p>なお、炉内構造物の取替えに伴い取外した炉内構造物は旧炉内構造物運搬用容器に収納し、一時的な管理区域を設定し運搬する。</p> <p>1. 3 汚染拡大防止</p> <p>1. 3. 1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止</p> <p>放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性廃棄物の濃度が $37\text{Bq}/\text{cm}^3$ を超える放射性液体廃棄物貯蔵施設内部のうち、液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造、漏えいの拡大防止、堰については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漏えいし難い構造</p> <p>全ての床面、適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は、耐水性を有する設計とし、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造とする。また、その貫通部は堰の機能を失わない構造とする。</p> <p>(2) 漏えいの拡大防止</p> <p>床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性廃棄物を処理又は貯蔵する設備の周辺部に</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>は、堰又は堰と同様の効果を有するものを施設し、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設</p> <p>放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が建屋外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管について、長さが当該設備に接続される配管の内径の1/2、幅がその配管の肉厚の1/2の大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの液体状の放射性廃棄物の漏えい量のうち最大の漏えい量をもってしても、流体状の放射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。</p> <p>この場合の仮定は堰の能力を算定するためにのみに設けるものであり、開口は施設内の貯蔵設備に1ヶ所想定し、漏えい時間は漏えいを適切に止めることができるまでの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンファンネルは、その機能が確実なものとなるように設計する。</p> <p>(4) 放射性廃棄物貯蔵施設に係る堰の施設</p> <p>放射性廃棄物貯蔵施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が建屋外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>漏えいの拡大を防止するための堰及び施設外へ漏えいすることを防</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>止するための堰は、開口を仮定する貯蔵設備が設置されている区画内の床ドレンファンネルの排出機能を考慮しないものとし、液体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止できる能力をもつ設計とする。</p> <p>2. 警報装置等</p> <p>流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合（床への漏えい又はそのおそれ（数滴程度の微少漏えいを除く。））を早期に検出するよう、タンクの水位、漏えい検知等によりこれらを確実に検出して自動的に警報（機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位）を発信する装置を設けるとともに、警報表示及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。</p> <p>また、タンク水位の検出器、インターロック等の適切な計測制御設備を設けることにより、漏えいの発生を防止できる設計とする。</p> <p>放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状況を表示灯により監視できる設計とする。</p> <p>4. 主要対象設備</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の対象となる主要な設備について、「表1 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト」に示す。</p>	変更なし

放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。

届出範囲に係る部分に限る。

変更前	変更後
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。） 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。） 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。） 4. 設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設を耐震重要施設とする。（以下「耐震重要施設」という。） 	
<p>第1章 共通項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 自然現象 2. 1 地震による損傷の防止 2. 1. 1 耐震設計 <p>（1）耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

変更前	変更後
<p>a . 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（設置（変更）許可（平成 28 年 10 月 5 日）を受けた基準地震動 Ss（以下「基準地震動 Ss」という。）による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	
<p>b . 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本手続きの対象外である。</p> <p>c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>d. S クラスの施設（f. に記載のものを除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>の変形)に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。動的機器等については、基準地震動による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>また、設置（変更）許可（平成 28 年 10 月 5 日）を受けた弾性設計用地震動 Sd（以下「弾性設計用地震動 Sd」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的に概ね弾性状態にとどまる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>力時の変形)に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。動的機器等については、基準地震動による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>e. S クラスの施設（f. に記載のものを除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>S クラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組みあわせて算定するものとする。</p> <p>f. 屋外重要土木構造物、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>「津波監視設備」という。) 並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動 Ss による地震力に対して、構造全体として変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。</p>	
<p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	
<p>g. B クラスの施設は、静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p>	変更なし
<p>また、共振のおそれがある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 Sd に 2 分の 1 を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組みあわせて算定するものとする。</p>	
<p>C クラスの施設は、静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p>	
<p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適</p>	

変更前	変更後
<p>用される地震力に対して、概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けないように「5. 1. 5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>j. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。</p> <p>k. 炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下の設計とする。</p> <p>　　弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>　　基準地震動 Ss による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>a. 耐震重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p> <p>(a) S クラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none">・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系・使用済燃料を貯蔵するための施設・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設・津波防護施設及び浸水防止設備・津波監視設備	
<p>(b) B クラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none">・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1 次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 2 条第 2 項第 6 号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設・使用済燃料を冷却するための施設・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、S クラスに属さない施設 <p>(c) C クラスの施設</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第 2.1.1 表に示す。同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設の設備を以下のとおり分類する。</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(b) 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	
<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>重大事故等対処施設のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。</p>	変更なし
<p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>a . 静的地震力</p> <p>設計基準対象施設に適用する静的地震力は、S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物を除く。）、B クラス及び C クラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重</p>	

変更前	変更後
<p>要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及び C クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(b) 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記（a）に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記（a）の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記（a）及び（b）の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p>	
<p>b. 動的地震力</p> <p>設計基準対象施設については、動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のあるものに適用する。S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物を除く。）については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動を適用する。</p> <p>B クラスの施設のうち共振のあるものについては、弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>建築物については、基準地震動 Ss による地震力を適用する。</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に、基準地震動 Ss による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、B クラスの施設の機能を代替する共振のある施設については、共振のある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動 Ss による地震力を適用する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析又は加振試験等を実施する。</p> <p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料物性の不確さによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組みあわせて算定する。動的地震力の水平 2 方向及び鉛直方向の組合せについては、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3 次元応答</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>(a) 入力地震動</p> <p>解放基盤表面は、S 波速度が約 1.65km/s 以上となっている E. L. +0m としている。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ 2 次元有限要素法又は 1 次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>また、設計基準対象施設における耐震 B クラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震 B クラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 Sd を 1/2 倍したものを用いる。</p> <p>(b) 地震応答解析</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>イ 動的解析法</p> <p>(イ) 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。また、3次元応答性状等の評価は、時刻歴応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばねは、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤ー建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>弾性設計用地震動 S_d に対しては弾性応答解析を行う。</p> <p>基準地震動 S_s に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>また、S クラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料物性の不確かさによる変動幅を適切に考慮する。また、不確かさによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し、地盤物性等の不確かさを適切に考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>原子炉格納施設及び原子炉補助建屋については、3 次元有限要素法等から、建物・構築物の 3 次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>地震力については、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組みあわせて算定する。</p> <p>(ロ) 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう 1 質点系、多質点系モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等の不確かさを適切に考慮する。配管系については、熱的条件及び口径から高温配管又は低温配管に分類し、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点（燃料集合体、クレーン類、使用済燃料ピットラック）又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性の不確かさへの配慮をしつつ時刻歴応答解析を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の 3 次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価で</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>きるモデルを用い、水平 2 方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p>	
<p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の 1.2 倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p>	
<p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>また、1 次冷却ループの地震応答解析や建屋応答解析に用いる蒸気発生器、冷却材ポンプ及び 1 次冷却材管の減衰定数については、振動試験結果等に基づく値として 3% を用いる。</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>設計基準対象施設については以下のイ～ハの状態、重大事故等対処施設については以下のイ～ニの状態を考慮する。</p> <p>イ. 運転時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。</p> <p>ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。</p> <p>ハ. 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。(積雪荷重及び風荷重)</p> <p>二. 重大事故等時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>設計基準対象施設については以下のイ～ニの状態、重大事故等</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>対処施設については以下のイ～ホの状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>ニ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。（積雪荷重、風荷重及び津波荷重）</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ～ニの荷重、重大事故等対処施設については以下のイ～ホの荷重とする。</p> <p>イ. 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重。</p> <p>ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>二. 地震力、積雪荷重及び風荷重。</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から施設に作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>設計基準対象施設については以下のイ～ニの荷重、重大事故等対処施設については以下のイ～ホの荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>ニ. 地震力、積雪荷重、風荷重及び津波荷重。</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震と組み合わせる荷重については「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪及び基準地震動 Ss の検討用地震の震源を波源とする津波による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 ((c) に記載のものを除く。)</p> <p>イ. S クラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p>	
<p>ロ. S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	
<p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。</p>	<p style="text-align: right;">変更なし</p>
<p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p>	
<p>二. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち長期的な荷重</p>	

変更前	変更後
<p>は、地震力と組み合わせる。</p> <p>ホ. B クラス及びC クラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>(b) 機器・配管系 ((c) に記載のものを除く。)</p> <p>イ. S クラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力を組み合わせる。</p> <p>ロ. S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力を組み合わせる。</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力を</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p> <p>ニ. S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。以上を踏まえ、重大事故等の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>生した場合、長時間継続する事象による荷重と、弾性設計用地震動 S_d による地震力を組み合わせる。また、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と、弾性設計用地震動 S_d による地震力を組み合わせる。なお、その際に用いる荷重の継続時間に係る復旧等の対応について、保安規定に定める。保安規定に定める対応としては、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設系統の復旧手段、及び、あらかじめ確保した部材を用いた仮設系統の構築手段について、手順を整備するとともに、社内外から支援を受けられる体制を整備する。さらに、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と、基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>ヘ. B クラス及び C クラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物</p> <p>イ. 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 Ss による地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動 Ss による地震力を組み合わせる。</p> <p>上記（c）イ及びロについては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 Ss による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b. 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>(d) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>動的地震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組みあわせて算定するものとする。</p> <p>d. 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 建物・構築物 ((c) に記載のものを除く。)</p> <p>イ. S クラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物</p> <p>(イ) 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする。 また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次拡大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ロ. B クラス及び C クラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（へ及びトに記載のものを除く。） 上記イ（イ）による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ハ. 耐震重要度の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（へ及びトに記載のものを除く。） 上記イ（ロ）を適用するほか、耐震重要度の異なる施設又は設備</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>分類の異なる重大事故等対処施設が支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能が損なわれないものとする。当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>ニ. 建物・構築物の保有水平耐力（へ及びトに記載のものを除く。）</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p> <p>ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類を S クラスとする。</p> <p>ホ. 気密性、止水性、遮蔽性を考慮する施設</p> <p>構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ヘ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、構造部材のせん断についてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 ((c) に記載のものを除く。) イ. S クラスの機器・配管系</p> <p>(イ) 弹性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的に概ね弾性状態にとどまるものとする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ただし、1次冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、イ（ロ）に示す許容限界を適用する。</p> <p>（ロ）基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限とする値を許容限界とする。 また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については、基準地震動 Ss による応答に対して試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 イ（ロ）に示す許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 Sd と設計基準事故の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、イ（イ）に示す許容限界を適用する。</p> <p>ハ. B クラス及び C クラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 応答が全体的に概ね弾性状態にとどまるものとする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>二. 燃料集合体</p> <p>地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の1次冷却材流路を確保できること及び過大な変形や破損により制御棒の挿入が阻害されないものとする。</p> <p>ホ. 燃料被覆材</p> <p>炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおりとする。</p> <p>通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする。</p> <p>通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体と</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>して変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できるものとする。浸水防止設備及び津波監視設備については、その施設に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。</p> <p>（5）設計における留意事項</p> <p>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。この設計における評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行う。</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示すa.からd.の4つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す a. から d. の 4 つの事項について、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>(a) 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(b) 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p>	
<p>d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p>	変更なし
<p>(6) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所については、基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の建物については、耐震構造とする。また、緊急時対策所内の居住性を確保するため、基準地震動 Ss による地震力に対する構造強度の確保に加え、遮蔽性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまった十分な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>	

変更前	変更後
<p>(7) 原子炉格納容器の座屈に対する設計方針</p> <p>原子炉格納容器円筒部に、円筒部胴板と同材料でT断面形状の補強材（材料：SGV480、ウェブ幅：390mm、フランジ高さ：180mm、板厚：10mm）を設置することで、座屈耐力を向上させる。補強材は原子炉格納容器円筒部下部に2段又は部分的に3段設置する。貫通部等の干渉物がある場合には、干渉物を避けて設置する必要があるため、貫通部補強板等による胴板の剛性向上の効果を考慮した配置とする。基準地震動 Ss による地震力に対して、原子炉格納容器の座屈を防止する設計とする。</p>	
<p>(8) 1次冷却ループの設計方針</p> <p>蒸気発生器上部支持構造物については、ブラケット板厚を増加させ、ブラケット部支圧強度を確保する設計とする。蒸気発生器下部支持構造物については、支持構造物の剛性を増加させ、耐震安全性を確保する設計とする。冷却材ポンプ下部支持構造物については、そのうち原子炉容器側の支持構造物を変更し、冷却材ポンプ上部サポートの耐震安全性を確保する設計とする。</p>	変更なし
<p>(9) 使用済燃料ピットラックの設計方針</p> <p>既存の床支持タイプの使用済燃料ピットラックから、フリースタンディング方式の使用済燃料ピットラックへの取替工事を行い、地震力を低減させる設計とする。</p>	

変更前	変更後
<p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 Ss による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p>	変更なし

変更なし

変更なし

変更なし

変更後

変更前

変更なし

第2.1.1表 クラス別施設(4/7)

耐震 クラス	クラス別施設	主 要 設 備 (a)		補 助 設 傷 (b)		直 徒 支 持 脆 き 物 (c)		間接支 持 脆 き 物 (d)	
		適 用 範 围	ク ラ ス	適 用 範 围	ク ラ ス	適 用 範 围	ク ラ ス	適 用 範 围	地 震 防 御 計 用
j.	原 子 炎 烈 材 球 形 ピ ッ ト タ イ フ ウ シ ン ト リ に 亂 交 握 せ ら れ て い て、一 次 金 初 材 を 内 藏 し て い る か 又 は 内 藏 し 得 る 施 設	-	B	-	-	-	B	原 子 炎 烈 材 球 形 機 器 等 の 支 持 脆 き 物	Se
k.	放 射 線 遊 戻 壁 を 内 藏 し て い る 施 設。 (だ だ し、内 藏 量 が 少 ない か 又 は 射 放 方 式 に より、 そ の 破 損 に よ つて 公 衆 に 与 え る 放 射 線 の 影 韻 が 射 放 遊 戻 区 域 外 に お け る 生 殖 の 健 康 楽 度 に 比 べ 十 分 な も の は 缺 く。)	B	-	-	-	-	B	原 子 炎 烈 材 球 形 機 器 等 の 支 持 脆 き 物	Se
l.	射 放 性 繁 育 壁 以 外 の 放 射 物 例 に 観 察 し た 施 設 で、そ の 破 損 に よ り、公 衆 及 び 繁 育 壁 に 過 大 の 放 射 線 が 与 え る 可 能 性 の あ る 施 設	B	-	-	-	-	B	原 子 炎 烈 材 球 形 機 器 等 の 支 持 脆 き 物	Se
m.	・ 使用 施 設 用 ピ ッ ト 吊 り 構 造 と 本 身 の 破 損 に よ り、公 衆 及 び 繁 育 壁 に 過 大 の 放 射 線 が 与 え る 可 能 性 の あ る 施 設	B	B	-	-	-	B	原 子 炎 烈 材 球 形 機 器 等 の 支 持 脆 き 物	Se
n.	・ 放 射 線 遊 戻 壁 の 大 き さ 通 過 ・ 使 用 施 設 用 ピ ッ ト タ イ フ ウ レ ー ジ ・ 燃 烧 防 火 壁 ・ 燃 烧 防 火 壁	B	B	B	B	-	-	-	-

変更後

変更なし

変更前

第2.1.1表 クラス別施設 (5/7)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備の 種別設備		直接受持構造物 (a)	間接受持構造物 (b)	地盤動 (c)
		適用範囲	クラス			
a. 使用荷重を考慮するための施設	・使用荷重料ビット冷却水ポンプ ・機械室 ・電子計算機冷却水系 ・電気計装設備	B	B	・機器等の支持構造物	B	S _b
b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Bクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	S _b

変更前							変更後						
新規 クラス	クラス別統計	主要 設備 ⁽¹⁾			補助 設備 ⁽²⁾			直接支給機器 ⁽³⁾			間接支給機器 ⁽⁴⁾		
		通用 純 国	クラス	通用 純 国	クラス	通用 純 国	クラス	通用 純 国	クラス	地圖類 ⁽⁵⁾	地圖類 ⁽⁵⁾	地圖類 ⁽⁵⁾	地圖類 ⁽⁵⁾
C	○原子炉の貢電率を割合、制御機能装置(スルス、ボンクラスに属さない装置)又はこれに附随して該装置等を内蔵してあるか、又はこれを内蔵して連した施設でモニタス、モニタラスに属さない装置	C	-	-	-	-	C	-	-	Sc	Sc	Sc	Sc
C	・原子炉の貢電率を割合、制御機能装置(スルス、ボンクラスに属さない装置)又はこれに附隨して該装置等を内蔵してあるか、又はこれを内蔵して連した施設でモニタス、モニタラスに属さない装置	C	-	-	-	-	C	-	-	Sc	Sc	Sc	Sc
C	・原子炉の貢電率を割合、制御機能装置(スルス、ボンクラスに属さない装置)又はこれに附隨して該装置等を内蔵してあるか、又はこれを内蔵して連した施設でモニタス、モニタラスに属さない装置	C	-	-	-	-	C	-	-	Sc	Sc	Sc	Sc
C	・原子炉の貢電率を割合、制御機能装置(スルス、ボンクラスに属さない装置)又はこれに附隨して該装置等を内蔵してあるか、又はこれを内蔵して連した施設でモニタス、モニタラスに属さない装置	C	-	-	-	-	C	-	-	Sc	Sc	Sc	Sc
その他	その他	C	C	C	C	C	C	C	C	その他	その他	その他	その他

変更なし

変更前		変更後																												
<p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (7/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (1)</th> <th colspan="2">補助設備 (2)</th> <th rowspan="2">耐震改修構造 (3)</th> <th rowspan="2">耐震支撑構造 (4)</th> <th rowspan="2">耐震支撑構造 (5)</th> <th rowspan="2">移行用 地震力 (6)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範圍</th> <th>クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>④ 放射能安全に關係しない い、船艤等</td> <td>・タービン防護 ・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他</td> <td>C</td> <td>・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他</td> <td>C</td> <td>・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他</td> <td>C</td> <td>・タービン防護 ・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他</td> <td>S_c</td> <td>S_c</td> <td>S_c</td> <td>S_c</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に關連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に關連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物。若しくはこれらの設備の重量を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受けける構造物(建物、構造物)をいう。</p> <p>(注5) 地震的影響を考慮すべき設備とは下位の耐震クラスに属するものの基礎によって耐震重要度段階に該当及ぶ影響を及ぼすわそれがある設備をいう。</p> <p>(注6) S_c : 基準地震動より定まる地盤力</p> <p>S_c : 耐震Cクラス施設に適用される静的地盤力</p> <p>S_c : 耐震Cクラス施設に適用される静的地盤力</p>		耐震 クラス	クラス別施設	主要設備 (1)		補助設備 (2)		耐震改修構造 (3)	耐震支撑構造 (4)	耐震支撑構造 (5)	移行用 地震力 (6)	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範圍	クラス	C	④ 放射能安全に關係しない い、船艤等	・タービン防護 ・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	C	・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	C	・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	C	・タービン防護 ・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	S _c	S _c	S _c	S _c
耐震 クラス	クラス別施設			主要設備 (1)		補助設備 (2)						耐震改修構造 (3)	耐震支撑構造 (4)	耐震支撑構造 (5)	移行用 地震力 (6)															
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範圍	クラス																							
C	④ 放射能安全に關係しない い、船艤等	・タービン防護 ・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	C	・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	C	・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	C	・タービン防護 ・電子制御機器 ・制御ボイラー及び輔助 蒸気炉 ・消防設備 ・主発電機、空圧器 ・換気空調設備 ・蒸気発生器ブローダ ウン室 ・附内用空気系 ・格納機器部・ラック ・緊急時待避所 ・その他	S _c	S _c	S _c	S _c																		

変更なし

変更前	変更後
<p>3. 火災</p> <p>3. 1 火災による損傷の防止</p> <p>原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。</p>	変更なし
<p>4. 溢水等</p> <p>4. 1 溢水等による損傷の防止</p> <p>原子炉冷却系統施設の溢水等による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づく設計とする。</p>	変更なし
<p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5. 1. 1 通常運転時の一般要求</p> <p>(1) 設計基準対象施設の機能</p> <p>通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p> <p>保安規定に、高温停止状態及び低温停止状態において炉心を十分な未臨界状態に保つため、炉心が有すべき設計とした反応度停止余裕を定めることにより臨界を防止する。</p> <p>(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置</p> <p>放射性物質を含む流体が漏えいすることを許容しているポンプの軸封部及び原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁のグラン</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ド部は、系統外に漏えいさせることなく液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。</p> <p>5. 1. 3 悪影響防止等 (1) 飛来物による損傷防止</p> <p>設計基準対象施設に属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断並びに高速回転機器の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、蒸気タービン及び発電機は、破損防止対策を行うとともに、原子力委員会 原子炉安全専門審査会「タービンミサイル評価について」により、原子炉格納容器、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び使用済燃料ピットが破損する確率を評価し、判定基準 10^{-7}／年以下となることを確認する。</p> <p>高温高圧の配管については材料選定、強度設計に十分な考慮を払う。さらに、安全性を高めるために、仮想的な破断を想定し、その結果生じるかもしれない配管のむち打ち、流出流体のジェット力、周辺雰囲気の変化等により、発電用原子炉施設の機能が損なわれることのないよう配置上の考慮を払うとともに、それらの影響を低減させるための手段として、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設ける設計とする。</p> <p>高速回転機器のうち、冷却材ポンプフライホイールにあっては、安全性を損なわないよう、限界回転数が予想される最大回転数に比べ</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>て十分大きくなる設計とする。また、その他の高速回転機器については、損傷により飛散物とならないように保護装置を設ける等オーバースピードとならない設計とする。</p>	
<p>損傷防止措置を行う場合、想定される飛散物の発生箇所と防護対象機器の距離を十分にとること、又は飛散物の飛散方向を考慮し、配置上の配慮若しくは多重性を考慮する設計とする。</p>	
<p>(2) 共用</p>	
<p>重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則共用しない設計とするが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。</p>	
<p>重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で共用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p>	変更なし
<p>常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	
<p>なお、発電用原子炉施設間で共用する重要安全施設及び常設重大事故等対処設備はなく、共用を考慮する必要はない。</p>	
<p>(3) 相互接続</p>	
<p>重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則相互に接続しない設計とするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。</p>	
<p>重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で相互に接続</p>	

変更前	変更後
<p>する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、発電用原子炉施設間で相互に接続する重要安全施設はなく、相互接続を考慮する必要はない。</p> <p>(4) 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は発電用原子炉施設（他号機を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。</p> <p>他設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に、放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンススペースを、</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。容量については「5. 1. 4 容量等」に基づく設計とする。</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、設置場所でのアウトリガーの設置、輪留め等による固定又は固縛が可能な設計とする。</p> <p>地震に対する耐震設計については、「2. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。</p> <p>火災防護については「3. 1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。放水砲による建屋への放水により、屋外の設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>風（台風）及び竜巻による影響については、屋内の重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置に余長を持たせた設計とする。（「5. 1. 5 環境条件等」）</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重量機器の落下を考慮する。重大事故等対処設備としては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物と</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ならない設計とする。</p> <p>5. 1. 5 環境条件等</p> <p>安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度及び使用温度）、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響並びに冷却材の性状を考慮する。荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重に加えて自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重を考慮する。</p> <p>地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「2. 1 地震による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、「(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重」に示すように設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重</p> <p>安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内及び緊急時対策所内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とともに、可搬型重大事故等対処設備につ</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>いては、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。このうち、インターフェイスシステム LOCA 時、蒸気発生器伝熱管破損 + 破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピットエリア監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。また、地震、積雪及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに可搬型重大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>屋外重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>位置的分散については、同じ機能を有する重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む。）と 100m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失す</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ことの防止を図る設計とする。ただし、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、原子炉格納容器、使用済燃料ピット及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋並びに海水ポンプ室から100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>運用として、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定める。</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置に余長を持たせた設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定める。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等の内部スプレ水による影響を考慮して、その機能を発揮できる設計とする。</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備における主たる流路及びその流路に影響を与える範囲の健全性は、主たる流路とその主たる流路に影響を与える範囲を同一又は同等の規格で設計することにより、流路としての機能を維持する設計とする。</p> <p>(2) 海水を通水する系統への影響</p> <p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>また、使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>(3) 電磁波による影響</p> <p>電磁波による影響に対して、安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合、また、重大事故等</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備は、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、自然現象及び外部人為事象による波及的影響を考慮する。</p> <p>このうち、地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、それぞれ重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能を損なうおそれがないように、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、常設重大事故等対処設備も防護するか、又は設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置し、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能を有する設備の配置も含めて常設重大事故等対象設備と位置的分散を図るとともに、可搬型重大事故等対処設備は、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管することなく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。位置的分散については「5. 1. 2 多様性、位置的分散等」に</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>示す。</p> <p>地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、「2. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、地震の波及的影響により、それぞれ重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能を損なわないように、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能を有する設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管することなく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。また、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、近傍の耐震B, Cクラス補機の耐震評価を実施し、油内包機器による地震随伴火災の有無や、地震随伴溢水の影響を考慮して保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる周辺構造物の倒壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面の滑り、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、地盤支持力の低下及び地下構造の崩壊を受けない位置に保管する。</p> <p>溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。</p> <p>火災防護については、「3. 1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(5) 設置場所における放射線</p> <p>安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合、また、重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とするか、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で、若しくは中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p>	
<p>(6) 冷却材の性状</p> <p>冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。</p> <p>安全施設及び重大事故等対処施設は、系統外部異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、そ</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>の機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>5. 1. 6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハ、で考慮した要員数と想定時間内で、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）の確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。</p> <p>これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定める。安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示す。</p> <p>操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「5. 1. 5 環境条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬、設置が確実に行えるように、人力、車両等による運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガーの設置、輪留め等により固定又は固縛ができる設計とする。</p> <p>操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。また、電源操作は、感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事故等対処設備の操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。現場での接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。ディスタンスピースはボルト締めフランジで取り付ける構造とする等操作が確実に行える設計とする。また、重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器及び弁の操作は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要のある設備は、速やかに切替操作可能ないように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。</p>	
<p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬又は移動するとともに、他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p>	
<p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>	変更なし
<p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、高潮及び森林火災を考慮し、外部人為事象に対して近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響を含む。)、有毒ガス及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p>	
<p>アクセスルート及び火災防護に関する運用については、保安規定に定める。</p>	
屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構築物の倒壊、	

変更前	変更後
<p>周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑り)、その他自然現象による影響(津波による漂着物、台風及び竜巻による飛来物、積雪並びに降灰)を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを2台(予備1台)及び油圧ショベルを1台(予備1台)保管、使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザ及び油圧ショベルにより速やかに撤去することにより対処する。また、高潮に対してアクセスルートは津波防護対策を行うことにより、通行への影響を受けない設計とする。自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響を含む。)及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に対</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる設計とする。</p> <p>なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回や油圧ショベルによる段差解消対策により対処する。</p>	
<p>屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響(台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災)及び外部人為事象(近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響を含む。)及び有毒ガス)に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	変更なし
(2) 試験・検査等 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、健全性及び能力を	

変更前	変更後
<p>確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とともに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。</p>	
<p>これらの試験及び検査については、使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に定められた試験及び検査を実施できることに加え、保全プログラムに基づく点検及び日常点検の保守点検内容を考慮して設計するものとする。</p>	変更なし
<p>重大事故等対処設備は機能・性能の確認において、所要の系統機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備する。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するため個別に確認を実施するものは、特性及び機能・性能確認が可能な設計とする。</p>	
<p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りとはしない設計とする。</p>	
また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、その健	

変更前	変更後
<p>全性並びに多様性及び多重性を確認するため、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>運転中における安全保護系に準じる設備である、ATWS緩和設備においては、重大事故等対処設備としての多重性を有さないため、検査実施中に機能自体の維持はできないが、原則として運転中に定期的に健全性を確認するための試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要的動作が発生しない設計とする。</p> <p>代替電源設備及び可搬型のポンプを駆動するための電源は、系統の重要な部分として適切な定期的試験又は検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>5. 2 材料及び構造等</p> <p>設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）並びに重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の材料及び構造であって、5. 2. 1及び5. 2. 2によらない場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確保できるよう JSME 設計・建設規格を参考に同等以上の性能を有することを確認する。また、重大事故等クラス3機器であって、完成品は、5. 2. 1及び5. 2. 2によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。</p> <p>重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部であって、5. 2. 3によらない場合は、母材と同等の方法、同じ試験圧力での耐圧試験にて、当該機器のうち主要な耐圧部の溶接部が、使用前事業者検査により確認する性能と同等以上の性能を有することを確認する。</p> <p>なお、各機器等のクラス区分の適用については、別紙「設備リスト」による。</p> <p>5. 2. 1 材料について</p> <p>(1) 機械的強度及び化学的成分</p> <p>a. クラス1機器、クラス1支持構造物及び炉心支持構造物は、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有する材料を使用する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>b. クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p>	
<p>c. 原子炉格納容器は、その使用される圧力、温度、湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p>	
<p>d. 格納容器再循環サンプスクリーンは、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p>	変更なし
<p>e. 重大事故等クラス3機器（重大事故等クラス3容器、重大事故等クラス3管、重大事故等クラス3ポンプ又は重大事故等クラス3弁）は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して日本工業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p>	
<p>(2) 破壊じん性</p> <p>a. クラス1容器は、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p>	

変更前	変更後
<p>原子炉容器については、原子炉容器の脆性破壊を防止するため、中性子照射脆化の影響を考慮し適切な破壊じん性を維持できるよう、保安規定に、監視試験片の評価結果に基づき 1 次冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを定めて管理する。</p>	
<p>b. クラス 1 機器（クラス 1 容器を除く。）、クラス 1 支持構造物（クラス 1 管及びクラス 1 弁を支持するものを除く。）、クラス 2 機器、クラス 3 機器（工学的安全施設に属するものに限る。）、原子炉格納容器、炉心支持構造物及び重大事故等クラス 2 機器は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p>	
<p>重大事故等クラス 2 機器のうち、原子炉容器については、重大事故等時における温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して損傷するおそれがない設計とする。</p>	変更なし
<p>c. 格納容器再循環サンプスクリーンは、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。</p>	
<p>(3) 非破壊試験</p> <p>クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物（棒及びボルトに限る。）、クラス 2 機器（鋳造品に限る。）、炉心支持構造物及び重大事故等クラス 2 機器（鋳造品に限る。）に使用する材料は、非破壊試験により有害な欠陥がないことを確認する。</p>	

変更前	変更後
<p>5. 2. 2 構造及び強度について</p> <p>(1) 延性破断の防止</p> <p>a. クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、原子炉格納容器、炉心支持構造物、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。</p> <p>b. クラス1支持構造物は、運転状態I及び運転状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。</p> <p>c. クラス1支持構造物であって、クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものは、b. にかかわらず、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。</p> <p>d. クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1弁、クラス1支持構造物、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態IIIにおいて、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。</p>	変更なし

変更前	変更後
e. クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1支持構造物、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。	
f. クラス4管は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	
g. クラス1容器（ボルトその他の固定用金具、オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1支持構造物（クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）及び原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）は、試験状態において、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。	変更なし
h. 格納容器再循環サンプスクリーンは、運転状態I、運転状態II及び運転状態IV（異物付着による差圧を考慮）において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	
i. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じせるおそれがあるものは、運転状態I及び運転状態IIにおいて、延性破断が生	

変更前	変更後
<p>じないよう設計する。</p> <p>j . 重大事故等クラス 2 支持構造物であって、重大事故等クラス 2 機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス 2 機器に損壊を生じさせるおそれがあるものは、設計上定める条件において、延性破断が生じない設計とする。</p> <p>(2) 進行性変形による破壊の防止</p> <p>クラス 1 容器（ボルトその他の固定用金具を除く。）、クラス 1 管、クラス 1 弁（弁箱に限る。）、クラス 1 支持構造物、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態 I 及び運転状態 II において、進行性変形が生じない設計とする。</p> <p>(3) 疲労破壊の防止</p> <p>a . クラス 1 容器、クラス 1 管、クラス 1 弁（弁箱に限る。）、クラス 1 支持構造物、クラス 2 管（伸縮継手を除く。）、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態 I 及び運転状態 II において、疲労破壊が生じない設計とする。</p> <p>b . クラス 2 機器、クラス 3 機器、原子炉格納容器及び重大事故等クラス 2 機器に属する伸縮継手は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>c. 重大事故等クラス2管（伸縮継手を除く。）は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。</p> <p>(4) 座屈による破壊の防止</p> <p>a. クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）、クラス1支持構造物及び炉心支持構造物は、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じない設計とする。</p> <p>b. クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）及びクラス1支持構造物（クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、試験状態において、座屈が生じない設計とする。</p> <p>c. クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3機器、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管及び重大事故等クラス2支持構造物（重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>d. 原子炉格納容器は、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じない設計とする。</p> <p>e. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものは、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、座屈が生じないよう設計する。</p> <p>(5) 破断前漏えいの配慮について 構造及び強度については、破断前漏えい(LBB)概念を適用した荷重を適切に考慮した設計とする。</p> <p>5. 2. 3 主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管、原子炉格納容器、重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・適切な強度を有する設計とする。・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 <p>5. 3 使用中の亀裂等による破壊の防止</p> <p>クラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。</p> <p>使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。</p> <p>使用中のクラス1機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従つて検査及び維持管理を行う。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>5. 4 耐圧試験等</p> <p>(1) クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、施設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の〇・九倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。</p> <p>a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3管であって原子炉容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時の圧力を超える圧力とする。</p> <p>b. 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。</p> <p>(2) 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属す</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>る機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。</p> <p>ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。</p> <p>重大事故等クラス3機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。</p> <p>(3) 使用中のクラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で、使用中の重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。</p> <p>なお、漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」等に従って実施する運用とする。</p> <p>ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は使用時における圧力で試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。</p> <p>重大事故等クラス3機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。</p> <p>(4) 原子炉格納容器は、最高使用圧力の〇・九倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。なお、漏えい率試験は日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」等に従って行う運用とする。ただし、原子炉格納容器隔壁弁の单一故障の考慮については、判定基準に適切な余裕係数を見込むか、内側隔壁弁を開とし外側隔壁弁を閉として試験を実施する。</p>	変更なし

放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目の基本設計方針として、火災防護設備の基本設計方針を以下に示す。

届出範囲に係る部分に限る。

変更前	変更後
<p>用語の定義は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」の第2条（定義）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の1.2（用語の定義）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）	変更なし
<p>第2章 個別項目</p> <ol style="list-style-type: none">1. 火災防護設備の基本設計方針 <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器及びアニュラスの火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置を系統分離も考慮して、火災区域として設定する。建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するため、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じることを定め、管理する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造、オイルパン、ドレンリム、堰、油回収装置、液面の監視及び点検による潤滑油、燃料油の漏えいの早期検知によって漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ及びダイヤフラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>制御タンク及びこれに関連する配管、弁並びに混合ガスボンベを設置する火災区域は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p>	
<p>水素を内包する設備である混合ガスボンベは、必要な本数のみを貯蔵する設計とする。また、ボンベ使用時にボンベ元弁を開操作し、使用後は元弁を閉操作する運用とする。</p>	
<p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。</p>	
<p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。</p>	変更なし
<p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ固体廃棄物である使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、金属製の容器に保管する。なお、固体廃棄物として処理するまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する運用とする。</p>	
火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火	

変更前	変更後
<p>災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い潤滑油及び燃料油を使用する運用とする。</p>	
<p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことによって、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p>	
<p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に高温とならない措置を行うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p>	変更なし
<p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p>	
<p>スイッチギヤ室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する運用とする。</p>	
<p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気</p>	

変更前	変更後
<p>を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油並びに金属で覆われた機器躯体内部</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、実証試験により延焼性等が確認できない核計装用ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>また、上記ケーブル以外に実証試験により自己消火性は確認できるが延焼性が確認できない非難燃ケーブルについては、以下に示すように、(a) 難燃ケーブルを使用する設計、並びに難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保するため、(b) 非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シート、結束ベルト及びシート押さえ器具で覆い複合体を形成する設計、又は (c) 電線管に収納する設計とする。</p> <p>(a) 難燃ケーブルを使用する設計 以下のイ. に示すようにケーブル物量が大幅に削減できる範囲、</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ロ. に示すように過電流による発火リスクの低減が図れる範囲、及びハ. に示すように原子炉格納容器内については、用途や安全性の向上の観点から、難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>イ. ケーブル物量が大幅に削減できる範囲</p> <p>非難燃ケーブルが集中している箇所において、信号を集約し伝送することができる光ケーブル(難燃ケーブル)を使用することで可燃物であるケーブル物量が大幅に削減できる以下の範囲</p> <ul style="list-style-type: none">(イ) 配線処理室(ロ) リレー室 <p>また、難燃ケーブルを使用する範囲は、施工上の観点から上記に加えて(イ)、(ロ)から中継端子盤までの範囲を含む。</p> <p>ロ. 過電流による発火リスクの低減が図れる範囲</p> <p>短絡又は地絡に起因する過電流による発火リスクのある高圧電力及び低圧電力ケーブルである非難燃ケーブルにおいて、高電圧が印加され発火時の発熱量が多い高圧電力ケーブルのうち、通電時間が長く新たに難燃ケーブルを使用することで過電流による発火リスクの低減が図れる以下の対象機器に使用する高圧電力ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none">(イ) チラーユニット(ロ) 1次系冷却水ポンプ(ハ) 充てん／高圧注入ポンプ <p>ハ. 原子炉格納容器内</p> <p>1次冷却材漏えい事故が発生した場合に防火シートがデブリ発生の要因となりうる原子炉格納容器内</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>なお、難燃ケーブルを使用する範囲は、格納容器電線貫通部端子箱（原子炉格納容器側）から原子炉格納容器内の安全機能を有する機器までの範囲とする。</p> <p>(b) 複合体を形成する設計</p> <p>複合体を構成する防火シートには、複合体の難燃性能を確保し形状を維持するため、不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性を確認する実証試験でそれらの性能を有することを確認し、またケーブル及びケーブルトレイに悪影響を及ぼさないため、非腐食性の実証試験でケーブル及びケーブルトレイに与える化学的影響に問題がないことを確認したシートを使用する設計とする。</p> <p>上記性能を有する防火シートを用いて形成する複合体は、イ. に示す複合体外部の火災を想定した場合に必要な設計を行った上で、ロ. に示す複合体内部の発火を想定した場合に必要な設計を加えることで、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。</p> <p>イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、複合体外部の火災に対して、燃焼の 3 要素（熱（火炎）、酸素量、可燃物）のうち熱（火炎）及び酸素量を抑制するため、以下の（イ）～（ニ）に示すとおり非難燃ケーブルの露出を防止することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。また、複合体は、耐延焼性を確認する実証試験にて自己消火し燃え止まること、及び延焼による損傷長が難燃ケー</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ブルよりも短くなることを確認する。</p> <p>(イ) 非難燃ケーブル及びケーブルトレイを、防火シートに重ね代を設けながら覆う。防火シート間重ね代は、ハ. に示す複合体の耐延焼性を確認する実証試験によって自己消火し燃え止まること、延焼による損傷長が難燃ケーブルよりも短くなることを確認した重ね代を確保する。さらに、基準地震動による外力（以下「外力（地震）」という。）が加わっても重ね代を確保するため、この重ね代に外力（地震）に対する防火シートの被覆性の実証試験で確認されるずれの大きさに裕度を確保した値を加えた重ね代とする。</p> <p>防火シート重ね部の重ね回数は、ケーブル及びケーブルトレイの機能が損なわれないように、熱の蓄積による影響として、複合体形成後の電流値が設計基準におけるトレイ形状での電流値と比較し、通電機能が損なわれない電流低減度合いであり、且つケーブルトレイの重量増加の影響として、ケーブルトレイの重量余裕以内である重ね回数とする。</p> <p>(ロ) 防火シートで覆った状態を維持するため、防火シートは、結束ベルトで固定する。防火シートは、外力（地震）に対する防火シートの被覆性の実証試験で外れないことを確認した結束ベルトによりシート重ね部を固定することに加えて、非難燃ケーブルが露出しないことを確認した間隔にて固定する。</p> <p>(ハ) 施工後、複合体の難燃性能を維持する上で、防火シートのずれ、隙間及び傷の範囲を考慮し、これらの範囲を外力（地</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>震)に対する防火シートの被覆性及び複合体の頑健性を実証試験により確認した防火シートをケーブル表面に沿わせて有意な隙間がないように巻き付ける。</p> <p>(二) 防火シートの隙間が拡大することを抑えるため、外力(地震)に対する防火シートの被覆性の実証試験で外れないことを確認したシート押さえ器具により防火シート重ね部を押え付ける。</p> <p>ロ. 複合体内部の発火を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により複合体内部の非難燃ケーブルが発火した火災に対して、酸素量を抑制するため以下の一(イ)に示す複合体内部を閉塞空間とする措置を講じるとともに、複合体外部への延焼を抑制するために以下の(ロ)に示す複合体外部への火炎の露出を防止する措置を講じることにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。また、複合体は、複合体内部ケーブルの耐延焼性を確認する実証試験によって過電流が継続しない場合は自己消火し燃え止まること、及び遮炎性を確認する実証試験によって防火シートで複合体内部の火炎が遮られ外部に露出しないことを確認する。</p> <p>(イ) 複合体内部を閉塞空間とする措置</p> <ol style="list-style-type: none">ケーブルトレイが火災区画の境界となる壁、天井又は床を貫通する部分に3時間以上の耐火能力を確認した耐火シールを処置する。シート押さえ器具は、耐延焼性の実証試験で特定した延焼	変更なし

変更前	変更後
<p>の可能性のあるトレイ敷設方向で、トレイ間の段差をつなぐケーブルトレイに設置する。</p> <p>iii. シート押さえ器具は、耐延焼性の実証試験で複合体が燃え止まることを確認したシート押さえ器具にて防火シートを押さえ付ける。</p> <p>iv. 施工後、複合体の難燃性能を維持する上で、防火シートのずれ、隙間及び傷の範囲を考慮し、これらの範囲を外力（地震）に対する防火シートの被覆性及び複合体の頑健性を実証試験により確認した防火シートをケーブル表面に沿わせ、有意な隙間がないように巻き付ける。</p> <p>(ロ) 複合体外部への火炎の露出を防止する措置</p> <p>i. ケーブル及びケーブルトレイを、防火シートに重ね代を設けながら覆う。防火シートの重ね代は、イ. (イ) で設計した重ね代とする。</p> <p>ii. 防火シートで覆った状態を維持するため、防火シートは、結束ベルトで固定する。防火シートは、外力（地震）に対する防火シートの被覆性の実証試験で外れないことを確認した結束ベルトによりシート重ね部を固定することに加えて、非難燃ケーブルが露出しないことを確認した間隔にて固定する。</p> <p>iii. 防火シートの隙間が拡大することを抑えるため、外力（地震）に対する防火シートの被覆性の実証試験で外れないことを確認したシート押さえ器具により防火シート重ね部を押さえ付ける。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>その際、ケーブルトレイの機能が損なわれないように、複合体形成後の重量がケーブルトレイの重量余裕以内であることを確認した範囲でシート押さえ器具の設置数を制限する。</p> <p>ハ. 複合体の仕様、構造及び寸法</p> <p>以上の設計方針により設計した複合体を構成する防火シート、結束ベルト及びシート押さえ器具の仕様、並びに複合体の構造及び寸法を以下に示す。</p> <p>(イ) 防火シートの仕様</p> <p>以下の i . ~ vi . に示す試験で性能を確認した防火シートと同一仕様であり、同試験を満足する性能を有する防火シートを使用する。</p> <p>i . 不燃性</p> <p>実証試験：発熱性試験</p> <p>一般財団法人 日本建築総合試験所防耐火性能試験・評価業務方法書</p> <p>8A-103-01</p> <p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総発熱量が $8\text{MJ}/\text{m}^2$ 以下であること・ 防火上有害な裏面まで貫通するき裂及び穴がないこと・ 最高発熱速度が、10 秒以上継続して $200\text{kW}/\text{m}^2$ を超えないこと <p>ii . 遮炎性</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>実証試験 :</p> <p>(i) 遮炎・準遮炎性能試験(70 分)</p> <p>一般財団法人 日本建築総合試験所 防耐火性能試験・評価業務方法書</p> <p>8A-103-01</p> <p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・火炎が通るき裂等の損傷及び隙間を生じないこと・非加熱面で 10 秒を超えて継続する発炎がないこと・非加熱面で 10 秒を超えて連続する火炎の噴出がないこと <p>(ii) 過電流通電試験</p> <p>複合体内部に一層敷設した高圧電力ケーブルに対して過電流を通電する</p> <p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・発火したケーブルの火炎が複合体外部へ露出しないこと <p>iii. 耐久性</p> <p>(i) 熱・放射線劣化</p> <p>実証試験 : 热劣化試験、放射線照射試験</p> <p>電気学会技術報告 II 部第 139 号 (原子力発電所電線・ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼試験方法に関する推奨案)</p> <p>(ii) 耐寒性</p> <p>実証試験 : 耐寒性試験</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>「JIS C 3605 600V ポリエチレンケーブル」の耐寒</p> <p>(iii) 耐水性 実証試験：耐水性試験 「JIS K 5600-6-2 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質—第2節：耐液体性（水浸せき法）」</p> <p>(iv) 耐薬品性 実証試験：耐薬品性試験 「JIS K 5600-6-1 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質—第1節：耐液体性（一般の方法）」</p> <p>判定基準 ((i)～(iv)共通) ・外観に割れ、腫れ、変色のないこと</p> <p>iv. 外力（地震）に対する被覆性 実証試験：加振試験 基準地震動 Ss（模擬地震波及び静的荷重）において実施 なお、防火シート間重ね代の設定値に保守性を考慮する ため防火シート重ね部のずれを測定する</p> <p>判定基準 ・ケーブルが外部に露出しないこと</p> <p>v. 非腐食性 実証試験：pH 試験 「JIS K 6833-1 接着剤—一般試験方法—第1部：基本特性の求め方」の pH</p> <p>判定基準 ・強酸 (pH1～3) でないこと</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>vi. 耐延焼性</p> <p>実証試験 :</p> <p>(i) 複合体外部の火災を想定した試験</p> <p>① ケーブル種類毎の耐延焼性</p> <p>IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験を基礎とした「電気学会技術報告Ⅱ部第139号(原子力発電所電線・ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼試験方法に関する推奨案)」の燃焼条件に準拠した方法 判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・複合体が燃え止まること・複合体の損傷長が難燃ケーブルの損傷長(1,200mm)より短いこと <p>② 加熱熱量の違いによる耐延焼性</p> <p>①の試験で最も複合体の損傷長が長いケーブルを用いて、①の燃焼条件のうち加熱熱量を変化させる(加熱熱量は 10kW, 20kW, 30kW, 40kW にて試験を行う)</p> <p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・複合体が燃え止まること・複合体の損傷長が難燃ケーブルの損傷長(10kW:650mm, 20kW:1,500mm, 30kW:2,000mm, 40kW:2,530mm)より短いこと <p>③ 複合体構成要素のばらつきを組合せた耐延焼性</p> <p>①の試験で最も複合体の損傷長が長いケーブルを用</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>いて、複合体損傷長が最も長くなるように構成品の ばらつきを組合せた複合体を①の燃焼条件にて燃焼 させる</p> <p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・複合体が燃え止まること・複合体の損傷長が難燃ケーブルの損傷長 (1,500mm)より短いこと <p>(ii) 複合体内部の発火を想定した試験</p> <p>① 内部ケーブルの耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none">・延焼の可能性のあるトレイ敷設方向を特定するた め、水平、勾配(45°)、垂直トレイにおいて(i) ①の試験で最も複合体の損傷長が長いケーブルを 用いた複合体の内部ケーブルを、(i)①の燃焼条 件にて直接燃焼させる・特定したトレイ敷設方向に対してシート押さえ器 具を設置し燃焼させる <p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・シート押さえ器具による防火シートの押さえ箇所 で複合体が燃え止まること <p>(iii) 複合体の頑健性(隙間模擬試験)の確認</p> <p>① 複合体外部の火災を想定した試験</p> <p>(i) ①の試験で最も複合体の損傷長が長いケーブル を用いて、防火シートとケーブル間に隙間を設けた 複合体を(i)①の燃焼条件にて燃焼させる。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・複合体が燃え止まること・複合体の損傷長が難燃ケーブルの損傷長(1,500mm)より短いこと <p>② 複合体内部の発火を想定した試験</p> <p>(i) ①の試験で最も複合体の損傷長が長いケーブルを用いて、シート押さえ器具が1つ脱落した場合を想定し、防火シートとケーブル間に隙間を設けた複合体の内部ケーブルを、(i)①の燃焼条件にて直接燃焼させる。</p> <p>このとき、加熱源とシート押さえ器具による防火シートの押さえ箇所までの間を1,600mmとする。</p> <p>判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・シート押さえ器具による防火シートの押さえ箇所までの間(1,600mm)で燃え止まること <p>(ロ) 結束ベルトの仕様</p> <p>以下のi.及びii.に示す試験で性能を確認した結束ベルトと同一仕様であり、同試験を満足する性能を有する結束ベルトを使用する。</p> <p>i. 耐久性</p> <p>(i) 热・放射線劣化</p> <p>実証試験：热劣化試験、放射線照射試験</p> <p>電気学会技術報告II部第139号（原子力発電所電線・ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼試験方法に</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>関する推奨案)</p> <p>(ii) 耐寒性</p> <p>実証試験：耐寒性試験 「JIS C 3605 600V ポリエチレンケーブル」の耐寒</p> <p>(iii) 耐水性</p> <p>実証試験：耐水性試験 「JIS K 5600-6-2 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質 —第2節：耐液体性（水浸せき法）」</p> <p>(iv) 耐薬品性</p> <p>実証試験：耐薬品性試験 「JIS K 5600-6-1 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質 —第1節：耐液体性（一般的方法）」</p> <p>判定基準 ((i)～(iv)共通)</p> <ul style="list-style-type: none">・外観に割れ、膨れ、変色のないこと <p>ii. 外力（地震）に対する被覆性</p> <p>実証試験：加振試験 基準地震動 Ss（模擬地震波及び静的荷重）において実施 判定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・結束ベルトが外れないこと・ケーブルが外部に露出しないこと <p>(ハ) シート押さえ器具の仕様</p> <p>以下の i. 及び ii. に示す試験で性能を確認したシート押さ</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>え器具と同一仕様であり、同試験を満足する性能を有するシート押さえ器具を使用する。</p> <p>i . 外力（地震）に対する被覆性 実証試験：加振試験 基準地震動 Ss（模擬地震波及び静的荷重）において実施判定基準 ・シート押さえ器具が外れないこと（垂直トレイのみ）</p> <p>ii . 耐延焼性 実証試験：複合体内部の発火を想定した試験 (i) 内部ケーブルの耐延焼性 (イ) vi . (ii)の試験方法及び判定基準と同様 (二) 複合体の構造及び寸法 複合体の構造及び寸法は、防火シート、結束ベルト及びシート押さえ器具の性能を(イ)～(ハ)に示す試験で確認する結果を基に、以下の i . ~viii. のとおり設定する。 i . 防火シート間重ね代 (イ) ii . (ii)及び(イ) vi . の試験を満足する重ね代に、 (イ) iv . の試験で確認される防火シートのずれの大きさに裕度を確保した値を加えた重ね代を設定する。ただし、最も施工範囲が広い直線形トレイについては、以下の vii . , viii . を満足する範囲内で施工性を考慮して上限値を設定する。 ii . 防火シートとケーブル間の隙間 (イ) vi . (iii)の試験を満足する隙間の範囲内とするた</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>め、防火シートとケーブル間に有意な隙間がないよう防火シートを巻き付ける。</p> <p>iii. 結束ベルト間隔 (ロ) ii. の試験を満足することを確認した間隔以内となる間隔を設定する。</p> <p>iv. シート押さえ器具設置対象 (ハ) ii. の試験にて延焼の可能性があると特定したトレイ敷設方向を対象に設定する。</p> <p>v. シート押さえ器具の押さえ付け時寸法 (ハ) ii. の試験を満足するシート押さえ器具の押さえ付け時寸法以内となる寸法を設定する。</p> <p>vi. シート押さえ器具間隔 (ハ) i. の試験を満足するシート押さえ器具間隔未満とするとともに、以下viii. を満足する間隔を設定する。</p> <p>vii. 防火シートの巻き付け回数 熱の蓄積による影響として、複合体形成後の電流値が、新たに敷設するケーブル選定時に使用する設計基準におけるトレイ形状での電流値と比較し、通電機能が損なわれない電流低減度合いであり、且つケーブルトレイの重量増加の影響として、ケーブルトレイの重量余裕以内である巻き付け回数を設定する。</p> <p>viii. シート押さえ器具設置数 複合体形成後の重量がケーブルトレイの重量余裕以内であるシート押さえ器具の設置数以内で設置数を設定</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>する。</p> <p>(c) 電線管に収納する設計 複合体とするケーブルトレイから火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に接続するために電線管で敷設される非難燃ケーブルは、火災を想定した場合にも延焼が発生しないよう、電線管に収納するとともに、電線管の両端は電線管外部からの酸素供給防止を目的として、難燃性の耐熱シール材を処置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）から、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策や空冷式非常用発電装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策により、火災の発生防止を講じる設計とする。地滑りについては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認することで火災の発生防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件、予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組みあわせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、環境条件を考慮し、アナログ式でない熱感知器、防爆型の熱感知器、防爆型の炎感知器を設置する設計</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>とする。</p> <p>なお、廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアは、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれではなく、火災感知器を設置しない。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤（「1・2・3号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所においても監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能な火災感知器を設置する。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>b. 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるスプリンクラー（「3号機設備」、「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））、全域ハロン消火設備（「3号機設備」、「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））、局所ハロン消火設備、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備（「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>なお、廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアは、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれではなく、固定式の消火設備を設置しない。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消防要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消防要員による消火活動が困難である場合は、格納容器スプレ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p>	
(a) 消火設備の消火剤の容量 <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するために、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及び水噴霧消火設備については消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>消火栓、水噴霧消火設備及びスプリンクラー（原子炉補助建屋を除く。）への消防用水供給系の水源である淡水タンク（「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））、原子炉補助建屋の消火栓（地震等により淡水タンクが使用できない場合）及びスプリンクラーに使用する消防水タンクは、スプリンクラーの最大放水量で、消防を2時間継続した場合の水量(130m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消火ポンプ（「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））及びディーゼル消火ポンプ（「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））の設置による多様性並びに水源である淡水タンク4基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>ディーゼル消火ポンプの駆動用の燃料は、ディーゼル消火ポンプ燃料サービスタンク（「1・2・3号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））に貯蔵する。</p> <p>また、原子炉補助建屋の消火栓（地震等により淡水タンクが使用できない場合）及びスプリンクラーへの消防用水供給系は2台の消防水ポンプ、8基の消防水タンクの設置により多重性を有する設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>格納容器スプレ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の多重性を有する内部スプレポンプ、1基の燃料取替用水タンクを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水タンクは、格納容器スプレ設備による消火時間を考慮した容量とする。</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備は、動的機器の单一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁やガス消火設備の選択弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給</p> <p>消防用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消防を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消防水タンクには、「(a) 消火設備の消防剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保する運用とすることによって、消防を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p> <p>ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火水ポンプ及び格納容器スプレ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>イ. 火災による二次的影響の考慮</p> <p>スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備及び二酸化炭素消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	
<p>水噴霧消火設備は、放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさない水の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	
<p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p>	
<p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p>	変更なし
<p>ロ. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p>	
<p>管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p>	
<p>ハ. 消火栓の配置</p>	
<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠</p>	

変更前	変更後
<p>し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(c) 消火設備の警報</p> <p>イ. 消火設備の故障警報</p> <p>電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及び水噴霧消火設備は、設備異常の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報</p> <p>固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>イ. 凍結防止対策</p> <p>外気温度が約 0°Cまで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能を維持する設計とする。</p> <p>ロ. 風水害対策</p> <p>電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>消火設備及び水噴霧消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策</p> <p>消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他</p> <p>イ. 移動式消火設備</p> <p>移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又は故障の場合に備えた小型動力ポンプ付水槽車を配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具</p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策</p> <p>自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消防要員による運搬が可能な排風機の配備によって、排煙による消防要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>二. 燃料設備</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>a. 火災の影響軽減対策</p> <p>火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段（以下「成功パス」という。）を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>手段を、手動操作に期待しても、少なくとも 1 つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策</p> <p>中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。</p> <p>イ. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁</p> <p>火災防護対象機器等は、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>ロ. 1 時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>火災防護対象機器等は、想定される火災に対して 1 時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験により 1 時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1 時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの真下に火災</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置し、(2) 火災の感知及び消火 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成 ロ. に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策</p> <p>中央制御盤のうち、火災防護対象機器等を有する安全系 VDU 盤は、火災によりすべての区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、</p> <p>(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>系統分離として、中央制御盤の画面表示装置 (VDU) 間、光交換ユニット間、電源装置間、盤内配線間、盤内配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づく分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認したテフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>また、2個隣接する安全系 VDU 盤それぞれの区画を成功パスとし、安全系 VDU 盤の筐体間を1時間の耐火能力を有する隔壁により分離する設計とする。</p> <p>安全系 VDU 盤内には、火災の早期感知を目的として、煙感知器を設置し、念のため、安全系 VDU 盤に隣接する盤内についても、火災を早期に感知するため、煙感知器を設置する。また、常駐する運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。</p>	
<p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策</p> <p>原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、(a)に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に対する火災影響を軽減するため、以下のケーブルトレイに鉄製の蓋を設置し、火災防護対象機器等は筐体内に収納する設計とする。なお、ケーブルトレイに設置する鉄製の蓋には、消火水がケーブルトレイへ浸入するための開口を設置する設計とする。</p> <p>(イ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が6m以上の離隔を有する場合は、いずれか一方の</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイから 6m以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製の蓋を設置する設計とする。</p> <p>(ロ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が 6mの離隔を有しない場合は、同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される両方のケーブルトレイ及びいずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイから周囲 6m以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製の蓋を設置する設計とする。</p> <p>(ハ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6m以上の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設される電線管から 6m以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製の蓋を設置する設計とする。</p> <p>(ニ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6mの離隔を有しない場合は、上記 (ハ) と同じ対策を実施する設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>ロ. 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>ハ. 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>策を行うため、消防要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する格納容器スプレ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p>	
<p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するため、防火ダンパを設置する。</p> <p>換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p>	
<p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。</p> <p>電気ケーブルが密集する配線処理室は、自動消火設備である全域ハロン消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p>	変更なし
<p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	
b. 原子炉の安全確保	

変更前	変更後
<p>(a) 原子炉の安全停止対策</p> <p>イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定した設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく单一故障を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p> <p>(b) 火災の影響評価</p> <p>イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区画（以下「火災区域等」という。）の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動</p>	
	変更なし

変更前	変更後
<p>が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の結果に応じ、以下に示す火災影響評価によって確認する。</p> <p>火災影響評価は、火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、運用を定める。</p> <p>(イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合</p> <p>当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合</p> <p>当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>及び設計基準事故に対処するための機器に対し单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>(4) 設備の共用</p> <p>火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区画に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</p>	変更なし

放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目の基本設計方針として、浸水防護施設の基本設計方針を以下に示す。

届出範囲に係る部分に限る。

変更前	変更後
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none">設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）	変更なし
<p>第2章 個別項目</p> <ol style="list-style-type: none">発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止1 溢水防護等の基本方針 <p>設計基準対象施設が、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全性を損なうおそれのない設計とする。そのため、溢水防護に係る設計時に、原子炉施設内における溢水の発生による影響を評価し、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護処置その他の適切な処置を講じる。（以下「溢水評価」という。）具体的には、運転状態にある場合は、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、高温停止状態にある場合は低温停止できる設計とし、低温停止状態にある場合は、引き</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針に基づき、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、主給水流量喪失、外部電源喪失等により発生する溢水の影響を受けて運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器に対し、单一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備（以下「防護対象設備」という。）が、浸水防護や検知機能等によって発生を想定する没水、被水及び蒸気の影響を受けて、要求される機能を損なうおそれのない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれのない設計）とする。</p> <p>重大事故等対処設備については、溢水影響を受けて設計基準事故対処設備、燃料ピット冷却浄化系の設備及び燃料取替用水系の設備と同時に要求される機能を損なうおそれのない設計とするために、被水又は蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて位置的分散を図り、没水影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</p> <p>溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」という。）として防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。</p> <p>屋外、タービン建屋にて発生する溢水に対して、タービン建屋を経由し屋外排水路逆流防止設備（排水路）からの排水により、防護すべ</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>き設備が要求される機能を損なうおそれのない設計とする。また、泥水による海水ポンプ取水性への影響がない設計とする。</p> <p>原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料ピット、キャナル、キャスクピット及び原子炉キャビティ（キャナル含む。））から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、溢水防護区画において、各種対策設備の追加及び資機材の持込み等により評価条件としている可燃性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行う運用とする。また、溢水全般について教育を定期的に実施する運用とする。</p>	
<p>2. 2 溢水源及び溢水量の設定</p> <p>溢水影響を評価するために、想定する機器（配管及び容器）の破損により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）、発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。）、地震に起因する機器の破損及び使用済燃料ピット等のスロッシングにより生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）並びにその他の要因（地下水の流入、地震以外の自然現象に起因して生じる破損等）により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）を踏まえ、溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>想定破損による溢水では、高エネルギー配管は「完全全周破断」、</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>低エネルギー配管は「配管内径の 1/2 の長さと配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）の破損を想定した溢水量とし、想定する破損箇所は溢水影響が最も大きくなる位置とする。高エネルギー配管の溢水評価では、ターミナルエンドを除き応力評価の結果により発生応力が許容応力の 0.4 倍を超える 0.8 倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。また、隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を考慮して溢水量を算出する。ただし、応力評価結果により、発生応力が許容応力の 0.4 倍以下を満足する配管については破損を想定しない。低エネルギー配管の溢水評価では、貫通クラックによる溢水を想定し、隔離による漏えい停止に必要な時間から溢水量を算出する。また、隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を考慮して溢水量を算出する。ただし、応力評価結果により、発生応力が許容応力の 0.4 倍以下を満足する配管については破損を想定しない。なお、想定破損において配管応力評価に基づき破損形状の設定を行う場合は、評価結果に影響するような配管減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>高エネルギー配管として運転している時間の割合が、当該系統の運転している時間の 2% 又はプラント運転期間の 1% より小さいことから低エネルギー配管とする場合は、低エネルギー配管とみなす条件を満足していることを確認するため、運転時間実績管理を実施する</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>こととし保安規定に定めて管理する。</p> <p>消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消火栓又はスプリンクラーからの放水量を溢水量として設定する。消火栓については、3時間の放水により想定される溢水量又は火災源が小さい場合においては、その可燃性物質の量及び等価火災時間を考慮した消火活動に伴う放水により想定される溢水量を設定する。スプリンクラーからの放水については、火災防護設備の基本設計方針（平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」）の放水量に基づき、放水停止に要する時間については、火災発生時の中央制御室での警報発信後から、現場到着までの時間、状況確認及びスプリンクラーの放水停止までの時間に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。スプリンクラーには自動起動及び手動起動があるが、溢水評価においては両者を区別せずに溢水量を算出する。なお、高エネルギー配管破断時の環境温度よりも高い作動温度のスプリンクラーヘッドを適用することで高エネルギー配管の破損によってもスプリンクラーが誤って作動しないため、高エネルギー配管破断とスプリンクラーからの放水による溢水をあわせて想定しない。スプリンクラー設備の設計については、火災防護設備の基本設計方針（平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」）による。</p> <p>スプリンクラーからの放水によって、同時に2系統の防護すべき設備が機能喪失するおそれがあるエリアにはハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置することで、防護すべき設備の要求される</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>機能を損なうおそれのない設計とする。ハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置したエリアでは溢水量を考慮しないが、隣接するエリアでの消火栓からの放水及びスプリンクラーからの放水による溢水の伝播を考慮して溢水量を算出する。なお、高エネルギー配管の破損によるスプリンクラーの誤作動については防止対策を図る設計とする。スプリンクラー設備の設計については、火災防護設備の基本設計方針（平成 28 年 10 月 26 日付け原規規発第 1610261 号にて認可された工事計画の添付資料 7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」）による。</p> <p>格納容器スプレイ系については原子炉格納容器内でのみ生じ、防護すべき設備は耐環境性があることから格納容器スプレイ系の作動により発生する溢水により原子炉格納容器内の防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれはない。なお、格納容器スプレイ系の作動回路は、チャンネルの単一故障を想定してもその機能を失うことなく、かつ、誤信号発生による誤動作を防止する設計とする。</p> <p>具体的には、原子炉格納容器圧力異常高の「2 out of 4」信号による自動作動又は中央制御盤上の操作スイッチ 2 個を同時に操作することによる手動作動としていることを確認する設計とする。</p> <p>地震起因による溢水では、流体を内包する溢水源となり得る機器のうち、基準地震動による地震力に対して、破損するおそれがある機器を溢水源とする。耐震 S クラス機器については、基準地震動による地震力に対して、破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震 B, C クラス機器のうち、耐震 S クラスの機器と同様に基準地震動による地震力に対して、耐震性が確保されているもの</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(水位制限によるものを含む。) 又は耐震対策工事により、耐震性が確保されるものについては溢水源として想定しない。</p> <p>運用停止により系統保有水がない系統については、溢水源として想定しない。</p> <p>防護すべき設備が設置される建屋内において、溢水が伝播するおそれのないよう必要に応じてタンクの水位制限を設ける場合は、制限範囲内で運用するため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>運用停止により系統保有水がない系統については、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。</p> <p>溢水源となる容器については全保有水量を溢水量とする。溢水源となる配管は完全全周破断を考慮した溢水量とするが、防護すべき設備が設置される建屋内で、破損を想定しない配管は基準地震動による地震力に対して、耐震性を確保する設計とする。</p> <p>また、運転員による手動操作により漏えい停止を行う溢水源に対して、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出するとともに、隔離後の隔離範囲内の系統の保有水量を考慮して溢水量を算出する。</p> <p>基準地震動により発生する使用済燃料ピット（キャナル及びキャ</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>スクピットを含む。) のスロッシングにて使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量を算出する。</p> <p>地震、津波、竜巻及び降水の自然現象による波及的影響により発生する溢水に対しては、防護すべき設備及び溢水源となる屋外タンクの配置も踏まえて、最も厳しい条件となる自然現象による溢水の影響を考慮して溢水量を算出する。</p> <p>配管の想定破損による溢水、スプリンクラーからの放水による溢水及び地震による溢水評価において、溢水量を制限するために漏えい停止操作に期待する場合は、溢水発生時に的確に操作を行うため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。また、運転員が溢水発生時に的確な判断・操作等を行うため、溢水発生時の対処に係る訓練を定期的に実施する運用とする。</p> <p>火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水に関する注意事項について、教育を定期的に実施する運用とする。</p> <p>水密化された区画は、防護すべき設備が設置されておらず、区画内のタンク保有水全量が漏えいしても区画外に漏えいする開口部はない。また、水密化区画を構成する壁については、基準地震動による地震力に対して、水密化区画外への溢水伝播防止機能を損なうおそれのない設計とすること、壁貫通部には流出防止のために止水処置を実施することから、区画内で発生する溢水は溢水源としない。</p> <p>その他の溢水については、地下水の流入、竜巻による飛来物の衝突による屋外タンクの破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動や弁グランド部、配管法兰ジ部からの漏えい</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>事象等を想定する。</p> <p>2. 3 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水影響を評価するために、溢水防護上の評価区画及び溢水経路を設定する。</p> <p>溢水防護区画は、防護すべき設備を設置しているすべての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。</p> <p>溢水防護区画は壁、扉及び堰又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて環境の温度及び放射線量並びに薬品、溢水水位及び漂流物による影響を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。また、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。</p> <p>また、建屋外の防護すべき設備である海水ポンプ及びディーゼル発電機(吸気口)が要求される機能を損なうおそれのないようにタービン建屋を溢水経路(タービン建屋開口部及び取水口構台を含む。)に設定する。</p> <p>溢水の伝播を防止するため水密扉を設置する場合は、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を的確に行うため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>2. 4 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(1) 没水影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのない設計とする。また、溢水の流入状態、溢水源からの距離、運転員のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、機能喪失高さは溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、防護すべき設備に対して溢水防護区画ごとに算出される溢水水位にゆらぎの影響を踏まえた裕度 100mm を確保する。</p> <p>没水の影響により、防護すべき設備が溢水水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水により発生する水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁、扉、堰又は貫通部止水処置により溢水伝播を防止するための対策又は対象設備の水密化処置を実施する。</p> <p>主蒸気配管及び主給水配管の敷設エリアのうち、蒸気漏えいにおける溢水により防護すべき設備が没水するおそれのある中間建屋 E. L. [] m から E. L. [] m に至る A ループ主蒸気配管及び主給水配管敷設エリア、中間建屋 E. L. [] m から E. L. [] m に至る A, B, C ループ主蒸気配管及び主給水配管敷設エリア並びにディーゼル建屋 E. L. [] m の A, B, C ループ主蒸気配管敷設エリアにおい</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>では、主蒸気配管及び主給水配管における想定破損箇所とその周辺の防護すべき設備の間に主蒸気配管・主給水配管区画を設置し、区画外への溢水伝播防止に必要な止水処置により溢水伝播を防止するための対策を実施し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は止水に必要となる構造強度を評価することで、止水性を確認する設計とする。</p> <p>消火栓を用いた放水を行う場合は、機能喪失高さが低い防護すべき設備を消火栓の放水による溢水により機能喪失させないため、消火栓の放水時の注意事項を現場に表示することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>防護すべき設備が没水した場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認する運用とする。また、消防活動により放水した場合は、溢水評価に係る妥当性を確認するため、放水後の放水量の検証を行う運用とする。</p> <p>(2) 被水影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水又は天井面開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。防護すべき設備が、浸水に対する保護構造を有し被水影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない設計又は機能を損なうおそれがない配置とする。また、被水影響を受けて要求される機能を損なうおそれのある場合には、保護カバーや盤筐体扉部のパッキンにより要求される機能を損なうおそれのない設計とし、実機</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>での被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれのないことを被水試験により確認する設計とする。</p> <p>防護すべき設備が被水した場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認する運用とする。</p> <p>(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定破損発生区画内で想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により評価する。</p> <p>蒸気曝露試験又は試験困難な場合に実施した既往の知見に基づく試験相当の評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件が、漏えい蒸気による環境条件(圧力、温度及び湿度)を満足し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのない設計又は防護すべき設備が蒸気影響を受けて要求される機能を損なうおそれのない配置とする。</p> <p>漏えい蒸気影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、蒸気漏えいを自動検知し、隔離(直ちに環境温度が上昇し、健全性が確認されている条件を超えるおそれがある場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離)を行うために、蒸気漏えい検知システム(温度センサ、蒸気止め弁、漏えい検知監視制御盤)を設置する。蒸気止め弁は、補助蒸気系に設置し隔離信号発信後25秒以内に自動隔離する設計とする。</p> <p>中間建屋 E.L. [] m 及び E.L. [] m の主蒸気配管及び主給水</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>配管の外部遮蔽壁部のターミナルエンド並びに E.L. [] m の主給水配管のタービン建屋・中間建屋境界壁部のターミナルエンドについては、防護カバーを設置し、配管と防護カバーのすき間（両側合計4mm以下）を流出面積と設定することで漏えい蒸気量を抑制する設計とする。</p> <p>また、主蒸気配管及び主給水配管の敷設エリアのうち、漏えい蒸気によって防護すべき設備への影響が蒸気曝露試験及び机上評価で防護すべき設備の健全性が確認されている条件（圧力、温度及び湿度）を超えるおそれのある中間建屋 E.L. [] m から E.L. [] m に至る A ループ主蒸気配管及び主給水配管敷設エリア、中間建屋 E.L. [] m から E.L. [] m に至る A, B, C ループ主蒸気配管及び主給水配管敷設エリア並びにディーゼル建屋 E.L. [] m の A, B, C ループ主蒸気配管敷設エリアにおいては、主蒸気配管及び主給水配管における想定破損箇所とその周辺の防護すべき設備の間に主蒸気配管・主給水配管区画を設置し、漏えい蒸気により区画外の防護すべき設備の要求される機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>主蒸気配管・主給水配管区画の設置に当たり主蒸気配管及び主給水配管の破断時における区画内外の蒸気環境を評価するとともに、区画壁からの放熱による熱的影響で防護すべき設備の要求される機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>主蒸気配管及び主給水配管の敷設エリアの区画化に当たり中間建屋 E.L. [] m の A ループ主蒸気配管及び主給水配管区画壁面、中間建屋 E.L. [] m の A, B, C ループ主蒸気配管及び主給水配管区画壁面並びにディーゼル建屋 E.L. [] m の A, B, C ループ主蒸気</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>配管区画壁面と天井に破断ピンの破断により開放するブローアウトパネルを設置して、配管破断時の区画内の内圧の低減を図る設計とする。</p> <p>防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認する運用とする。</p> <p>(4) その他の溢水影響に対する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム又は運転員の状況確認により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等により漏えいを止めることで防護すべき設備の要求される機能を損なうおそれのない設計とする。このため、漏えいを止めることを的確に実施するため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動による地震力に対して生じるスロッシング現象を3次元流動解析により評価し、使用済燃料ピット外へ漏えいする水量を考慮して溢水量を算出する。また、使用済燃料ピットの初期水位等の評価条件は保守的となるように設定する。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料ピット水位を求め、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料が貯蔵されている状態（燃料取替時を除く。）</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>での放射線業務従事者の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足する遮蔽機能並びに使用済燃料ピットへの給水機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>2. 6 建屋外からの流入防止に関する溢水評価及び防護設計方針 防護すべき設備が設置される建屋外で発生を想定する溢水の影響を評価し、防護すべき設備が設置される建屋内へ溢水が流入し伝播するおそれのない設計とする。</p> <p>防護すべき設備が設置される建屋外で、発生を想定する溢水が建屋内へ伝播するおそれがある場合は、溢水水位に対して止水性を維持する扉の設置及び貫通部止水処置を実施し、溢水の伝播を防止する設計とする。また、防護すべき設備が設置される建屋外で発生を想定する地下水は、建屋最下層にある湧水サンプより排水する設計とする。</p> <p>自然現象による溢水影響については、地震、竜巻等による溢水が、防護すべき設備が設置される建屋内へ流入し伝播するおそれのない設計とする。具体的には、地震、竜巻及び降水により、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播するおそれのない設計とする。</p> <p>なお、循環水管の損傷箇所からの津波による海水の流入については、別途実施する「1. 3 津波防護対策」の津波浸水量を考慮する。なお、取・放水側からタービン建屋への流入を想定しても、津波到達前のタービン建屋内の溢水による水頭圧により、津波の流入がないことを確認する方針とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>タービン建屋で発生する溢水については、タービン建屋開口部から海水ポンプ側、放水路側の両側へ排出可能な設計とし、またタービン建屋側の水位が下がれば放水路側からタービン建屋開口部を経由し、タービン建屋、タービン建屋開口部及び取水口構台を通り屋外排水路逆流防止設備（排水路）から排出可能な設計とする。また、漂流物により溢水経路を阻害する可能性がある場合は対策を実施する。</p>	
<p>屋外排水路逆流防止設備（排水路）については、排水が期待できることを定量的に評価するとともに漂流物により溢水経路を阻害する可能性がある場合は対策を実施する。なお、評価ガイドに基づき、屋外排水路逆流防止設備（排水路）及びタービン建屋開口部については、排出量が最も大きな1箇所からの流出は期待しないものとして排出量を算出する。</p>	変更なし
<p>防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播するおそれのないよう必要に応じて屋外タンクの水位制限を設ける場合は、制限範囲内で運用するため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p>	
<p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は止水に必要な構造強度を評価することで、止水性を確認する設計とする。</p>	
<p>2. 7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針</p>	
<p>放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料ピット、キャナル、キャスクピット及び原子炉</p>	

変更前	変更後
<p>キャビティ（キャナル含む。）より、発生する放射性物質を含む液体の溢水量、溢水防護区画及び溢水経路により溢水水位を評価し、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止し伝播するおそれのない設計とする。</p> <p>放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそれがある場合には、溢水水位を上回る高さまで、止水性を維持する堰により管理区域外への溢水伝播を防止するための対策を実施する。</p> <p>2. 8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計</p> <p>溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は、以下のとおり設計する。</p> <p>また、浸水防護施設が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を実施する運用とする。</p> <p>壁、堰、扉及び貫通部止水処置については、基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>主蒸気配管・主給水配管区画については、配管の破断により発生する荷重（内圧又は静水圧）に対して、試験又は構造強度を評価することで、溢水伝播を防止する機能及び蒸気影響を抑制する機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>防護カバーについては、配管の破断により発生する蒸気噴出荷重に対して、防護カバーを保持し、蒸気影響を抑制する機能を損なうおそれのない設計とする。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>主蒸気配管・主給水配管区画は基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても、十分な構造強度を有していることを確認することで、上位クラス施設である防護すべき設備に対して波及的影響を及ぼすおそれのない設計とする。</p>	
<p>防護カバーは基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても、十分な構造強度を有していることを確認することで、上位クラス施設である主蒸気配管、主給水配管及び外部遮へい建屋に対して、波及的影響を及ぼすおそれのない設計とする。</p>	
<p>海水ポンプエリア止水壁は基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても、浸水を防止する機能が十分に保持できる設計とする。また、溢水により発生する水圧に対して水密性を有する設計とする。</p>	変更なし
<p>屋外排水路逆流防止設備（排水路）は、基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても、排水機能を損なうおそれのない設計及び上位クラス施設に対して波及的影響を及ぼすおそれのない設計とする。</p>	
<p>泥水対策壁は、溢水により発生する水圧（静水圧又は動水圧）に対して、海水ポンプ室に土砂等の流入を防止する機能を損なうおそれのない設計とする。また、基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても、泥水による海水ポンプへの取水性に影響がない設計及び上位クラス施設に対して波及的影響を及ぼすおそれのない設計とする。</p>	
<p>湧水サンプポンプ及び吐出ラインについては、基準地震動による地震力に対して、耐震性を確保するとともに、湧水サンプポンプ電</p>	

変更前	変更後
<p>源は非常用母線に接続することにより、地震時及び地震後においても地下水を処理し、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>循環水ポンプ非常用停止しや断器については、基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても、電気的機能（上位クラス施設との電気的分離）及び十分な構造強度を有していることを確認することで、上位クラス施設である防護すべき設備に対して波及的影響を及ぼすおそれのない設計とする。</p>	<p>変更なし</p>

表1 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト (1/3)

		変更前				変更後					
設備区分	機器区分	名称	設計基準対象施設 ^(注1)		重大事故等対処設備 ^(注1)		名称	設計基準対象施設 ^(注1)		重大事故等対処設備 ^(注1)	
			耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
气体、液体又は固体廃棄物処理設備	主配管	容器	ドラミングバッチタンク	B	クラス3	—	変更なし				
		A廃液蒸発装置濃縮液出口～弁(3V-9390A)	B	クラス3	—	A廃液蒸発装置濃縮液出口～弁(3V-19293A、B)	変更なし				
		アスファルト固化ドラム詰設備分岐点～弁(3V-19293A、B)									
		弁(3V-9390A)～ドラミングバッチタンク					アスファルト固化ドラム詰設備分岐点～弁(3V-9249A、B、C、D、E、F)	変更なし			
		ドラミングバッチタンク～弁(3V-9390C)									
		弁(3V-9390C)～弁(3V-9390C)下流側分岐点									
		弁(3V-9390C)下流側分岐点～アスファルト固化ドラム詰設備分岐点									
		弁(3V-9390C)下流側分岐点～弁(3V-9249A、B、C、D、E、F)									

表1 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト(2/3)

		変更前					変更後				
設備区分	機器区分	名称	設計基準対象施設 ^(注1)		重大事故等対処設備 ^(注1)		名称	設計基準対象施設 ^(注1)		重大事故等対処設備 ^(注1)	
			耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
堰その他の設備	原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するため施設する堰	ドラミングバッチタンク室	B	—	—	—	—	—	—	—	変更なし

表1 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト (3/3)

設備区分	機器区分	名称	変更前				変更後				
			設計基準対象施設 ^(注1)		重大事故等対処設備 ^(注1)		名称	設計基準対象施設 ^(注1)		重大事故等対処設備 ^(注1)	
			耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置	—	ドラミングバッチタンク漏えい検出装置	C	—	—	—	—	—	—	—	変更なし

(注1) 表1に用いる略語の定義は「付表1」による。

付表1 略語の定義 (1/2)

	略語	定義
耐震重要度分類	S	耐震重要度分類におけるSクラス（津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）
	S*	Sクラスの施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能（津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。）を保持するものとする。
	B	耐震重要度分類におけるBクラス（B-1、B-2及びB-3を除く。）
	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
	B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料ピットの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの
	C	耐震重要度分類におけるCクラス（C-1、C-2及びC-3を除く。）
	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
	C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して、地震時の溢水の伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの
	C-3	Cクラスの設備のうち、屋外重要土木構造物であるため、基準地震動による地震力に対して安全機能を保持できる設計とするもの
設計基準対象施設	—	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの
	クラス1	技術基準規則第二条第二項第三十二号に規定する「クラス1容器」、「クラス1管」、「クラス1ポンプ」、「クラス1弁」又はこれらを支持する構造物
	クラス2	技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定する「クラス2容器」、「クラス2管」、「クラス2ポンプ」、「クラス2弁」又はこれらを支持する構造物
	クラス3	技術基準規則第二条第二項第三十四号に規定する「クラス3容器」又は「クラス3管」
	クラス4	技術基準規則第二条第二項第三十五号に規定する「クラス4管」
	格納容器 ^(注1)	技術基準規則第二条第二項第二十八号に規定する「原子炉格納容器」
	炉心支持構造物	原子炉容器の内部において燃料集合体を直接に支持するか又は拘束する部材
	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの
	Non	上記以外の容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物
機器クラス	—	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの又は上記以外のもの

付表1 略語の定義 (2/2)

	略語	定義
重大事故等対処設備	常設/防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設重大事故防止設備」
	常設耐震/防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備」
	常設/緩和	技術基準規則第四十九条第一項第三号に規定する「常設重大事故緩和設備」
	常設/その他	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備以外の常設重大事故等対処設備
	可搬/防止	重大事故防止設備のうち可搬型のもの
	可搬/緩和	重大事故緩和設備のうち可搬型のもの
	可搬/その他	可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備以外の可搬型重大事故等対処設備
	—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの
重大事故等機器クラス	SAクラス2	技術基準規則第二条第二項第三十八号に規定する「重大事故等クラス2容器」、「重大事故等クラス2管」、「重大事故等クラス2ポンプ」、「重大事故等クラス2弁」又はこれらを支持する構造物
	SAクラス3	技術基準規則第二条第二項第三十九号に規定する「重大事故等クラス3容器」、「重大事故等クラス3管」、「重大事故等クラス3ポンプ」又は「重大事故等クラス3弁」
	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの 又は、使用条件を踏まえ、十分な強度を有していることを確認できる一般産業品規格を準用するもの
	—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの又は上記以外のもの

(注1) 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格<第I編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007

及び JSME S NC1-2012」（日本機械学会）における「クラス MC」である。

(2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p>	変更なし
<p>第2章 個別項目</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号） ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号） ・<u>工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示</u>（昭和53年12月28日通商産業省告示第666号、最終改正平成25年6月28日原子力規制委員会告示第10号）^(注1) ・<u>発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針</u>（昭和50年5月13日原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改訂 原 	変更なし

変更前	変更後
<p><u>子力安全委員会)</u>^(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>伝熱工学資料（日本機械学会、1986 改訂第4版）</u>^(注1) ・<u>JIS B 8831 (2004) クレーンー荷重及び荷重の組合せに関する設計原則</u>^(注1) ・<u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012年版) (JSME S NJ1-2012)」</u>^(注1) ・<u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</u> └^(注1) 	<p>変更なし</p>

(注1) 記載の適正化を行う。

放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目の適用基準及び適用規格として原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の適用基準及び適用規格を以下に示す。

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基準及び規格については、以下の基準及び規格並びに、火災防護設備、浸水防護施設の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1. 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）・<u>建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）</u>^(注1)・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）・消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）・消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）・福井県建築基準法施行細則（昭和47年4月25日福井県規則第41	変更なし

変更前	変更後
<p>号)</p> <ul style="list-style-type: none">・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号、最終改正平成 15 年 7 月 29 日経済産業省告示第 277 号）・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 45 年 9 月 3 日通商産業省告示第 501 号）・可搬形発電設備技術基準（NEGA C331:2005）^(注1)・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 29 年 11 月 15 日原規技発第 1711151 号）^(注1)・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 29 年 8 月 30 日原規技発第 1708302 号）^(注1)・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 28 年 3 月 31 日原規技発第 1603318 号）^(注1)・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号）・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解	変更なし

変更前	変更後
<p>訳（平成 29 年 7 月 19 日原規技発第 1707197 号）</p> <p>・発電用火力設備の技術基準の解訳（平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号）</p> <p>・<u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）</u>^(注 1)</p> <p>・<u>建築基礎構造設計指針（日本建築学会、2001 年改定）</u>^(注 1)</p> <p>・<u>JIS B 1198 (1995) 頭付きスタッド</u>^(注 1)</p> <p>・<u>JIS G 5121 (1980) ステンレス鋼鋳鋼品</u>^(注 1)</p> <p>・<u>JIS B 1051 (2014) 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルト－並目ねじ及び細目ねじ</u>^(注 1)</p> <p>・<u>JIS G 3192 (2008) 熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差</u>^(注 1)</p> <p>・<u>JIS Z 9125 (2007) 屋内作業場の照明基準</u>^(注 1)</p> <p>・Pipe Flanges and Flanged Fittings (ASME B16.5-2009)</p>	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・ <u>JIS B 0203 (1999) 管用テープねじ</u> ^(注1)・ JIS G 3457 (1978) 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管・ <u>JIS B 8210 (1994) 蒸気用及びガス用ばね安全弁</u> ^(注1)・ <u>JIS B 8210 (1978) 蒸気用及びガス用ばね安全弁</u> ^(注1)・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む。)) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2005/2007)</u> ^(注1)・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 (2003年版) (JSME S NE1-2003)</u> ^(注1)・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2012)</u> ^(注1)・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012年版) (JSME S NJ1-2012)</u> ^(注1)・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 (2007年版) (JSME S NB1-2007)</u> ^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・<u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 (2012年版 (2013年追補を含む。)) (JSME S NB1-2012/2013)</u>^(注1)・<u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005)【事例規格】発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002)</u>^(注1)・<u>日本電気協会「原子力発電所配管破損防護設計技術指針 (JEAG4613-1998)</u>^(注1)・<u>日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203)</u> └^(注1)・<u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</u> └^(注1)・<u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針」(JEAG4601-1991追補版)</u>^(注1)・<u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 (JEAG4601・補-1984)</u>^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・<u>基礎からの衝突工学</u>（森北出版）^(注1)・<u>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－</u> （日本建築学会、1999年改定）^(注1)・<u>鋼構造設計規準 SI 単位版</u>（日本建築学会、2002年）^(注1)・<u>鋼構造設計規準－許容応力度設計法－</u>（日本建築学会、2005年改定）^(注1)・<u>各種合成構造設計指針・同解説</u>（日本建築学会、2010年11月）^(注1)・<u>建築耐震設計における保有耐力と変形性能</u>（日本建築学会、1990年改定）^(注1)・<u>原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説</u>（日本建築学会、2005年）^(注1)・<u>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－</u> （日本建築学会、2010年改定）^(注1)・<u>鉄骨柱脚部の力学性状に関する実験的研究</u>（軸圧縮力と曲げモーメントを受ける場合）（日本建築学会、1982年）^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・建築物荷重指針・同解説（日本建築学会、2004年改定）^(注1)・鋼構造接合部設計指針（日本建築学会、2012年改定）^(注1)・鋼構造塑性設計指針（日本建築学会、2010年改定）^(注1)・建設技術審査証明報告書「後施工プレート定着型せん断補強鉄筋 「Post-Head-bar」（土木研究センター）^(注1)・実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀 裂その他の欠陥の解釈（平成26年8月6日原規技発第1408063 号）^(注1)・原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュア ル（土木学会、2005年）^(注1)・コンクリート標準示方書【構造性能照査編】（土木学会、2002年 ）^(注1)・機械工学便覧「材料力学」（日本機械学会）^(注1)・新版機械工学便覧（日本機械学会、1987年4月）^(注1)・2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建	変更なし

変更前	変更後
<p><u>建築指導課・国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所・日本建築行政会議）^(注1)</u></p> <p>・2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所）</p> <p>・米国 REGULATORY GUIDE (RG) 1.92 “COMBINING MODAL RESPONSES AND SPATIAL COMPONENTS IN SEISMIC RESPONSE ANALYSIS”^(注1)</p> <p>・米国 REGULATORY GUIDE (RG) 1.92 “COMBINING MODAL RESPONSES AND SPATIAL COMPONENTS IN SEISMIC RESPONSE ANALYSIS” の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」</p> <p>・クレーン構造規格</p> <p>・各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 4.5 接着系アンカーボルトの設計（日本建築学会）^(注1)</p> <p>・各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 資料5 金属拡張アンカーボルトの設計（日本建築学会）^(注1)</p>	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会）^(注1)・構造材料の耐火性ガイドブック（2009）（日本建築学会）^(注1)・実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成21・06・25原院第1号（平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正））^(注1)・石油コンビナートの防災アセスメント指針（消防庁特殊災害室、平成25年3月）^(注1)・石油学会規格（JPI-7R-70-88-1988）^(注1)・伝熱工学（東京大学出版会、2012年7月4日第9刷）^(注1)・港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）^(注1)・液状化対策工法（地盤工学会、2004年）^(注1)・道路橋示方書・同解説V耐震設計編（日本道路協会、平成24年3月）^(注1)・Eの数値を算出する方法並びにV₀及び風力係数の数値を定める件	変更なし

変更前	変更後
<p>(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号)^(注 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ工業 (DIN) 規格 ・原田和典、建築火災のメカニズムと火災安全指針 (日本建築センター、平成 19 年 12 月 25 日)^(注 1) ・電気規格調査会標準規格 JEC-2130(2000)構造- 一般事項 	<p>変更なし</p>

(注 1) 記載の適正化を行う。

上記の他「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参照する。

表1. 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設								
							蒸気タービン	計測制御系統施設	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	緊急時対策所
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力度編 (JEAG4601・補-1984)」 ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・基礎からの衝突工学 (森北出版) ^(注1)	—	—			—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－(日本建築学会、1999年改定) ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・建設技術審査証明報告書 後施工プレート定着型せん断補強鉄筋「Post-Head-bar」(土木研究センター) ^(注1)	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
・原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル(土木学会、2005年) ^(注1)	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)」 ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・コンクリート標準示方書【構造性能照査編】(土木学会、2002年) ^(注1)	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む。))<第I編 軽水炉規格>(JSME SNC1-2005/2007)」 ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

		その他発電用原子炉の附属施設															
		原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	緊急時対策所
・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号）		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（2003年版）（JSME S NE1-2003）」 ^(注1)		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）〈第I編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012）」 ^(注1)		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）（JSME S NJ1-2012）」 ^(注1)		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・機械工学便覧「材料力学」（日本機械学会） ^(注1)		—	○			○	—	○	○	○	—	—	—	○	○	○	
・新版機械工学便覧（日本機械学会、1987年4月） ^(注1)		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課・国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所・日本建築行政会議） ^(注1)		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所）		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・JIS B 1051（2014）炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルト－並目ねじ及び細目ねじ ^(注1)		—	○			○	—	○	○	○	—	—	—	○	○	○	

規格・指針	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設						
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備
・各種合成構造設計指針・同解説（日本建築学会、2010年11月） ^(注1)	○	○							○	○	○	○	○	○	○
・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）	○	○							○	○	○	○	○	○	○
・建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号） ^(注1)	○	○							○	○	○	○	○	○	○
・福井県建築基準法施行細則（昭和47年4月25日福井県規則第41号）	○	○							○	○	○	○	○	○	○
・建築耐震設計における保有耐力と変形性能（日本建築学会、1990年） ^(注1)	○	○							○	○	○	○	○	○	○
・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会、2005年） ^(注1)	○	○							○	○	○	○	○	○	○
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1991追補版)」 ^(注1)	○	○							○	○	○	○	○	○	○
・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会） ^(注1)	○	○							○	○	○	○	○	○	○

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設							
							非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	緊急時対策所
・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－ (日本建築学会、2010年改定) ^(注1)	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
・鉄骨柱脚部の力学性状に関する実験的研究(軸圧縮力と曲げモーメントを受ける場合)(日本建築学会、1982年) ^(注1)	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
・構造材料の耐火性ガイドブック(2009)(日本建築学会) ^(注1)	—	○					—	—	—	—	—	—	—	—
・JIS G 3192(2008)熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差 ^(注1)	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
・実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について (平成21・06・25原院第1号(平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正)) ^(注1)	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定) ^(注1)	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
・建築物荷重指針・同解説(日本建築学会、2004年改定) ^(注1)	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
・原田和典、建築火災のメカニズムと火災安全指針(日本建築センター、平成19年12月25日) ^(注1)	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成28年3月31日原規技発第1603318号) ^(注1)	—	○					—	—	—	○	○	—	○	—

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設							
							非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	緊急時対策所
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号）	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 29 年 7 月 19 日原規技発第 1707197 号） ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 29 年 8 月 30 日原規技発第 1708302 号） ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 29 年 11 月 15 日原規技発第 1711151 号） ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・石油コンビナートの防災アセスメント指針（消防庁特殊灾害室、平成 25 年 3 月） ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・石油学会規格（JPI-7R-70-88-1988） ^(注1)	—	○			—	○	○	—	—	—	—	○	—	—
・伝熱工学（東京大学出版会、2012 年 7 月 4 日第 9 刷） ^(注1)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 45 年 9 月 3 日通商産業省告示第 501 号）	○	○			○	○	○	—	—	—	—	○	—	—
・鋼構造接合部設計指針（日本建築学会、2012 年改定） ^(注1)	—	○			—	○	○	—	—	—	—	○	—	○
・鋼構造塑性設計指針（日本建築学会、2010 年改定） ^(注1)	—	○			—	○	○	—	—	—	—	○	—	○

(注1) 記載の適正化を行う。

放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目の適用基準及び適用規格として火災防護設備の適用基準及び適用規格を以下に示す。

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格については、以下の基準及び規格並びに、原子炉冷却系統施設、浸水防護施設の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1. 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成29年7月19日原規技発第1707197号）・発電用火力設備の技術基準の解釈（平成25年5月17日20130507商局第2号）・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第5号）・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（平成19年12月27日）	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306195号) ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む。))〈第I編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2005/2007)」^(注1) ・JIS A 4201(1992) 建築物等の避雷設備(避雷針)^(注1) ・日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)」^(注1) ・日本電気協会「原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626-2010)」^(注1) 	変更なし

(注1) 記載の適正化を行う。

上記の他「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参照する。

表1. 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設						
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む。))<第I編 軽水炉規格>(JSME S NC1-2005/2007)」 ^(注1)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針(平成19年12月27日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成29年7月19日原規技発第1707197号) ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針(JEAG 4607-2010)」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成25年5月17日20130507商局第2号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306195号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈(平成17年12月15日原院第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
・日本電気協会「原子力発電所の火災防護規程(JEAC 4626-2010)」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・JIS A 4201(1992) 建築物等の避雷設備(避雷針) ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—

(注1) 記載の適正化を行う。

変更前	変更後
<p>第2章 個別項目</p> <p>火災防護設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）・建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）・消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）・消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）・消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）・高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）・高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号）・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号）・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解	変更なし

変更前	変更後
<p>訟（平成 29 年 7 月 19 日原規技発第 1707197 号）</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針</u>（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）^(注1)・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針・<u>発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針</u> ^(注1)・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成 13 年 3 月 29 日原子力安全委員会一部改定）・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 21 年 3 月 9 日原子力安全委員会決定）・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号）・<u>JIS L 1091 (1999) 繊維製品の燃焼性試験方法</u> ^(注1)・<u>JIS C 2320 (2010) 電気絶縁油</u> ^(注1)・<u>JIS C 3005 (2012) ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法</u> ^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・ <u>JIS C 3342 (2012) 600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル</u> ^(注1)・ <u>JIS C 3605 (2002) 600V ポリエチレンケーブル</u> ^(注1)・ <u>JIS K 5600-6-1 (1999) 塗料一般試験方法－第6部：塗膜の化学的性質－第1節：耐液体性（一般的方法）</u> ^(注1)・ <u>JIS K 5600-6-2 (1999) 塗料一般試験方法－第6部：塗膜の化学的性質－第2節：耐液体性（水浸せき法）</u> ^(注1)・ <u>JIS K 6833-1 (2008) 接着剤－一般試験方法－第1部：基本特性の求め方</u> ^(注1)・ <u>JIS R 3414 (2012) ガラスクロス</u> ^(注1)・ <u>JIS Z 7302-2 (2009) 廃棄物固化化燃料－第2部：発熱量試験方法</u> ^(注1)・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 (2007年版) (JSME S NB1-2007)」</u> ^(注1)・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版) <第I編 軽水炉規格> (JSME S NC1-2012)」</u> ^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・<u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</u> └ <small>(注1)</small>・<u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)」</u> <small>(注1)</small>・<u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許 容応力編 (JEAG4601・補-1984)」</u> <small>(注1)</small>・<u>日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針 (JEAG4607-2010)」</u> <small>(注1)</small>・<u>不燃材料を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1400 号、最終改正 平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1178 号)</u> <small>(注1)</small>・<u>各種合成構造設計指針・同解説 (日本建築学会、2010 年)</u> <small>(注1)</small>・<u>鋼構造設計規準—許容応力度設計法— (日本建築学会、2005 年改 定)</u> <small>(注1)</small>・<u>鉛直地震動を受ける設備の耐震評価手法に関する研究(H7~H10) (電 力共通研究)</u> <small>(注1)</small>・<u>電気学会技術報告 II 部第 139 号 (原子力発電所電線・ケーブルの 環境試験方法ならびに耐延焼試験方法に関する推奨案)</u> <small>(注1)</small>	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・ <u>工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）（工場電気設備防爆委員会）</u> ^(注1)・ <u>空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（JACA No. 11A-2003）（日本空気清浄協会）</u> ^(注1)・ <u>蓄電池室に関する設計指針（SBA G 0603-2001）（電池工業会）</u> ^(注1)・ ”Fire Dynamics Tools (FDTs) : Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program,” NUREG-1805, December 2004・ IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験・ IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験・ <u>IEEE Standard for Type of Class 1E Electric Cables, Field Splices, and Connections for Nuclear Power Generating Stations (IEEE STD 383-1974)</u> ^(注1)・ IEEE Std 848-1996 IEEE Standard Procedure for the Determination of the Ampacity Derating of Fire-Protected Cables	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">• <u>UL1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験 (2006)</u> ^(注1)• <u>UL2775 Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units</u> ^(注1)• <u>UL2775 Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units (2014)</u> ^(注1)	変更なし

(注1) 記載の適正化を行う。

放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目の適用基準及び適用規格として浸水防護施設の適用基準及び適用規格を以下に示す。

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1. 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）・建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）・消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）・米国 Regulatory Guide 1.75並びに審査基準2.3章火災の影響軽	変更なし

変更前	変更後
<p>減に定めるケーブルの分離基準</p> <ul style="list-style-type: none">• <u>JIS B 1051 (2014) 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質一強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルトー並目ねじ及び細目ねじ^(注1)</u>• JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法• JIS C 3342 600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル• JIS C 3605 600V ポリエチレンケーブルの耐寒• <u>JIS G 3101 (2015) 一般構造用圧延鋼材</u>^(注1)• <u>JIS G 4105 (1979) クロムモリブデン鋼鋼材</u>^(注1)• <u>JIS G 4303 (2012) ステンレス鋼棒</u>^(注1)• <u>JIS G 4304 (2012) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯</u>^(注1)• <u>JIS G 4317 (2013) 热間成形ステンレス鋼形鋼</u>^(注1)• <u>JIS G 3101 (2010) 一般構造用圧延鋼板</u>^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・ JIS K 5600-6-1 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質 —第1節：耐液体性（一般の方法）・ JIS K 5600-6-2 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質 —第2節：耐液体性（水浸せき法）・ JIS K 6833-1 接着剤—一般試験方法—第1部：基本特性の求め方のpH判定基準・ <u>JIS R 3414 ガラスクロス</u>^(注1)・ JIS Z 7302-2 廃棄物固形化燃料—第2部：発熱量試験方法・ <u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む。））〈第I編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2005/2007）</u>^(注1)・ <u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984）</u>^(注1)・ <u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）</u> 』^(注1)・ <u>日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1991追</u>	変更なし

変更前	変更後
<p>補版)」^(注1)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)」</u>^(注1)・<u>日本電気協会「原子力発電所配管破損防護設計技術指針(JEAG4613-1998)」</u>^(注1)・<u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)</u>^(注1)・<u>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－(日本建築学会、1999年改定)</u>^(注1)・<u>鋼構造設計規準－許容応力度設計法－(日本建築学会、2005年改定)</u>^(注1)・<u>各種合成構造設計指針・同解説(日本建築学会、2010年改定)</u>^(注1)・<u>水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会、1997年)</u>^(注1)・<u>水道施設耐震工法指針・同解説(日本水道協会、2009年)</u>^(注1)・<u>道路橋示方書・同解説I共通編・IV下部構造編(日本道路協会、平成14年3月)</u>^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・ <u>防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書 8A-103-02 (日本建築総合試験所) ^(注1)</u>・ 建築基準法の定めにより国土交通大臣が認定した構造に基づく耐火シール・ <u>UL1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験 ^(注1)</u>・ <u>IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験 ^(注1)</u>・ <u>防耐火性能試験・評価業務方法書 8A-103-01 (日本建築総合試験所) ^(注1)</u>・ <u>コンクリート標準示方書【構造性能照査編】(土木学会、2002年) ^(注1)</u>・ <u>ステンレス建築構造設計基準・同解説【第2版】(ステンレス構造建築協会、2001年改定) ^(注1)</u>・ <u>港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会、平成19年7月) ^(注1)</u>・ 電気学会技術報告II部第139号 (原子力発電所電線・ケーブルの	変更なし

変更前	変更後
環境試験方法ならびに耐延焼試験方法に関する推奨案) ・IS0834 加熱曲線	変更なし

(注1) 記載の適正化を行う。

上記の他「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」を参照する。

表1. 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設						緊急時対策所
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備
・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定） ^(注1)	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－（日本建築学会、1999年改定） ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・JIS G 3101 (2015) 一般構造用圧延鋼板 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・JIS G 4105 (1979) クロムモリブデン鋼鋼材 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・JIS G 4303 (2012) ステンレス鋼棒 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・JIS G 4304 (2012) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・鋼構造設計規準－許容応力度設計法－（日本建築学会、2005年改定） ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設						
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備
・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会、1997年） ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984）」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む。））<第I編 軽水炉規格>（JSME S NC1-2005/2007）」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS G 4317（2013）熱間成形ステンレス鋼形鋼 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1991追補版）」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針（JEAG4607-2010）」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・日本電気協会「原子力発電所配管破損防護設計技術指針（JEAG4613-1998）」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設						緊急時対策所	
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	
・道路橋示方書・同解説 I 共通編・IV下部構造編（日本道路協会、平成 14 年 3 月） ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	
・水道施設耐震工法指針・同解説（日本水道協会、2009 年 ^(注1) ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	
・防耐火性能試験・評価業務方法書 8A-103-01（日本建築総合試験所） ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	
・JIS R 3414 ガラスクロス ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・建築基準法の定めにより国土交通大臣が認定した構造に基づく耐火シール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・UL1581(Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書 8A-103-02（日本建築総合試験所） ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS Z 7302-2 廃棄物固化化燃料－第 2 部：発熱量試験方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設						緊急時対策所	
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	
・IS0834 加熱曲線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS C 3342 600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・電気学会技術報告Ⅱ部第139号(原子力発電所電線・ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼試験方法に関する推薦案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS C 3605 600V ポリエチレンケーブルの耐寒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS K 5600-6-2 塗料一般試験方法－第6部：塗膜の化学的性質－第2節：耐液体性(水浸せき法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS K 5600-6-1 塗料一般試験方法－第6部：塗膜の化学的性質－第1節：耐液体性(一般的方法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・JIS K 6833-1 接着剤－一般試験方法－第1部：基本特性の求め方のpH判定基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・米国Regulatory Guide 1.75並びに審査基準2.3章火災の影響軽減に定めるケーブルの分離基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—
・各種合成構造設計指針・同解説(日本建築学会、2010年改定) ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	蒸気タービン	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設							
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	緊急時対策所
・JIS G 3101 (2010) 一般構造用圧延鋼材 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	—
・JIS B 1051 (2014) 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルト－並目ねじ及び細目ねじ ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	—
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)」 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	—
・コンクリート標準示方書【構造性能照査編】(土木学会、2002年) ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	—
・ステンレス建築構造設計基準・同解説【第2版】(ステンレス構造建築協会、2001年改定) ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	—
・港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会、平成19年7月) ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	—

(注1) 記載の適正化を行う。

変更前	変更後
<p>第2章 個別項目</p> <p>浸水防護施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）・建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）^(注1)・水門鉄管技術基準（水門鉄管協会、平成19年9月改定）^(注1)・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成30年1月24日原規技発第1801246号）・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）^(注1)・JIS G 3101 (2015) 一般構造用圧延鋼材^(注1)・JIS G 3466 (2015) 一般構造用角形鋼管^(注1)・JIS G 4303 (2012) ステンレス鋼棒^(注1)	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。））〈第I編 軽水炉規格〉（JSME SNC1-2005/2007）」^(注1)・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編」（JEAG4601・補-1984）^(注1)・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）」^(注1)・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1991追補版）」^(注1)・あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針（国土交通省、平成18年5月）^(注1)・建築構造用アンカーボルトを用いた露出柱脚設計施工指針・同解説（日本鋼構造協会、2011年改定）^(注1)・コンクリート標準示方書【構造性能照査編】（土木学会、2002年）^(注1)・あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針（国土交通省、	変更なし

変更前	変更後
<p>平成 18 年 7 月) ^(注 1)</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基礎構造設計指針（日本建築学会、2001 年）^(注 1)・鋼構造設計基準（日本建築学会）^(注 1)・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所、平成 23 年 11 月）^(注 1)・鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会、2005 年改定）^(注 1)・建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所、2015 年）^(注 1)・道路橋示方書・同解説 I 共通編・III コンクリート橋編（日本道路協会、平成 14 年 3 月）^(注 1)・道路橋示方書・同解説 I 共通編・IV 下部構造編（日本道路協会、平成 14 年 3 月）^(注 1)・道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編（日本道路協会、平成 14 年 3 月）^(注 1)	変更なし

変更前	変更後
・ <u>港湾の施設の技術上の基準・同解説</u> （国土交通省港湾局、2007年） ^(注1)	
・ <u>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説</u> （日本建築学会、1991年） ^(注1)	
・ <u>鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－</u> （日本建築学会、2001年改定） ^(注1)	
・ <u>ステンレス建築構造設計基準・同解説【第2版】</u> （ステンレス構造建築協会、2001改定） ^(注1)	変更なし
・ <u>建築物荷重指針・同解説</u> （日本建築学会、2004年） ^(注1)	
・ <u>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－</u> （日本建築学会、1999年改定） ^(注1)	
・ <u>各種合成構造設計指針・同解説</u> （日本建築学会、2010年改定） ^(注1)	
・ <u>水道施設耐震工法指針・解説</u> （日本水道協会、1997年版） ^(注1)	
・Mansinha et al(1971)	

(注1) 記載の適正化を行う。

6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

各施設区分共通の工事の方法を以下に示す。

放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法は、「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。

変更前	変更後
<p>発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の方法として、原子炉設置（変更）許可を受けた事項、及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の要求事項に適合するための設計（基本設計方針及び要目表）に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。</p> <p>これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。</p> <p>1. 工事の手順</p> <p>1.1 工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図1に示す。</p> <p>1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図2に示す。</p> <p>1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図3に示す。</p> <p>2. 使用前事業者検査の方法</p> <p>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他発電用原子炉施設が設計及び工事の計画に従って施設されたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を図1、図2及び図3のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。</p> <p>また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて立会、抜取り立会、記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め実施する。</p>	変更なし

変更前			変更後																														
<p>2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査</p> <p>2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査</p> <p>構造、強度又は漏えいに係る検査ができるようになったとき、表1に示す検査を実施する。</p>	<p>表1 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体を除く）※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9"> 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度又は漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査 </td><td>材料検査</td><td>使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。</td><td>設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。</td></tr> <tr> <td>寸法検査</td><td>主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。</td><td>設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>有害な欠陥がないことを確認する。</td><td>健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。</td></tr> <tr> <td>組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査）</td><td>組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。</td><td>設工認のとおりに組立て、据付けされていること。</td></tr> <tr> <td>状態確認検査</td><td>評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。</td><td>設工認のとおりであること。</td></tr> <tr> <td>耐圧検査※2</td><td>技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。</td><td>検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。</td></tr> <tr> <td>漏えい検査※2</td><td>耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。</td><td>著しい漏えいのこと。</td></tr> <tr> <td>原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</td><td>地盤の地質状況が、原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。</td><td>設工認のとおりであること。</td></tr> <tr> <td>建物・構築物の構造を確認する検査</td><td>主要寸法、組立方法、据付位置及び据付け状態等が工事計画のとおり製作され、組み立てられていることを確認する。</td><td>設工認のとおりであること。</td></tr> </tbody> </table>		検査項目	検査方法	判定基準	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度又は漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査 	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。	外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。	組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査）	組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりに組立て、据付けされていること。	状態確認検査	評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	耐圧検査※2	技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。	漏えい検査※2	耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	著しい漏えいのこと。	原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	地盤の地質状況が、原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。	設工認のとおりであること。	建物・構築物の構造を確認する検査	主要寸法、組立方法、据付位置及び据付け状態等が工事計画のとおり製作され、組み立てられていることを確認する。	設工認のとおりであること。
検査項目	検査方法	判定基準																															
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度又は漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査 	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。																														
	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。																														
	外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。																														
	組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査）	組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりに組立て、据付けされていること。																														
	状態確認検査	評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。																														
	耐圧検査※2	技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。																														
	漏えい検査※2	耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	著しい漏えいのこと。																														
	原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	地盤の地質状況が、原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。	設工認のとおりであること。																														
	建物・構築物の構造を確認する検査	主要寸法、組立方法、据付位置及び据付け状態等が工事計画のとおり製作され、組み立てられていることを確認する。	設工認のとおりであること。																														

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

※2：耐圧検査及び漏えい検査の方法について、表1によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「耐圧試験等」の方針によるものとする。

変更前	変更後
<p>けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。</p> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。 ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。 	変更なし

表 2-1 あらかじめ確認すべき事項（溶接施工法）

検査項目	検査方法及び判定基準
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が溶接検査計画書のとおりに実施されることを確認する。
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び韌性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。
(判定) ^{*1}	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。

※1：() は検査項目ではない。

変更前		変更後
表 2-2 あらかじめ確認すべき事項（溶接士）		
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	変更なし
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり、溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	曲げ試験を行い、欠陥の有無を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定) ^{※1}	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	

※1：（ ）は検査項目ではない。

(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項

発電用原子炉施設のうち技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号の主要な耐圧部の溶接部について、表 3-1 に示す検査を行う。

また、以下の①又は②に限り、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器に対してテンパービード溶接を適用することができ、この場合、テンパービード溶接方法を含む溶接施工法の溶接部については、表 3-1 に加えて表 3-2 に示す検査を実施する。

- ① 平成 19 年 12 月 5 日以前に電気事業法に基づき実施された検査において溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
- ② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において、溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
 - ・平成 12 年 6 月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令（昭和 45 年通商産業省令第 81 号）第 2 条に基づき、通商産業大臣の許可を受けた特殊な溶接方法
 - ・平成 12 年 7 月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備技術検査協会による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接方法

変更前		変更後
表 3-1 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項		
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法、溶接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、表 2-1 及び表 2-2 に示す適合確認がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	
開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	
耐圧検査 ^{*1}	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	変更なし
(適合確認) ^{*2}	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	

※1：耐圧検査の方法について、表 3-1 によらない場合は、基本設計方針の共通項目

として定めた「材料及び構造等」の方針によるものとする。

※2：() は検査項目ではない。

変更前					変更後	
検査項目	検査方法及び判定基準	同種材の溶接	クラッド材の溶接	異種材の溶接	バタリング材の溶接	
材料検査	1. 中性子照射 10^{19} nvt 以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接材料の銅含有量は、0.10%以下であることを確認する。 2. 溶接材料の表面は、錆、油脂付着及び汚れ等がないことを確認する。	適用 適用	適用 適用	適用 適用	適用 適用	
開先検査	1. 当該施工部位は、溶接規格に規定する溶接後熱処理が困難な部位であることを図面等で確認する。 2. 当該施工部位は、過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱処理が不要な溶接方法を適用した経験を有していないことを確認する。 3. 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。 5. 個々の溶接部の面積は 650cm^2 以下であることを確認する。 6. 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系母材との距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。 7. 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたがって設けられ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	適用 適用 適用 適用 適用 — —	適用 適用 適用 — — 適用 —	適用 適用 適用 適用 適用 — —	適用 適用 適用 — — — —	
溶接作業検査	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によることを確認する。 1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であることを確認する。 2. 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合することを確認する。 ①各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていることを確認する。 ②2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部（1層目溶接による粗粒化域）が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2層目溶接端の距離が 1mm から 5mm の範囲であることを確認する。 ③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。 ④当該施工法にパス間温度が規定されている場合は、温度制限を満足していることを確認する。 ⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と保持時間が規定されている場合は、その規定を満足していることを確認する。 ⑥余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。 ⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上げ加工されていることを確認する。	適用 適用 適用 適用 適用 適用 適用 適用 適用 適用 — —	適用 — 適用 適用 適用 適用 適用 — —	適用 適用 適用 適用 適用 適用 適用 — —	適用 適用 適用 適用 適用 — —	変更なし
非破壊検査	溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。 1. 1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 2. 溶接終了後の試験は、次によることを確認する。 ①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施していることを確認する。 ②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 ③超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 ④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 ⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。	適用 適用 適用 適用 適用 — — — — — 適用	— 適用 適用 適用 適用 — — — — — 適用	— 適用 適用 適用 適用 — — — — — 適用	— 適用 適用 適用 適用 — — — — — 適用	

変更前	変更後
<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>変更なし</p>

表4 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体）※1

検査項目	検査方法		判定基準
(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。
	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	
	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。	
	表面汚染密度検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。	
	溶接部の非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。	
	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	
	漏えい検査	漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。	
	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	
(2) 燃料要素に係る次の検査	一 寸法検査		
	二 外観検査		
	三 表面汚染密度検査		
	四 溶接部の非破壊検査		
	五 圧力検査		
(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査	六 漏えい検査（この表の(3)三に掲げる検査が行われる場合を除く。）		
	一 寸法検査		
	二 外観検査		
	三 漏えい検査（この表の(2)六に掲げる検査が行われる場合を除く。）		
	四 質量検査		

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

変更前	変更後						
<p>2.2 機能又は性能に係る検査</p> <p>機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。</p> <p>ただし、表1の表中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、表5、表6又は表7の表中に示す検査を表1の表中に示す検査に替えて実施する。</p> <p>また、改造、修理又は取替の工事であって、燃料体を挿入できる段階又は臨界反応操作を開始できる段階と工事完了時が同じ時期の場合、工事完了時として実施することができる。</p> <p>構造、強度又は漏えいを確認する検査と機能又は性能を確認する検査の内容が同じ場合は、構造、強度又は漏えいを確認する検査の記録確認をもって、機能又は性能を確認する検査とすることができる。</p> <p>2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査</p> <p>発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったとき表5に示す検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">表5 燃料体を挿入できる段階の検査※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査</td><td>発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。</td><td>原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設計のとおりであり、技術基準に適合するものであること。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。</p> <p>2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査</p> <p>発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき、表6に示す検査を実施する。</p>	検査項目	検査方法	判定基準	発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設計のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	変更なし
検査項目	検査方法	判定基準					
発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設計のとおりであり、技術基準に適合するものであること。					

変更前		変更後
表 6 臨界反応操作を開始できる段階の検査 ^{*1}		
検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確認項目として、燃料体の炉内配置及び原子炉の核的特性等を確認する。また、工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ機能又は性能を確認できない設備について、機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉の臨界反応操作を開始するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合すること。

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.2.3 工事完了時の検査		
全ての工事が完了したとき、表 7 に示す検査を実施する。		
表 7 工事完了時の検査 ^{*1}		
検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査、その他工事の完了を確認するために必要な検査	工事の完了を確認するために、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等により、当該各系統の機能又は性能の最終的な確認を行う。 発電用原子炉の出力を上げた状態における確認項目として、プラント全体での最終的な試運転により発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する。	当該原子炉施設の供用を開始するにあたり、原子炉施設の安全性を確保するために必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.3 基本設計方針検査		
基本設計方針のうち「構造、強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る検査」では確認できない事項について、表 8 に示す検査を実施する。		
表 8 基本設計方針検査		
検査項目	検査方法	判定基準
基本設計方針検査	基本設計方針のうち表 1、表 5、表 6、表 7 では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを工事中又は工事完了時における適切な段階で確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。

変更なし

変更前	変更後						
<p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため、表 9 に示す検査を実施する。</p>							
<p>表 9 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメントシステムに係る検査</td><td>工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞き取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。</td><td>設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞き取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。	変更なし
検査項目	検査方法	判定基準					
品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞き取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。					

3. 工事上の留意事項

3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の実施にあたっては、発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。

- a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。
- b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。
- c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。
- d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。
- e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を發揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。

変更前	変更後
<p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空气中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。</p> <p>e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。</p>	変更なし

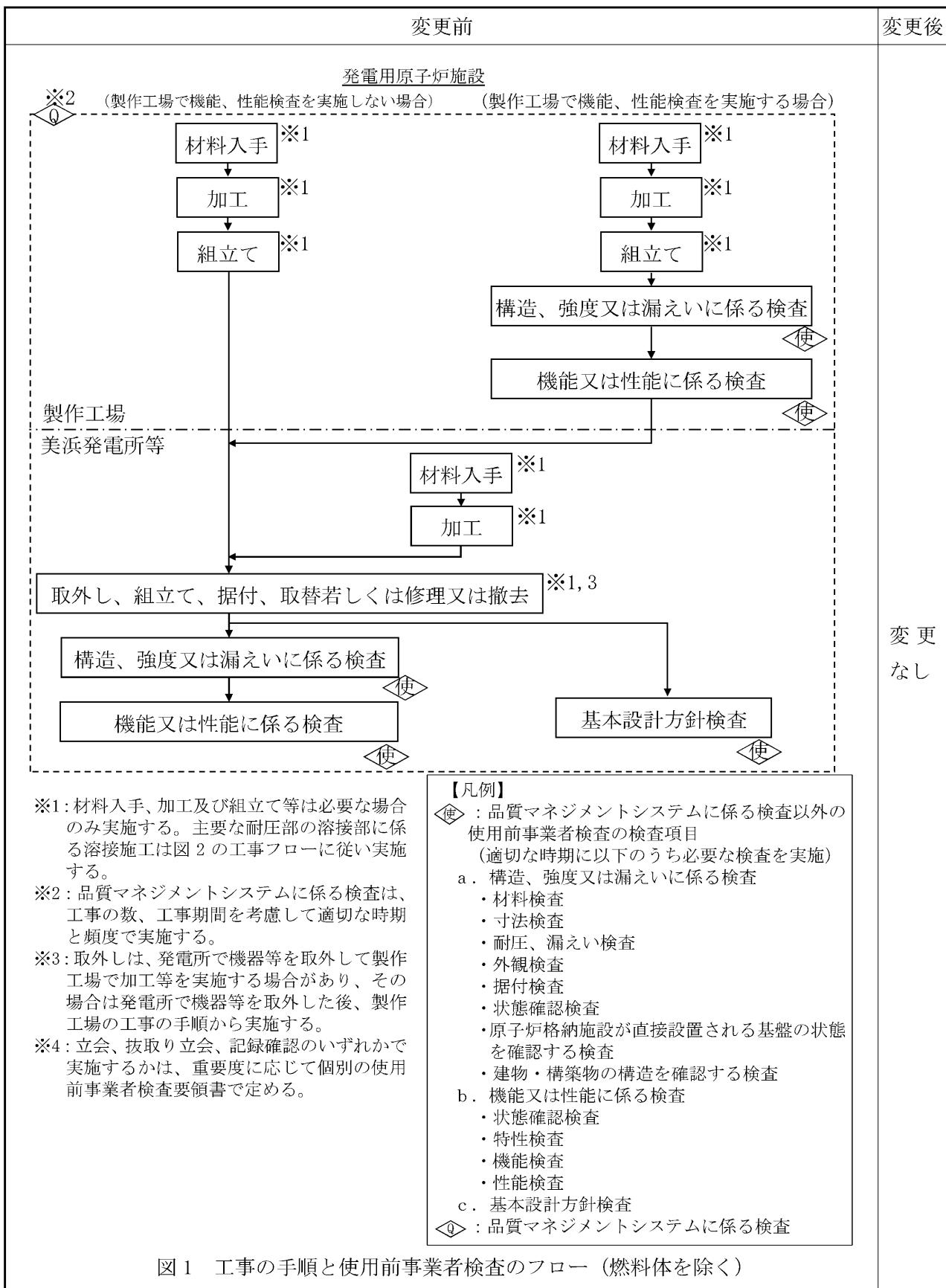
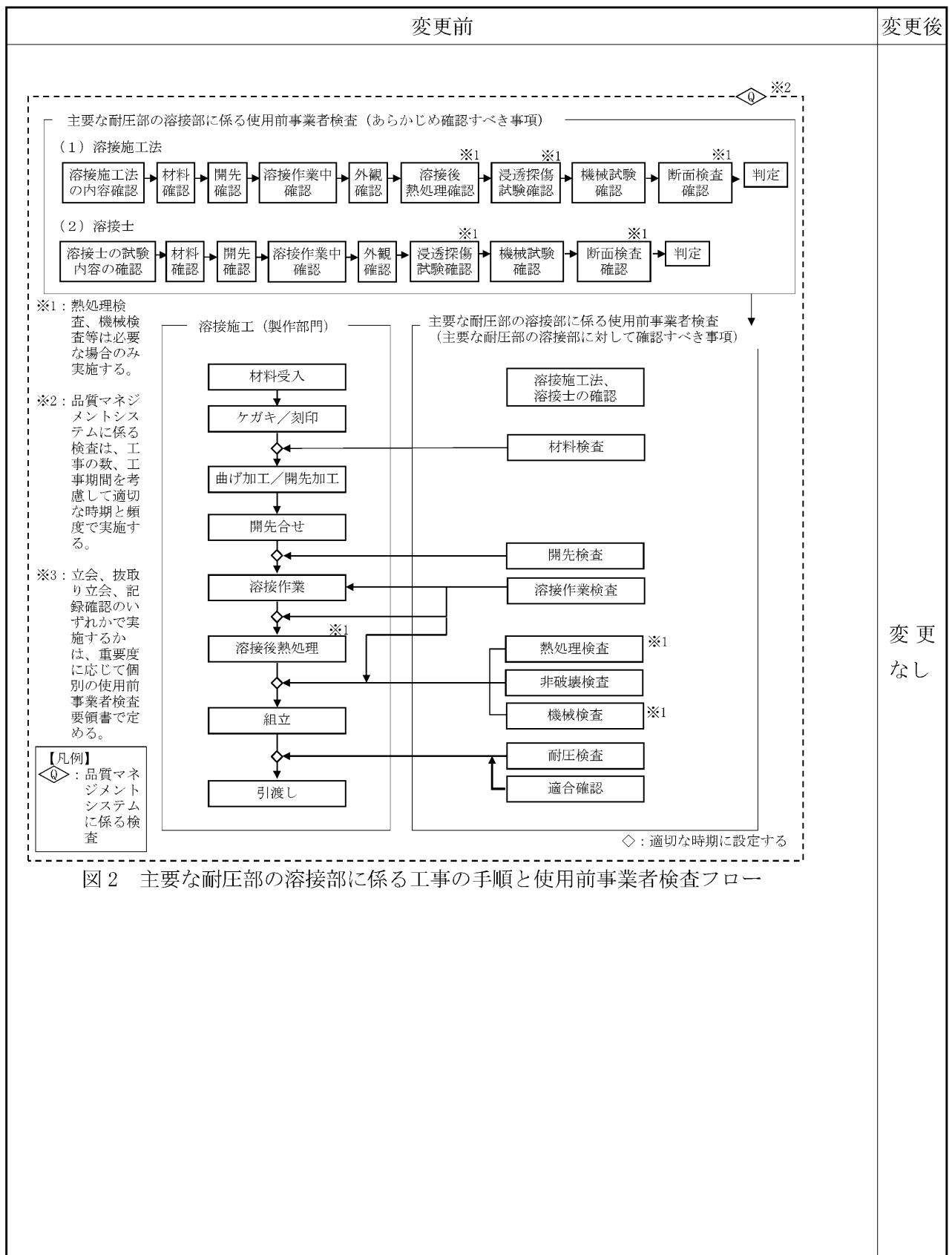


図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー (燃料体を除く)



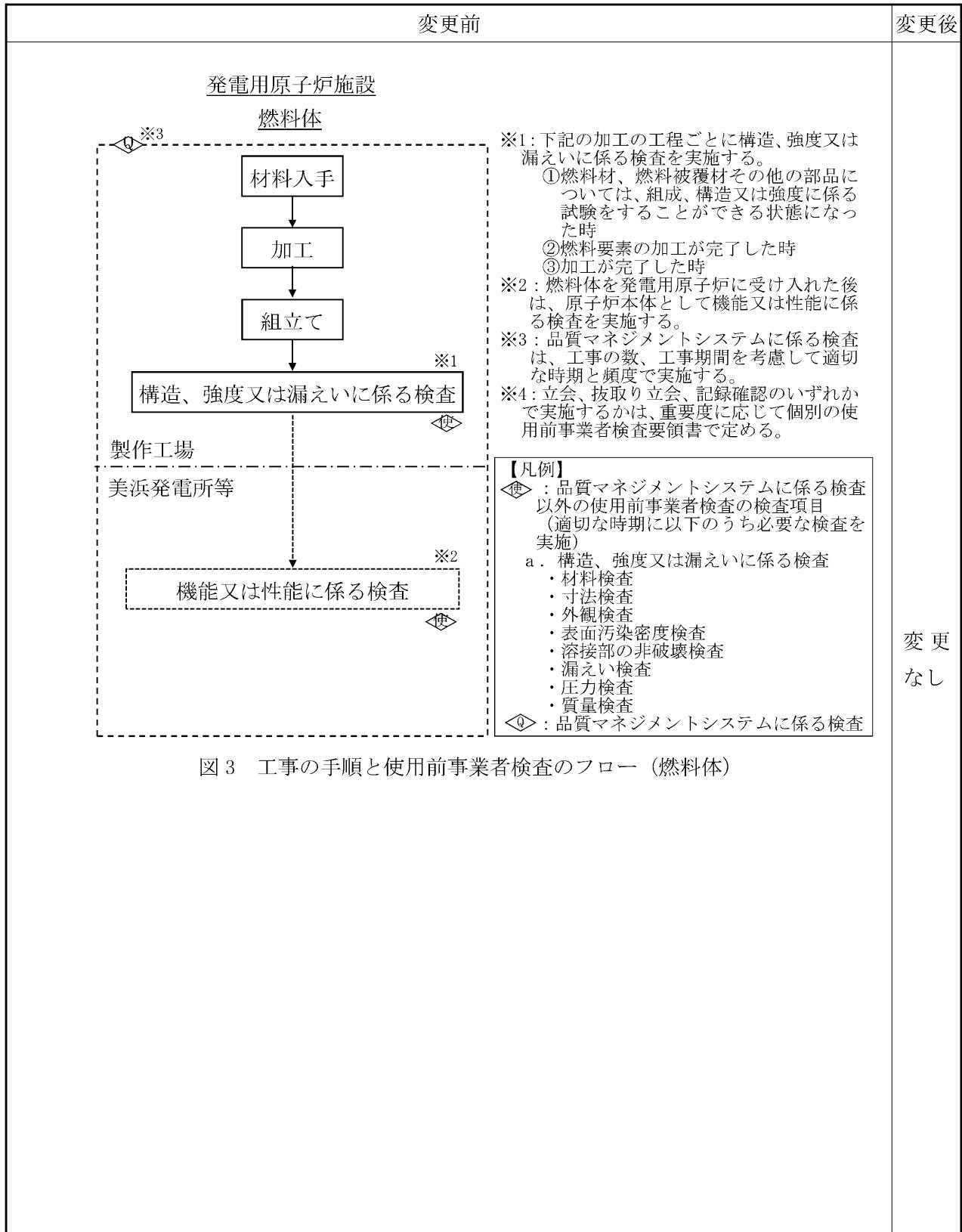


図3 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体）

III. 工事工程表

今回の工事の工程は次のとおりである。

第1表 工事工程表

項目	月	年	2021							2022		
		年	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
放射性 廃棄物の 廃棄施設	現地工事期間											
	構造、強度又は漏えいに係る検査をすることができるようになった時				◇							◇
	工事完了時の検査をすることができるようになった時											◇
	品質マネジメントシステムに係る検査をすることができるようになった時											◇

IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「美浜発電所原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。

2. 適用範囲・定義

2.1 適用範囲

設工認品質管理計画は、美浜発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。

2.2 定義

設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

(1) 実用炉規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)をいう。

(2) 技術基準規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)をいう。

(3) 実用炉規則別表第二対象設備

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。

(4) 適合性確認対象設備

設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。

3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム

計画に基づき以下のとおり実施する。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。

設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。

3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査

3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。

設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設）

重要度*	グレードの区分
次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・ クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分が R3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」 を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
上記以外の設備に係る工事	Cクラス

*：上記の「クラス1～3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1～3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。

発電への 影響度区分	安全上の機能別重要度区分						
	クラス1		クラス2		クラス3		その他
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1			B				
R2	A						
R3			C				

R1：その故障により発電停止となる設備

R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く）

R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設のうち重大事故等対処施設）

重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	SA常設
○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。

なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

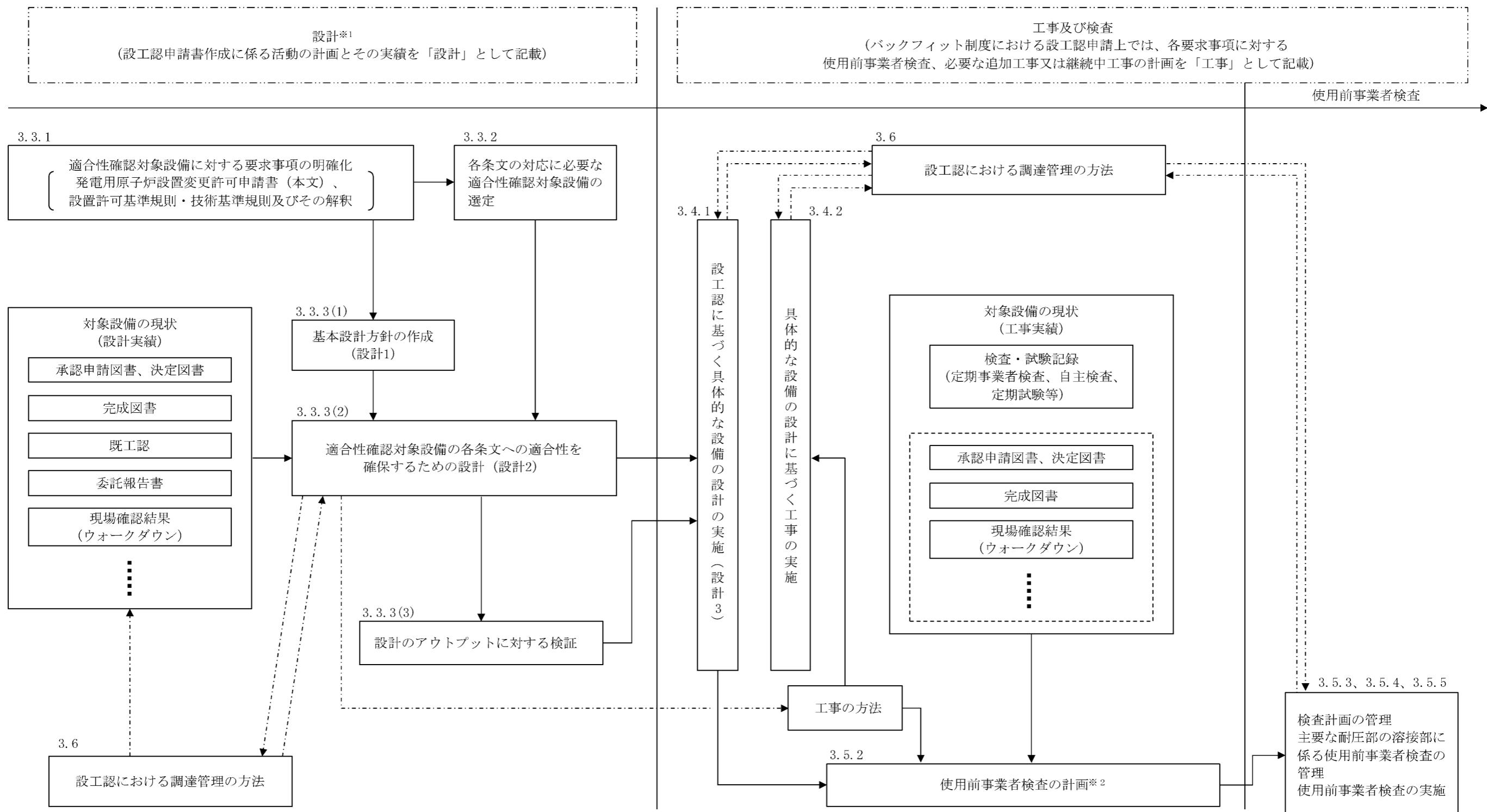
なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階			保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1) ※	基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2) ※	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4 ※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1 ※	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
調達	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認
	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理

※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



※1：バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成（設計1）し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計（設計2）を行う業務をいう。

また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。

※2：条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法（代替確認の考え方を含む。）の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。

□ : 設工認の範囲

→ : 必要に応じ実施する業務の流れ

第3.2-1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ

3.3 設計に係る品質管理の方法

3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備（運用を含む。）に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。

3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計 1）

「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）

「設計 2」として、「設計 1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。

なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、設計 1 及び設計 2 の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計（設計 3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。

また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用し

て実施する。

3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかにより、設工認に基づく製品実現のための設備の具体的な設計（設計3）を実施する。

- ・自社で設計する場合
- ・「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合
- ・「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合
- ・「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合

3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。

②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。

また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.5-1 表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。

また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。

使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。

3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実

施する。

3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。

(2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。

実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目
設備	設計要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。 据付検査 状態確認検査 外観検査
		機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査
			系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査
		評価要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。 特性検査 機能・性能検査
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査

3.6 設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。

3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。

(1) 調達文書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書（以下「仕様書」という。）を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）

調達を主管する箇所の長は、一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

3.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

3.7.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。

(2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。

(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。

3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 計量器の管理

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計量器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。

3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の工事は、保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。

V. 変更の理由

美浜発電所第3号機において、原子炉の運転に伴い発生する廃液蒸発装置の濃縮液をアスファルト固化設備等にて処理を行っている。その移送用の主配管において、塩化物イオン Cl^- による応力腐食割れ（以下「Cl-SCC」という。）が懸念され、本設計及び工事の計画において、予防保全の観点から、Cl-SCC 対策を実施するものである。その対策として、移送用の主配管を SUS27 材（SUS304 相当）から SUS316L 材へ取り替える。

また、濃縮液を一時貯蔵する目的でドラミングバッチタンク他を設置していたが、これまでの運転経験において不要と判断したことから、工事計画書上、運用を停止する。

VI. 添付書類

1. 添付資料

2. 添付図面

1. 添付資料

資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

資料 2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

資料 3 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

資料 4 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

資料 5 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

資料 6 耐震性に関する説明書

資料 7 強度に関する説明書

資料 8 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

2. 添付図面

第1図 放射性廃棄物の廃棄施設に係る図面

(1) 添付資料

目 次

資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

　資料 1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

　資料 1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

資料 2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

資料 3 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

資料 4 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

資料 5 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

資料 6 耐震性に関する説明書

　資料 6－1 耐震設計の基本方針

　資料 6－2 配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について

　資料 6－3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果

　別紙 計算機プログラム（解析コード）の概要

資料 7 強度に関する説明書

　資料 7－1 強度計算の基本方針の概要

　　資料 7－1－1 クラス 3 機器の強度計算の基本方針

　　資料 7－2 強度計算方法の概要

　　資料 7－2－1 クラス 3 管の強度計算方法

　　資料 7－3 強度計算書の概要

　　資料 7－3－1 クラス 3 管の強度計算書

資料 8 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

　資料 8－1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

　資料 8－2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

目 次

資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

資料 1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

資料 1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

資料 1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

	目	次	頁
1. 概要			M3-添1-1-1
2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性			M3-添1-1-1

1. 概要

本資料は、今回の設計及び工事計画届出書（以下「本届出」という。）が発電用原子炉の設置の許可に抵触するものでないことを説明するものである。

2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

本届出は、放射性廃棄物の廃棄施設の気体、液体又は固体廃棄物処理設備の改造及び運用停止であるが、令和3年2月1日付け原規規発第2102013号までに認可された工事計画（以下「既工事計画書」という。）から、本届出に係る「基本設計方針」の変更はない。

また、本届出における美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（令和3年5月19日付け原規規発第2105195号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）との整合性に関しては、「基本設計方針」に変更がないことから既工事計画書において確認された整合性に変更はない。また、設置許可申請書の基本方針に本届出設備の記載はないことから設置許可申請書に抵触するものではない。なお、本届出設備は、クラス3機器であり、降下火碎物の防護対象設備に該当しないことから、本届出における設置許可申請書との整合性に関して、大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応の影響を受けるものではない。

資料 1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

目 次

頁

1. 概要	M3-添1-2-1
2. 基本方針	M3-添1-2-1
3. 記載の基本事項	M3-添1-2-1
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	
十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な 体制の整備に関する事項	M3-添1-2-2

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

設計及び工事の計画が美浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和3年5月19日付け原規規発第2105195号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（十一号）」と設計及び工事の計画のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。なお、本届出における設置許可申請書との整合性に関して、大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る設置許可申請書の「本文（十一号）」については変更がないことから、大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応の影響を受けるものではない。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（十一号）」に記載する順とする。

4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>A. 1号炉、2号炉及び3号炉</p> <p>1. 目的 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、<u>発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「美浜発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲 <u>品質管理に関する事項は、美浜発電所の保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義 <u>品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品管規則に従う。</u></p> <p>(1) 原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各組織（組織の最小単位）の総称をいう。</p>	<p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は、<u>原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「美浜発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>「<u>設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</u>」（以下「<u>設工認品質管理計画</u>」といふ。）は、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</u></p> <p>2. 適用範囲・定義</p> <p>2.1 適用範囲 <u>設工認品質管理計画は、美浜発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。</u></p> <p>2.2 定 義 <u>設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。</u></p> <p>(1) 実用炉規則 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。</p> <p>(2) 技術基準規則 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）をいう。</p> <p>(3) 実用炉規則別表第二対象設備 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。</p> <p>(4) 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画（以下「<u>設工認</u>」といふ。）に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p>	<p>設置許可申請書（本文（十一号））において、設計及び工事の計画の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>設計及び工事の計画では、美浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから整合している。（以下、設置許可申請書（本文十一号）に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。）</p> <p>設計及び工事の計画の適用範囲は、設置許可申請書（本文十一号）の適用範囲に示す美浜発電所の保安活動に包含されていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従っていることから整合している。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考																																																																
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 原子力部門は、品質管理に関する事項にしたがって、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 <p>(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>	<p>3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用</p> <p>設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;">設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">重要度*</th> <th style="width: 50%;">グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当する工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○クラス1の設備に係る工事</td> <td rowspan="2">Aクラス 又は Bクラス</td> </tr> <tr> <td>○クラス2の設備に係る工事</td> </tr> <tr> <td>・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の設備に係る工事</td> <td>Cクラス</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：上記の「クラス1～3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1～3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">発電への影響度区分</th> <th colspan="6">安全上の機能別重要度区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">クラス1</th> <th colspan="2">クラス2</th> <th colspan="2">クラス3</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>PS-1</th> <th>MS-1</th> <th>PS-2</th> <th>MS-2</th> <th>PS-3</th> <th>MS-3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td colspan="5"></td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td colspan="5"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td colspan="5"></td> <td>C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>R1：その故障により発電停止となる設備 R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く） R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備</p> <p>設計・調達の管理に係るグレード分け（原子炉施設のうち重大事故等対処施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">重要度</th> <th style="width: 50%;">グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○特定重大事故等対処施設</td> <td rowspan="2">SA常設</td> </tr> <tr> <td>○重大事故等対処設備（常設設備）</td> </tr> <tr> <td>○重大事故等対処設備（可搬設備）</td> <td>SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p>	重要度*	グレードの区分	次のいずれかに該当する工事		○クラス1の設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス	○クラス2の設備に係る工事	・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類		○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事		上記以外の設備に係る工事	Cクラス	発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分						クラス1		クラス2		クラス3		その他	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	R1						B		R2								R3						C		重要度	グレードの区分	○特定重大事故等対処施設	SA常設	○重大事故等対処設備（常設設備）	○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品質管理を行うことから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のグレード分けを行うことから整合している。</p>	
重要度*	グレードの区分																																																																		
次のいずれかに該当する工事																																																																			
○クラス1の設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス																																																																		
○クラス2の設備に係る工事																																																																			
・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類																																																																			
○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事																																																																			
上記以外の設備に係る工事	Cクラス																																																																		
発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分																																																																		
	クラス1		クラス2		クラス3		その他																																																												
PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3																																																														
R1						B																																																													
R2																																																																			
R3						C																																																													
重要度	グレードの区分																																																																		
○特定重大事故等対処施設	SA常設																																																																		
○重大事故等対処設備（常設設備）																																																																			
○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）																																																																		

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。 b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。 c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。 g. プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。 <p>(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 原子力部門は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようするために、原子力部門が必要と決定した文書 (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。） <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>原子力部門は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係 <p>4.2.3 文書の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 原子力部門は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改 	<p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。 (2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、 	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い文書管理を行うことから整合している。</p>	
			- M3-添1-2-4 -

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する原子力部門内における各組織の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようすること。</p> <p>g. 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>	<p>工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。</p> <p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。</p>		
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p>			
<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できること。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>			
<p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>			
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 原子力部門の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p>			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。			
5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、原子力部門内における各組織において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようする。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。			
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任及び権限の割当て			
5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、原子力部門内における各組織及び要員の責任及び権限並びに原子力部門内における各組織相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。 設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文二号）に基づき美浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。	
5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上すること。 d. 関係法令を遵守すること。			
5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部監査の結果 (2) 原子力部門の外部の者の意見 (3) プロセスの運用状況 (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 (5) 品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 原子力部門内における各組織又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e. 関係法令の遵守に関する改善 			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源 <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。 (2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようになること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。 			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 a. 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b. 関係法令 c. a. b. に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c. 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 原子力部門は、<u>設計開発</u>（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、<u>設計開発を管理する</u>。 (2) 原子力部門は、<u>設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u> <u>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> <u>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u> <u>c. 設計開発に係る各組織及び要員の責任及び権限</u> <u>d. 設計開発に必要な原子力部門の内部及び外部の資源</u> (3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当がなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査 設工認における設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。 なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき美浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。</p>	
			- M3-添1-2-9 -

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項				整合性	備考
第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階						
		各段階	保安規定品質マネジメントシステム 計画の対応項目	概要		
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画		
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化		
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出		
	3.3.3(1) ※	基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成		
	3.3.3(2) ※	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施		
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック		
	3.3.4 ※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応		
工事及び検査	3.4.1 ※	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計		
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施		
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること		
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定		
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理		
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理		
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認		
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理		
※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。						

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>第3.2-1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p>		
<p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報を明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機能及び性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項 <p>(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。</p> <p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備（運用を含む。）に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発へのインプットとして、適合性確認対象設備に対する要求事項を明確化していることから整合している。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>基本設計方針の作成（設計1）</u> 「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、<u>必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</u> (2) <u>適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</u> 「設計2」として、「設計1」で明確にした<u>基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。</u> <p>なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。</p>	
<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画にしたがって、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する各組織の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>なお、<u>設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</u></p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「<u>保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目</u>」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューの記録を管理していることから整合している。</p>	
<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>(3) <u>設計のアウトプットに対する検証</u> 設計を主管する箇所の長は、<u>設計1及び設計2の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。</u></p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の検証を実施していることから整合している。</p>	
<p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画にしたがって、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>使用前事業者検査の独立性確保</u> 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。 (2) <u>使用前事業者検査の体制</u> 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。 (3) <u>使用前事業者検査の検査要領書の作成</u> 検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定し</u> 		

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																							
<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、<u>設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるよう</u>にするとともに、<u>当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (2) 原子力部門は、<u>設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u> (3) 原子力部門は、<u>設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u> (4) 原子力部門は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、<u>調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u> 	<p>た確認方法を基に、<u>使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u> 実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、<u>検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</u></p> <p>第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設備</td> <td rowspan="3">設置要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）</td> <td>要目表の記載どおりであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>評価要求</td> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>運用要求</td> <td>解析書のインプット条件等の要求事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>手順確認</td> <td>(保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	設備	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	評価要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	運用	運用要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。			手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施していることから整合している。</p>	
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目																							
設備	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。																							
		材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。																							
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。																							
	評価要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。																							
運用	運用要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。																							
		手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。																							
<p>3.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、<u>設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。</u></p> <p>3.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>設工認で行う調達管理は、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。</u></p>		<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理を実施していることから整合している。</p>																								

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 原子力部門は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。</u>この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項にしたがい、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、<u>適切な調達の実施に必要な事項</u>（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u> <ul style="list-style-type: none"> a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する事を含める。 (3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 	<p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(1) 調達文書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。</p> <p>3.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>(1) 調達文書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書</u>（以下「仕様書」という。）を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般汎用品の管理及び原子力規制委員会の職員が供給先の工場等への施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者を選定していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達仕様書を作成していることから整合している。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を含む調達製品の検証を実施していることから整合している。</p>	
<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計（設計3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。 また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。</p> <p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。 ①実設備の仕様の適合性確認 ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。 これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。 ②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。 また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、工事の実施、使用前事業者検査の計画の策定を業務の管理として実施していることから整合している。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>3. 5. 2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</u></p> <p>使用前事業者検査は、「<u>工事の方法</u>」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3. 5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>3. 5. 3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、<u>使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。</u></p> <p>使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。</p> <p>3. 5. 4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、<u>溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</u></p> <p>また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。</p> <p>3. 5. 5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、<u>検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、<u>組織的独立を確保して実施する。</u> (2) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、<u>検査要領書で明確にする。</u> (3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査を担当する箇所の長は、<u>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3. 5. 2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u> 実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。 (4) 使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、<u>検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</u> 		

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																														
	第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">設備</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">設置 要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。</td> <td>据付検査 状態確認検査 外観検査</td> </tr> <tr> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）</td> <td>要目表の記載どおりであることを確認する。</td> <td>材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査</td> </tr> <tr> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> <td>状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。</td> <td>特性検査 機能・性能検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">評価 要求</td> <td>解析書のインプット条件等の要件事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> <td>内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用</td> </tr> <tr> <td>手順確認</td> <td>(保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> <td>状態確認検査</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">運用</td><td style="vertical-align: middle; text-align: center;">運用要求</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	設備	設置 要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査	評価 要求	解析書のインプット条件等の要件事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	運用	運用要求				
要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目																													
設備	設置 要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査																													
		材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査																													
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査																													
	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。	特性検査 機能・性能検査																														
評価 要求	解析書のインプット条件等の要件事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、評価条件を設置要求、機能要求の検査を適用																														
	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査																														
運用	運用要求																																
7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ (2) 機器、弁及び配管等の管理 工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い識別管理を実施していることから整合している。																															
7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 (1) 原子力部門は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 原子力部門は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ (1) 計量器の管理 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計量器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い監視測定のための設備の管理を実施していることから整合している。																															
7.5.4 組織の外部の者の物品 原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。																																	
7.5.5 調達物品の管理 (1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。																																	
7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 原子力部門は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、																																	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>校正又は検証の根拠について記録する方法により校正又は検証がなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 <p>(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。 (2) 原子力部門は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 <p>8.2.2 内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う各組織その他の体制により内部監査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る各組織、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 原子力部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (5) 原子力部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。 (7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることを実証する。</p> <p>(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 原子力部門は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画にしたがって、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各組織に属する要員と組織を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各組織に属する要員と必要に応じて組織を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての 	<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保</p> <p>使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制</p> <p>使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>3.8 不適合管理</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。</p>	<p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、<u>使用前事業者検査を実施することから整合している</u>。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文十一号）に基づき定めている美浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、<u>不適合管理を実施することから整合している</u>。</p>	

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 原子力部門は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>			
<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子力部門の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。） d. 調達物品等の供給者の供給能力 <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c. 講じたすべてのは正処置の実効性の評価を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じたすべてのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>			

発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>			

資料2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

目 次

	頁
I. 概要	M3-添2-1
1. 放射性廃棄物の廃棄施設	M3-添2-1-1
1.1 概要	M3-添2-1-1
1.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備	M3-添2-1-2
1.2.1 主配管	M3-添2-1-2

I. 概要

本資料は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二に基づき、当該届出に係る設備別記載事項の設定根拠について説明するものである。

放射性廃棄物の廃棄施設

1. 放射性廃棄物の廃棄施設

1.1 概要

本資料は、本届出に伴い工事計画の設備別記載事項の変更を伴う事項の仕様設定根拠について説明するものである。

1.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

1.2.1 主配管

名 称		A廃液蒸発装置濃縮液出口 ～ 弁 (3V-19293A、B)
最 高 使 用 壓 力	MPa	0.98
最 高 使 用 温 度	°C	95
外 径	mm	34.0
【設 定 根 拠】		
(概 要)		
本配管は、A廃液蒸発装置濃縮液出口と弁 (3V-19293A、B) を接続する配管であり、A廃液蒸発装置の濃縮液をアスファルト固化ドラム詰設備へ移送するために設置する。		
1. 最高使用圧力		
本配管の最高使用圧力は、A廃液蒸発装置濃縮液ポンプの揚程が □ mとなることから、これを上回る0.98MPaとする。		
2. 最高使用温度		
本配管の最高使用温度は、A廃液蒸発装置から送られる濃縮液の温度が □ °C以下（冷却完了時）であることから、これを上回る95°Cとする。		
3. 外径		
廃棄物処理設備主配管（液体）の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速による流量が、当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。		
なお、配管の外径は日本産業規格の呼び径に対応する外径とする。		
廃棄物処理設備（ポンプ出口側）の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。		
本配管の流量は、 □ m ³ /h ^(注1) であるため、第1表を基に呼び径1B以上の配管を選定する。		
以上より、本配管の外径は34.0mm(1B)とする。		

(注1) A廃液蒸発装置の濃縮液 $\square \text{m}^3$) を \square で移送可能な、A廃液蒸発装置濃縮液ポンプの移送運転時の流量 $\square \text{m}^3/\text{h}$

第1表 廃棄物処理設備の配管外径及び標準流速における流量の関係（ポンプ出口側）

呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速 ^(注2) における 流量 E (m ³ /h)
3/4	27.2	2.9	21.4		
1	34.0	3.4	27.2		

(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = A - 2B$$

$$E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$$

資料3 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

目 次

	頁
1. 概要	M3-添3-1
2. 基本方針	M3-添3-2
2.1 環境条件等	M3-添3-2
2.2 試験・検査性	M3-添3-4

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条第2項及び第15条第2項並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、本届出設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。

本届出設備の健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮し、「本届出設備に想定される環境条件（使用条件含む。）における機器の健全性（技術基準規則第14条第2項及びその解釈）」（以下「環境条件等」という。）及び「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びそれらの解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。

2. 基本方針

本届出設備が使用される条件の下における健全性について、以下の2項目に分け説明する。

2.1 環境条件等

本届出設備は、通常運転時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、電磁波による影響、周辺機器等の環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。

本届出設備の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時の圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

本届出設備について、通常運転時の環境条件の考慮事項毎に、環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、荷重、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響、設置場所における放射線の影響並びに冷却材の性状に分け、以下(1)から(3)に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。なお、電磁波による影響については、電子部品等を含まないこと、屋外の天候による影響については、屋外に設置する機器はないこと、海水を通水する系統への影響については、海水を通水する系統ではないことから考慮不要である。

(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響並びに荷重

- ・本届出設備は、通常運転時における環境条件を考慮した設計とする。
- ・本届出設備における主たる流路及びその流路に影響を与える範囲の健全性は、主たる流路とその主たる流路に影響を与える範囲を同一又は同等の規格で設計することにより、流路としての機能を維持する設計とする。

a. 環境圧力

本届出設備については、通常運転時に想定される環境圧力は、原子炉補助建屋に設置されることから大気圧 (0MPa[gage]) を設定し、機能を損なわない設計とする。

確認の方法としては、環境圧力と機器の最高使用圧力との比較等によるものとする。

耐環境圧力の確認結果として、環境圧力と機器の最高使用圧力との比較により、通常運転時において機能を発揮できる設計としている。

b. 環境温度及び湿度による影響

本届出設備については、通常運転時に想定される環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。

本届出設備については、原子炉補助建屋に対して、温度約40°C、湿度100%を設定する。

環境温度に対する確認の方法としては、環境温度と機器の最高使用温度との比較等によるものとする。

湿度に対する確認の方法としては、環境湿度と機器仕様の比較によるものとする。

耐環境温度の確認結果として、環境温度と機器の最高使用温度との比較により、通常運転時において機能を発揮できる設計としている。

また、設定した湿度に対して機器が機能を損なわないように、当該構造部が気密性・水密性を有し、一定の肉厚を有する金属製の構造とすることで、湿度の環境下であっても耐圧機能が維持される設計としている。

c. 放射線による影響

本届出設備における放射線については、設備の設置場所における通常運転時の線量とし、設置場所毎の放射線量に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用いる設計とする。

本届出設備は、事故時に使用するものではなく、事故時の放射線源の影響を考慮する必要がなく、設置場所での操作等実施することなく、設置場所での放射線の影響は受けないため、考慮不要である。

通常運転時に想定される環境線量は、本届出設備を設置する原子炉補助建屋内の区画に対して、本届出設備の内表面の線量率等を包絡する1Gy/h以下を設定する。

確認の方法としては、環境放射線を再現した試験環境下において、機器等の機能が維持される積算線量を、機器の放射線に対する耐性値とし、環境放射条件と比較することとする。環境放射条件との比較のため、機器の耐性値を機器が照射下にあると評価される期間で除算して線量率に換算することとする。

耐放射線性の確認結果として、本届出設備のうち金属構造材等で構成されている設備等は、無機物であり、評価条件において機能を損なう構造ではないことから、通常運転時において、機能を発揮できる設計としている。

放射線による影響に対して機器が機能を損なわないように、耐放射線性が低いと考えられるパッキン・ガスケットも含めた耐圧部を構成する部品の性能が有意に低下する放射線量に到達しない設計としている。

d. 荷重

本届出設備については、自然現象のうち地震による荷重の評価を行い、機能を有效地に発揮できる設計とする。

本届出設備の地震荷重に対する設計については、資料6「耐震性に関する説明書」に基づき実施する。

(2) 周辺機器等からの悪影響

本届出設備は、火災の悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。火災に対する設計については、資料4「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」に基づき設計する。

(3) 冷却材の性状

本届出設備は、配管内円柱状構造物等を設けないことから破損物等の異物が発生しない設計とする。

2.2 試験・検査性

本届出設備における健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）が可能な設計とし、構造・強度を確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則分解・開放（非破壊検査含む。）が可能な設計とする。分解・開放が不要なものについては、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、外観の確認が可能な設計とする。

これらの使用前事業者検査等の法定検査を実施できることに加え、保全プログラムに基づく点検、日常点検の保守点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。

機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。

資料4 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

目 次

頁

1. 概要	M3-添4-1
2. 火災防護に関する評価	M3-添4-2

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第11条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」が、適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306195号）（以下「火災防護に係る審査基準」という。）」に基づき、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能のうち濃縮廃液配管他（本届出設備に限る。）の安全性を脅かされることのないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。

また、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された美浜発電所第3号機の工事計画の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の火災防護対策の設計が濃縮廃液配管他の工事計画においても、火災防護に係る審査基準に基づき、火災により発電用原子炉施設の安全性を脅かされることのないよう、火災区域又は火災区画に対して、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。

2. 火災防護に関する評価

火災防護に関する評価においては、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画書の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」に従う。

本届出設備は、主配管であり、配管の材料はステンレス鋼である。ステンレス鋼は、金属材料であり不燃性であることから、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画書の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減の設計に変更はなく、火災防護に関する評価に影響はない。

資料5 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

目 次

	頁
1. 概要	M3-添5-1
2. 溢水等による損傷防止の基本方針	M3-添5-1
2.1 防護すべき設備の設定	M3-添5-1
2.2 溢水評価条件の設定	M3-添5-1
2.3 溢水影響に関する評価	M3-添5-1
2.4 浸水防護施設の設計方針	M3-添5-2
3. 適用規格	M3-添5-2

1. 概要

本資料は、本届出が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第12条及びその解釈に適合していることを説明するものである。

2. 溢水等による損傷防止の基本方針

溢水等による損傷防止の基本方針は、平成31年2月6日付け原規規発第1902067号にて認可された工事計画（以下「既工事計画書」という。）の添付資料8－1「溢水等による損傷防止の基本方針」に従う。

本届出において、溢水等による損傷防止に関して、既工事計画書における評価結果に影響がないことを説明するものである。

2.1 防護すべき設備の設定

本届出における溢水から防護すべき設備の設定は、既工事計画書の添付資料8－2「防護すべき設備の設定」に従う。

本届出設備は、以下の設備に該当しないことから、防護すべき設備ではない。

- ・原子炉の停止、高温停止、低温停止、放射性物質の閉じ込め機能及びその維持を達成するための重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備
- ・使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を適切に維持するためには必要な設備
- ・重大事故等対処設備

2.2 溢水評価条件の設定

本届出における溢水評価に用いる溢水源及び溢水量並びに溢水防護区画及び溢水経路の設定については、既工事計画書の添付資料8－3「溢水評価条件の設定」に従う。

本届出において、ドラミングバッчタンクの運用停止により系統保有水がなくなるが、ドラミングバッчタンクは、溢水防護対象機器ではないこと及び本届出に伴い溢水量に影響がなく、周辺の溢水防護区画への影響がないことから、溢水評価条件の設定について、既工事計画書から変更はない。

2.3 溢水影響に関する評価

本届出において、溢水評価条件の設定に変更がないことから、既工事計画書の添付資料8－4「溢水影響に関する評価」で実施した溢水影響に関する評価の評価結果に変更はない。

2.4 浸水防護施設の設計方針

浸水防護施設の設計方針については、既工事計画書の添付資料8－5「浸水防護施設の詳細設計」に従う。

本届出設備は、溢水伝播を防止する設備、被水影響を防止する設備及び蒸気影響を緩和する設備に該当しないことから、浸水防護施設ではない。

3. 適用規格

適用する規格としては、既工事計画で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で適用可能とする。

適用する規格、基準、指針等を以下に示す。

- ・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）
- ・建設省告示第1454号（平成12年5月31日制定）
- ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成30年1月24日原規技発第1801246号）
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）
- ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）
- ・JIS G 4303 (2012) ステンレス鋼棒
- ・JIS G 4304 (2012) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- ・JIS G 4317 (2013) 熱間成形ステンレス鋼形鋼
- ・JIS G 3101 (2010) 一般構造用圧延鋼板
- ・JIS G 4105 (1979) クロムモリブデン鋼鋼材
- ・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984）」
- ・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）」
- ・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1991）」
- ・日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針（JEAG4607-2010）」
- ・日本電気協会「原子力発電所配管破損防護設計技術指針（JEAG4613-1998）」

- ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む。））〈第I編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2005/2007）」
- ・ステンレス建築構造設計基準・同解説【第2版】（ステンレス構造建築協会、2001年改定）
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－（日本建築学会、1999年改定）
- ・鋼構造設計規準－許容応力度設計法－（日本建築学会、2005年改定）
- ・各種合成構造設計指針・同解説（日本建築学会、2010年改定）
- ・コンクリート標準示方書【構造性能照査編】（土木学会、2002年）
- ・港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会、平成19年7月）
- ・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）
- ・原子力発電所の内部溢水評価影響ガイド（平成26年8月6日原規技発第1408064号原子力規制委員会）
- ・原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（改正平成26年9月17日原規技発第1409172号原子力規制委員会）
- ・耐震設計に係る工認審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会）
- ・基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会）
- ・耐津波設計に係る工認審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306196号原子力規制委員会）
- ・道路橋示方書・同解説I 共通編・IV下部構造編（日本道路協会、平成14年3月）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会、1997年版）
- ・建築物荷重指針・同解説（日本建築学会、2004年）
- ・水門鉄管技術基準（水門鉄管協会、平成19年9月改定）

資料 6 耐震性に関する説明書

目 次

資料 6－1 耐震設計の基本方針

資料 6－2 配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について

資料 6－3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果

別紙 計算機プログラム（解析コード）の概要

資料6－1 耐震設計の基本方針

目 次

貢

1. 概要	M3-添6-1-1
2. 耐震設計の基本方針	M3-添6-1-1
3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類	M3-添6-1-2
4. 設計用地震力	M3-添6-1-3
5. 機能維持の基本方針	M3-添6-1-4
6. 構造計画と配置計画	M3-添6-1-8
7. ダクティリティに関する考慮	M3-添6-1-8
8. 機器・配管系の支持方針について	M3-添6-1-8
9. 耐震計算の基本方針	M3-添6-1-8

1. 概要

本資料は、届出設備の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第5条に適合することを説明するものである。

2. 耐震設計の基本方針

発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。

届出設備の耐震設計の基本方針は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の2項によるものとする。

ただし、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号）」に関する内容については、「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）〈第I編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012）」」（以下「JSME」という。）、及び「日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）（JSME S NJ1-2012）」」（以下「材料規格」という。）に従うものとする。

3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類

耐震重要度分類については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の3項によるものとする。

今回の届出設備の耐震重要度分類を第3-1表に示す。

第3-1表 設備の耐震重要度分類

耐震クラス 設備名称	B	間接支持構造物
5. 放射性廃棄物の廃棄施設 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備	△関連配管	・原子炉補助建屋

△印は資料6-2「配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について」による。

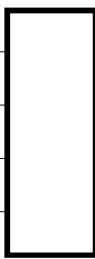
・印は耐震計算書の添付なし。

4. 設計用地震力

設計用地震力は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の4項によるものとする。

ただし、今回の届出における静的地震力については、第4-1表に示す震度に基づき算定する。また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、弾性設計用地震動Sd-1～Sd-24から定める入力地震動による地震力に2分の1を乗じたものを用いる。

第4-1表 原子炉補助建屋の静的地震力（水平震度）

構築物	質点番号 (洋)	E. L. (m)	静的震度	
			1.8 C i Y 方向	X 方向
補助建屋	AB11		0.618	0.450
	AB10		1.398	1.148
	AB09		0.529	0.472
	AB08		0.419	0.403
	AB07		0.288	0.288

(注) 質点番号は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」の第2-11図によるものとする。

5. 機能維持の基本方針

機能維持の基本方針については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の5項によるものとする。

今回の届出設備における荷重の組合せ及び許容応力の記号の説明を第5-1表、荷重の組合せ及び許容応力を第5-2表及び第5-3表、使用材料の許容応力を第5-4表に示す。

第5-1表 記号の説明 (1/2)

記号	単位	定義
D	—	死荷重
P _d	—	当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重
M _d	—	当該設備に設計上定められた機械的荷重
S _B	—	耐震Bクラスの設備に適用される地震動により定まる地震力 又は静的地震力
B _A S	—	耐震Bクラス設備の地震時の許容応力状態
S _y	MPa	設計降伏点 材料規格 Part3第1章表6に規定される値
S _u	MPa	設計引張強さ 材料規格 Part3第1章表7 (ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって(別記-2)」」の要件を付したもの) に規定される値
S	MPa	許容引張応力 材料規格 Part3第1章表3又は表4 (ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって(別記-2)」」の要件を付したもの) に規定される値

第5-1表 記号の説明 (2/2)

記号	単位	定義
f_t	MPa	許容引張応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME SSB-3121.1(1)により規定される値。ボルト等に対しては、JSME SSB-3131(1)により規定される値
f_s	MPa	許容せん断応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME SSB-3121.1(2)により規定される値。ボルト等に対しては、JSME SSB-3131(2)により規定される値
f_c	MPa	許容圧縮応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME SSB-3121.1(3)により規定される値
f_b	MPa	許容曲げ応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME SSB-3121.1(4)により規定される値
f_p	MPa	許容支圧応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME SSB-3121.1(5)により規定される値
T_L	N	形式試験により支持構造物が破損するおそれのある荷重（同一仕様につき3個の試験の最小値又は1個の試験の90%）
S_{yd}	MPa	最高使用温度における設計降伏点 材料規格 Part3 第1章表6に規定される値
S_{yt}	MPa	試験温度における設計降伏点 材料規格 Part3 第1章表6に規定される値

第5-2表 荷重の組合せ及び許容応力（クラス3管）

区分	許容応力状態	荷重の組合せ	許容限界	
			一次一般膜応力	一次応力
B クラス／ クラス 3 管	B _A S	D + P _d + M _d + S _B	<p>(注)</p> <p>S_yと0.6S_uの小さい方 ただし、オーステナイト系 ステンレス鋼及び高ニッケル 合金については上記値 と1.2Sとの大きい方とする</p>	<p>S_y</p> <p>ただし、オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については上記値と1.2Sとの大きい方とする</p>

(注) 軸力による全断面平均応力については、本欄の0.8倍の値とする。

第5-3表 荷重の組合せ及び許容応力（クラス3支持構造物）

耐震 クラス	許容 応力 状態	荷重の組合せ	許容限界 ^(注1,2) (ボルト以外)										(注2,3) 許容限界 (ボルト等)	形式試験に よる場合		
			一次応力					一次+二次応力								
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断		
B	B _A S	D + P _d + M _d + S _B	1.5f _t	1.5f _s	1.5f _c	1.5f _b	1.5f _p	3f _t	(注4) 3f _s	(注5) 3f _b	(注6) 1.5f _p	(注5,6) 1.5f _b , 1.5f _s 又は 1.5f _c	1.5f _t	1.5f _s	T _L × $\frac{1}{2} \times \frac{S_{yd}}{S_{yt}}$	

(注1) 「鋼構造設計規準 SI単位版（日本建築学会、2002年）」等の幅厚比の制限を満足させる。

(注2) 応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

(注3) コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、許容応力を一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして応力評価を行う。

(注4) すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5f_sとする。

(注5) JSME SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

(注6) 自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

第5-4表 使用材料の許容応力（クラス3管）

材 料 名	温度条件 (°C)		(注1) S (MPa)	(注2) S _y (MPa)	(注3) S _u (MPa)	適 用
SUS316 LTP	最高使用温度	95	115	146	441	液体廃棄物処理設備の 関連配管

(注1) 材料規格 Part3第1章表3による。

(注2) 材料規格 Part3第1章表6による。

(注3) 材料規格 Part3第1章表7による。

6. 構造計画と配置計画

構造計画と配置計画は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の6項によるものとする。

7. ダクティリティに関する考慮

ダクティリティに関する考慮は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の8項によるものとする。

8. 機器・配管系の支持方針について

機器・配管系の支持方針については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の9項によるものとする。

9. 耐震計算の基本方針

耐震計算の基本方針は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」の10項によるものとする。

ただし、今回の届出設備における配管及び弁については、資料6-2「配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について」に示す。また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、資料6-3「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。

資料 6－2 配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について

目 次

	頁
1. 概要	M3-添6-2-1
2. 基本原則	M3-添6-2-2
2.1 解析方法の基本原則	M3-添6-2-2
2.2 耐震計算の基本原則	M3-添6-2-4
2.3 設計の原則及び手順	M3-添6-2-4
3. 3次元はりモデルにより解析を行う配管の耐震計算について	M3-添6-2-5
3.1 概要	M3-添6-2-5
3.2 解析方法	M3-添6-2-5
3.3 3次元はりモデル解析における考慮事項	M3-添6-2-8
4. 標準支持間隔法による配管の耐震計算について	M3-添6-2-9
4.1 概要	M3-添6-2-9
4.2 直管部の支持間隔	M3-添6-2-10
4.3 曲がり部の支持間隔	M3-添6-2-14
4.4 集中質量部の支持間隔	M3-添6-2-17
4.5 分岐部の支持間隔	M3-添6-2-19
4.6 支持点の設定方法	M3-添6-2-21
4.7 支持点を設定する上での考慮事項	M3-添6-2-27
4.8 設計上の処置方法	M3-添6-2-30
4.9 標準支持間隔	M3-添6-2-31
5. 支持構造物の耐震計算の方針	M3-添6-2-33
5.1 概要	M3-添6-2-33
5.2 支持装置及び支持架構の耐震計算方法	M3-添6-2-35
5.3 支持装置の選定	M3-添6-2-45
5.4 支持架構の選定	M3-添6-2-49
5.5 埋込板の耐震計算方法	M3-添6-2-51
5.6 埋込板の選定	M3-添6-2-61
5.7 支持構造物の耐震性確認	M3-添6-2-62

1. 概要

本資料は、資料6－1「耐震設計の基本方針」のうち、「9. 耐震計算の基本方針」に基づき、配管及びこれに接続される弁並びにこれらの支持構造物の耐震性について計算の基本方針を説明するものである。

配管の耐震設計を行う場合には、その配管の種別（耐震重要度、外径、温度、圧力等）、形状、設置場所等を考慮して配管を分類し、資料6－1「耐震設計の基本方針」のうち、「4. 設計用地震力」に基づく設計用地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないよう耐震性を確保していることを確認する。

配管に接続される弁については、配管より厚肉構造のものを使用するため発生応力が小さくなる。したがって、弁の耐震計算は、弁質量を負荷した配管の耐震計算により包絡される。

配管及び弁の支持構造物については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13－11「機器・配管の耐震支持方針」に示す支持構造物の機能で分類した種類の中から使用する条件を満足するように選定し、耐震性が確保できることを確認する。

なお、耐震計算に用いる寸法は、公称値とする。

本資料の適用範囲は既設の補助建屋における今回届出する範囲の配管、弁及びこれらの支持構造物である。

2. 基本原則

本章では、配管の分類とそれに応じた解析方法の基本原則を示すとともに、配管、弁及びこれらの支持構造物の耐震計算の原則並びに設計の原則及び手順を示す。

2.1 解析方法の基本原則

配管の耐震設計に関しては、その配管の種別（耐震重要度、外径、温度、圧力等）、形状、設置場所等を考慮して配管を分類し、各々に適した解析方法により耐震計算を行う。

今回届出する設計基準対象施設の配管における解析方法の基本原則を第2-1表に示す。

第2-1表 配管の条件と解析方法の基本原則^(注1)

耐震クラス	配管の条件 ^(注2)	3次元はりモデルによる地震応答解析	熱応力解析	簡易モデルによる地震応答解析 (標準支持間隔法)
B	最高使用温度が150°Cを超える、かつ口径が4B以上の配管	○	○	—
	上記以外の配管	—	△	○

(注1) ○印：適用する解析方法

△印：地震又は熱膨張による変位が大きく標準支持間隔法による評価が適切でない場合、解析を行う。

(注2) 今回届出する範囲の配管の条件における対象設備の具体例を第2-2表に示す。

また、応答解析に用いる減衰定数は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-6「地震応答解析の基本方針」に示した値を用いる。

第2-2表 配管条件における対象設備の例（設計基準対象施設）

配管の条件	対象設備	対象配管
最高使用温度が150°Cを超える、かつ口径が4B以上の配管	—	—
上記以外の配管	・気体、液体又は固体廃棄物処理設備	・液体廃棄物処理設備配管

2.2 耐震計算の基本原則

- (1) 配管及び支持構造物の耐震計算は「日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）」」、「日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984）」」及び「日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針」（JEAG4601-1991追補版）」」（以下「JEAG4601」という。）等に基づき、耐震設計を実施する。

また、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号）」に関する内容については、JSME及び材料規格に従うものとする。

- (2) JEAG4601に従い、許容応力を材料規格を用いて計算する際は、配管の最高使用温度に応じた値をとるものとするが、最高使用温度が材料規格に記載の温度の中間の場合は比例法を用いて計算する。なお、地震時の状態と組み合わせる運転状態における使用温度が最高使用温度よりも高い場合は、当該使用温度を用いることとする。

2.3 設計の原則及び手順

- (1) 配管、弁及びこれらの支持構造物は、耐震クラスに応じた地震力に耐え、かつ同時に配管の熱膨張による応力が過大とならないように応力低減を図るものとする。
- (2) 配管、弁及びこれらの支持構造物は、剛に設計することとし、地震荷重、自重、配管の熱膨張荷重及び機械的荷重に対して十分な強度を有するものとする。

3. 3次元はりモデルにより解析を行う配管の耐震計算について

3.1 概要

温度の高い配管は、熱膨張時の変位を配管形状及び支持方法により吸収し、発生応力を抑えるよう柔に設計する必要がある一方で、地震時に配管を拘束し、地震荷重による発生応力を抑えるよう剛に設計する必要がある。これら相反する強度及び耐震上の要求を満たす必要のある配管については、3次元はりモデルによる耐震計算を行う。

本章では、3次元はりモデルにより配管の耐震計算を行う場合の方針としての解析方法を示すとともに、強度及び耐震上の要求を満たすための配管の設計方法として支持方法及び設計上の考慮事項について示す。

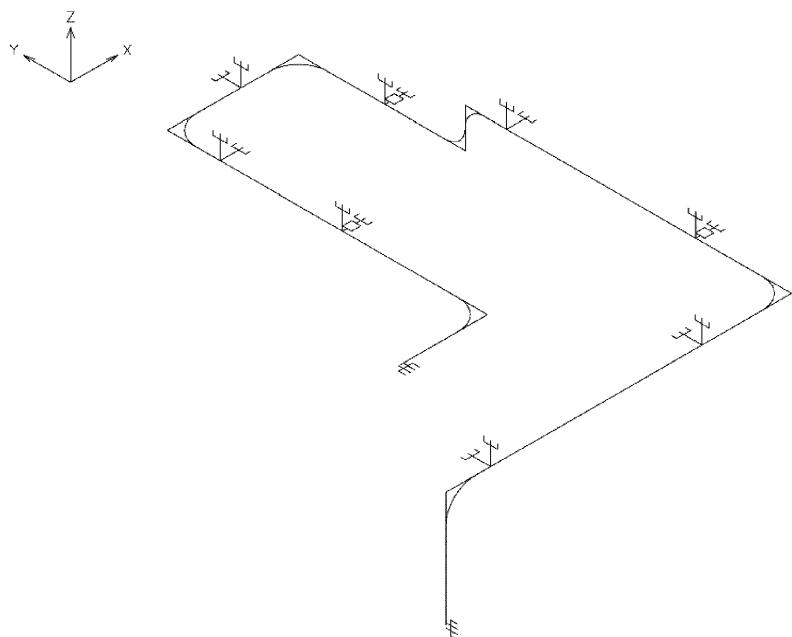
3.2 解析方法

3.2.1 解析方法

配管を3次元はりモデルにより解析する場合は、原則として固定点から固定点までを独立した1つのブロックとして、地震荷重、自重、熱膨張荷重及び機械的荷重により配管に生ずる応力が許容応力以下となるように配管形状及び支持方法を定める。ただし、熱応力評価上、境界となる弁又は近傍の配管を支持した点を固定点とできない場合は、境界以降第1番目の固定点又は固定点と見なされる箇所までを解析範囲とする。サポート剛性は十分剛な値を入力する。ただし、詳細な評価を行う場合は、分布質量とし、必要に応じサポート剛性を考慮する。

動的解析については、原則として配管系をはり一質点系にモデル化し、当該配管設置床面の床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析を行い、解析コードは「MSAP [REDACTED]」を用いる。この場合、荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとし、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は二乗和平方根（SRSS）法による。ただし、水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力を、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。また、配管の熱膨張、支持点の相対変位に対しては、各配管系をモデル化し、配管に生ずる応力、支持点の反力等を求める。

解析モデルの例を第3-1図に示す。



第3-1図 解析モデルの例

3.2.2 解析条件

(1) 設計用地震力

設計基準対象施設配管については、資料6－1「耐震設計の基本方針」のうち「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力を用いて評価を行う。

使用する設計用床応答曲線は平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13－7「設計用床応答曲線の作成方針」に示す設計用床応答曲線を用い、配管の敷設されている床面を包絡し、既工認と同様に原則として安全側に谷埋め（ある周期の床応答加速度に対し、その周期より柔側において加速度が小さい場合、即ち「谷」がある場合、剛側の加速度にして「谷」を埋める。（以下「谷埋め」という。））及びピーク保持（床応答加速度が最大となる周期より柔側においても最大の加速度を保持する。（以下「ピーク保持」という。））を行う。

(2) 床区分

解析に当たっては、配管が設置される建物・構築物の床面ごとの設計用床応答曲線を使用する。

(3) 質量

配管及び保温材等の質量は、集中質量として支持点及び分岐点等の質点分割点間の中央に設けるが、近傍に弁等の集中質量がある場合は集中質量に含める。また、支持点間距離が短い場合も近傍の質点にまとめる。配管の質量は、配管自体の質量と内部流体（気体又は液体）の質量を合計した値とする。弁及びその他の配管附属設備についても集中質量とする。

(4) 配管応力

配管に生ずる応力は、「日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984）」」（以下「JEAG4601・補-1984」という。）の計算式に基づき地震による応力の他に内圧及び自重による応力を求め、資料6-1「耐震設計の基本方針」に基づき応力評価を行うものとする。

許容応力については、資料6-1「耐震設計の基本方針」のうち、「5. 機能維持の基本方針」に基づき算定する。

3.3 3次元はりモデル解析における考慮事項

配管、弁及びこれらの支持構造物を3次元はりでモデル化し解析する場合は、次を考慮する。

3.3.1 弁

配管に弁が設置される場合は、弁の近傍で自重及び地震応力の低減又は剛性を高める目的で支持点を設ける。電動弁、空気作動弁、手動弁及び安全弁等で動的機能維持が要求される弁に対しては、「弁駆動部の機能確認済加速度」を超えないよう考慮する。また、弁駆動部の偏心荷重により過大な応力が配管に生じないよう考慮する。

なお、弁は、配管より厚肉構造であるため、発生応力は配管より小さくなる。一方、配管の応力解析では弁も配管と同一仕様とした上で、弁質量を負荷することで安全側の評価を行っている。このため、弁の評価は、配管の評価で包絡される。

3.3.2 機器・配管との接続部

配管と機器又は配管と他の配管との接続部において、地震及び熱膨張による接続部の変位が無視できない場合は、これらの変位を考慮する。

3.3.3 支持構造物据付部の剛性

3次元はりモデルにより解析を行う配管の支持構造物は、十分剛な床、壁面等に据え付けるが、架台はり及び内部鉄骨から支持する場合は、支持構造物据付部の剛性と支持構造物の剛性を連成して設計する。

3.3.4 建物・構築物間での地震相対変位

建物・構築物間に渡って設置される配管については、地震時の建物・構築物間の相対変位を考慮する。

4. 標準支持間隔法による配管の耐震計算について

4.1 概要

標準支持間隔法による配管の耐震計算は、配管を直管部、曲がり部、集中質量部及び分岐部の各要素に分類し、要素ごとに許容値を満足する最大の支持間隔を算出する。標準支持間隔法の適用範囲は第2-1表に基づくこととし、耐震Bクラスの条件で算定を行う。

直管部については、各建屋における地震時の応答解析結果に基づき、配管に生ずる応力が許容応力以下となるように最大の支持間隔を求め、これを直管部に対する標準支持間隔とする。配管の直管部は、この標準支持間隔以内で支持することにより耐震性が確保できる。

なお、直管部の標準支持間隔算出に当たっては、配管仕様、建屋、床区分及び減衰定数ごとに、解析条件を満足する支持間隔をそれぞれ計算し求める。

配管の曲がり部、集中質量部及び分岐部については、直管部と同等以上の耐震性を有するように、それぞれ直管部の標準支持間隔に対する支持間隔比を求め、各要素の支持間隔を算出する。配管の曲がり部、集中質量部及び分岐部については、各要素の支持間隔以内で支持することにより耐震性が確保できる。なお、3次元はりモデル解析では、これらの部位に対しては応力係数を考慮しているが、標準支持間隔法では支持間隔比を考慮することにより、3次元はりモデルより保守的な評価となるよう配慮する。また、複数階層を跨る配管を評価する場合は、配管が跨る上層階と下層階の境界となるサポートまでを考慮し、その境界となるサポートで挟まれた範囲の支持間隔をすべて抽出した上で、最も短いものを適用して評価を行う。

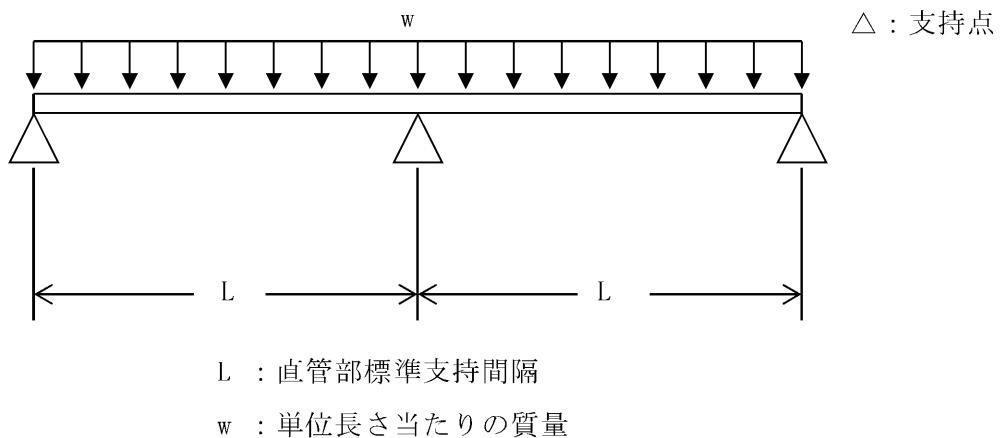
本章では、上記により求めた直管部標準支持間隔、曲がり部、集中質量部及び分岐部の支持間隔を基に配管に支持点を設定する場合の例を示す。その他、標準支持間隔法により配管を設計する場合の考慮事項及び標準支持間隔法で設計することが困難な場合の処置方法についても示す。

4.2 直管部の支持間隔

4.2.1 解析モデル

配管を下図のように支持間隔Lで3点支持した等分布質量連続はりにモデル化する。

支持点の拘束方向は軸直角方向のみとし、軸方向及び回転に対しては自由とする。



4.2.2 解析方法

配管について、設計用地震力による応力を算定するとともに、内圧及び自重の影響を考慮して、解析コード「SPAN2000 []」を用いて直管部の標準支持間隔を求める。

4.2.3 解析条件

(1) 設計用地震力

設計基準対象施設の配管については資料6-1「耐震設計の基本方針」のうち「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力を用いて評価を行う。

使用する設計用床応答曲線は平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」に示す設計用床応答曲線を用い、配管の敷設されている床面を包絡し、原則として安全側に谷埋め及びピーク保持を行う。

なお、今回届出する設備は耐震Bクラスのため設計用床応答曲線Sdの1/2倍を適用する。

(2) 設計用減衰定数

今回届出する配管の地震応答解析に用いる設計用減衰定数は、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-6「地震応答解析の基本方針」に示している設計用減衰定数のうち次表に示す設計用減衰定数を適用する。

なお、適用にあたり配管系の支持点間の間隔は以下の条件を満たすこととする。



配管区分		減衰定数 ^(注1, 2) (%)	
		保温材無	保温材有
III	Uボルトを有する配管系で、Uボルト（水平配管の自重を架構で受けるもの）の数が4個以上 ^(注3) のもの	2.0	3.0
IV	配管区分IIIに属さないもの	0.5	1.5

(注1) 水平方向及び鉛直方向の設計用減衰定数は同じ値を使用

(注2) 既往の研究等において試験及び解析などにより妥当性が確認されている値。また、金属保温材による付加減衰定数は、配管全長に対する金属保温材使用割合が40%以下の場合1.0%を適用するが、金属保温材使用割合が40%を超える場合は0.5%とする。

(注3) 解析ブロック端から解析ブロック端までの間に、水平配管の自重を架構で受けるUボルト支持具の数（解析ブロック端は3次元はりモデルと同様に6軸拘束のアンカ若しくは、X、Y、Zの各方向をそれぞれ2回ずつ拘束するサポート群）

(3) 床区分

解析に当たっては、配管が設置される建物・構築物の床面ごとの設計用床応答曲線を使用して各床面の直管部標準支持間隔を求めるものとする。今回の届出にて新たに設置する配管を敷設する床区分を、第4-1表「設計用床応答曲線区分」に示す。

(4) 配管質量

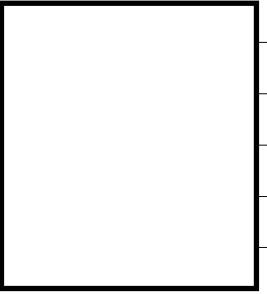
配管の質量は、配管自体の質量と内部流体の質量を合計した値とする。更に、保温材を施工する配管の質量は保温材の質量も加えた値とする。

(5) 配管応力

配管に生ずる応力は、JEAG4601・補-1984の計算式に基づき地震による応力の他に内圧及び自重による応力を求め、資料6-1「耐震設計の基本方針」に基づき応力評価を行うものとする。

許容応力については、資料6-1「耐震設計の基本方針」のうち、「5. 機能維持の基本方針」に基づき算定する。

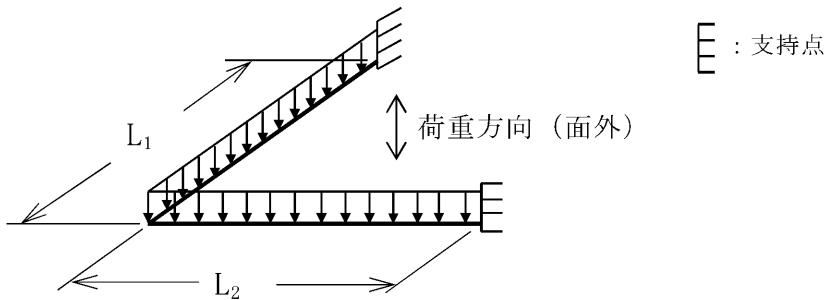
第4-1表 設計用床応答曲線区分

建 屋	床応答曲線高さ E. L. (m)
補助建屋	

4.3 曲がり部の支持間隔

4.3.1 解析モデル

配管の曲がり部は、次に示すようにピン結合両端固定の等分布質量の連続はりにモデル化する。



L_1, L_2 : 曲がり部から支持点までの長さ

L_E : 曲がり部支持間隔 ($L_E = L_1 + L_2$)

w : 単位長さ当たりの質量

荷重方向 : 耐震性の評価方向

面外 : 配管で構成される面に対して直角方向

4.3.2 解析条件及び解析方法

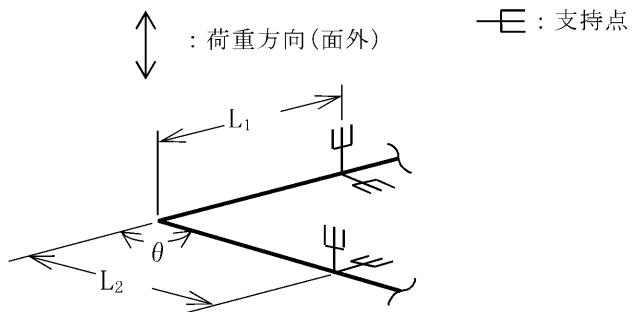
- ① 固有振動数が直管部の標準支持間隔の固有振動数以上であること。
- ② 水平地震力が加わった場合の曲げモーメントが、直管部の標準支持間隔の水平地震力による曲げモーメントよりも小さいこと。
- ③ 自重及び鉛直地震力による合計曲げモーメントが、直管部の標準支持間隔の自重及び鉛直地震力による合計曲げモーメントよりも小さいこと。
- ④ ①、②、③項の各条件を満足する理論解を $\left(\frac{L_1}{L_E}\right)$ の関数として $\left(\frac{L_E}{L_0}\right)$ の最大値 $\left(\frac{L_E'}{L_0}\right)$ を求める。

ただし、 L_0 は直管部標準支持間隔を表す。 L_1, L_E は「4.3.1 解析モデル」、 L_E' は「4.3.3 解析結果及び支持方針」参照。

- ⑤ 支持点間の標準支持間隔比より求めた等価直管長さと実配管長さの比が応力係数を上回るように設計上の配慮を行う。

4.3.3 解析結果及び支持方針

解析結果を第4-1図「曲がり部支持間隔グラフ」に示す。本グラフは、曲がり部をはさむ支持構造物間距離を直管部標準支持間隔に対する比として示すものであり、次に示すとおり、第4-1図の許容領域内に配管を支持するものとする。



$$L_1 + L_2 \leq L_E'$$

L_E' は、 L_0 （直管部標準支持間隔）に、

第4-1図「曲がり部支持間隔グラフ」より求まる $\left(\frac{L_E}{L_0}\right)$ の最大値
 $\left(\frac{L_E'}{L_0}\right)$ を乗じた長さ

また、配管系及び支持構造物の設計上、 L_1 又は L_2 あるいはその両方を長くする必要がある場合は、面外振動を拘束する支持構造物を設け、次式を同時に満足すること。

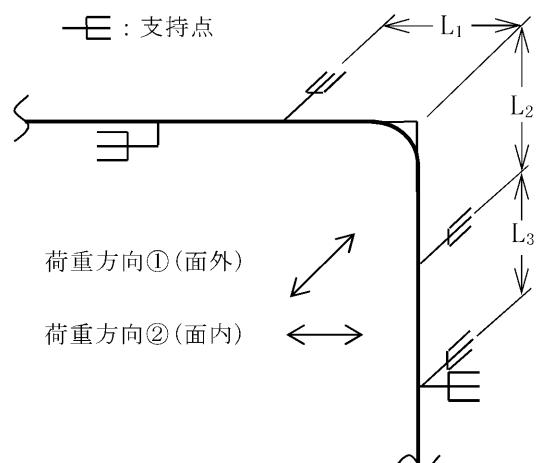
荷重方向①(面外)に対して

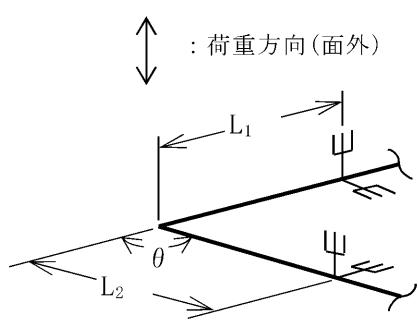
$$L_1 + L_2 \leq L_E'$$

荷重方向②(面内)に対して

$$L_2 + L_3 \leq L_0$$

面内：配管で構成される面に
対して平行な方向



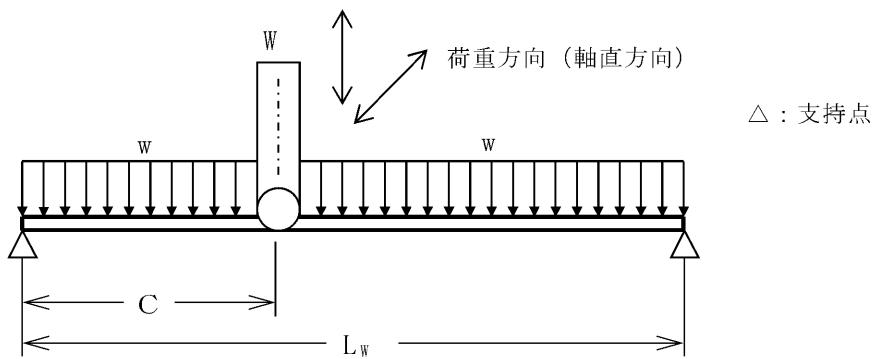


第4-1図 曲がり部支持間隔グラフ

4.4 集中質量部の支持間隔

4.4.1 解析モデル

配管に弁等の重量物が設置される集中質量部は、次のように任意の位置に集中質量を有する両端支持の連続はりにモデル化する。



- L_w : 集中質量部支持間隔
- C : 支持端から集中質量点までの長さ
- w : 単位長さ当たりの質量
- W : 集中質量
- 荷重方向 : 耐震性の評価方向

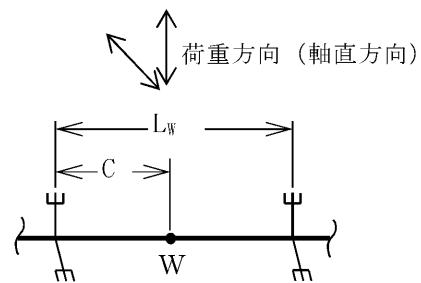
4.4.2 解析条件及び解析方法

- ① 固有振動数が直管部の標準支持間隔の固有振動数以上であること。
- ② 水平地震力が加わった場合の集中荷重及び等分布荷重の合計曲げモーメントが、直管部の標準支持間隔の水平地震力による曲げモーメントよりも小さいこと。
- ③ 自重及び鉛直地震力による集中荷重及び等分布荷重の合計曲げモーメントが、直管部の標準支持間隔の自重及び鉛直地震力による合計曲げモーメントよりも小さいこと。
- ④ ①、②、③項の各条件を満足する理論解を各々 $\left(\frac{C}{L_w}\right)$ をパラメータとし、
 $\left(\frac{W}{w \cdot L_0}\right)$ の関数として $\left(\frac{L_w}{L_0}\right)$ の最大値を求める。
 ただし、 L_0 は直管部標準支持間隔を表す。 L_w 、 C 、 w 、 W は「4.4.1 解析モデル」参照。
- ⑤ 支持点間の標準支持間隔比より求めた等価直管長さと実配管長さの比が応力係数を上回るよう設計上の配慮を行う。

4.4.3 解析結果及び支持方針

解析結果を第4-2図「集中質量部支持間隔グラフ」に示す。第4-2図は、弁等の重量物が設置された場合の許容支持間隔を直管部の標準支持間隔に対する比として示したものであり、許容領域内に配管を支持するものとする。

なお、低温配管中の電動弁、空気作動弁については、配管系及び弁自体の剛性を適切に評価し、弁駆動部の偏心荷重によって過大な荷重が配管に生じないように配管並びに必要に応じ、弁上部を支持する。

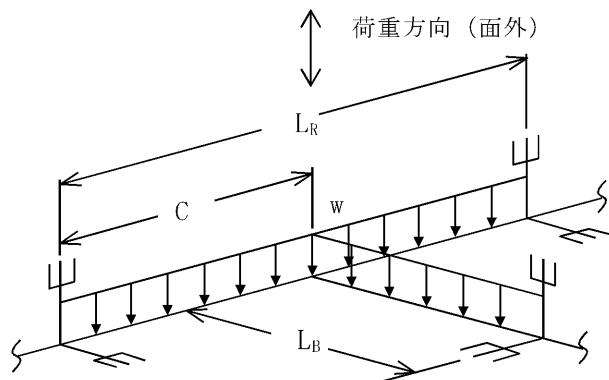


第4-2図 集中質量部支持間隔グラフ

4.5 分岐部の支持間隔

4.5.1 解析モデル

配管の分岐部は、次に示すように分岐部の支持端を単純支持はりとする等分布質量の連続はりにモデル化する。分岐管はピン結合とする。



—□— : 支持点

L_R : 分岐部母管長さ

L_B : 枝管長さ

C : 母管支持点から枝管取付け点長さ

w : 単位長さ当たりの質量

荷重方向 : 耐震性の評価方向

面外 : 配管で構成される面に

対して直角方向

4.5.2 解析条件及び解析方法

- ① 固有振動数が直管部の標準支持間隔の固有振動数以上であること。
- ② 水平地震力が加わった場合の曲げモーメントが、直管部の標準支持間隔の水平地震力による曲げモーメントより小さいこと。
- ③ 自重及び鉛直地震力による合計曲げモーメントが、直管部の標準支持間隔の自重及び鉛直地震力による合計曲げモーメントより小さいこと。

- ④ ①、②、③項の各条件を満足する理論解を各々 $\left(\frac{C}{L_R}\right)$ をパラメータとし、 $\left(\frac{L_B}{L_0}\right)$ の関数として $\left(\frac{L_R}{L_0}\right)$ の最大値を求める。

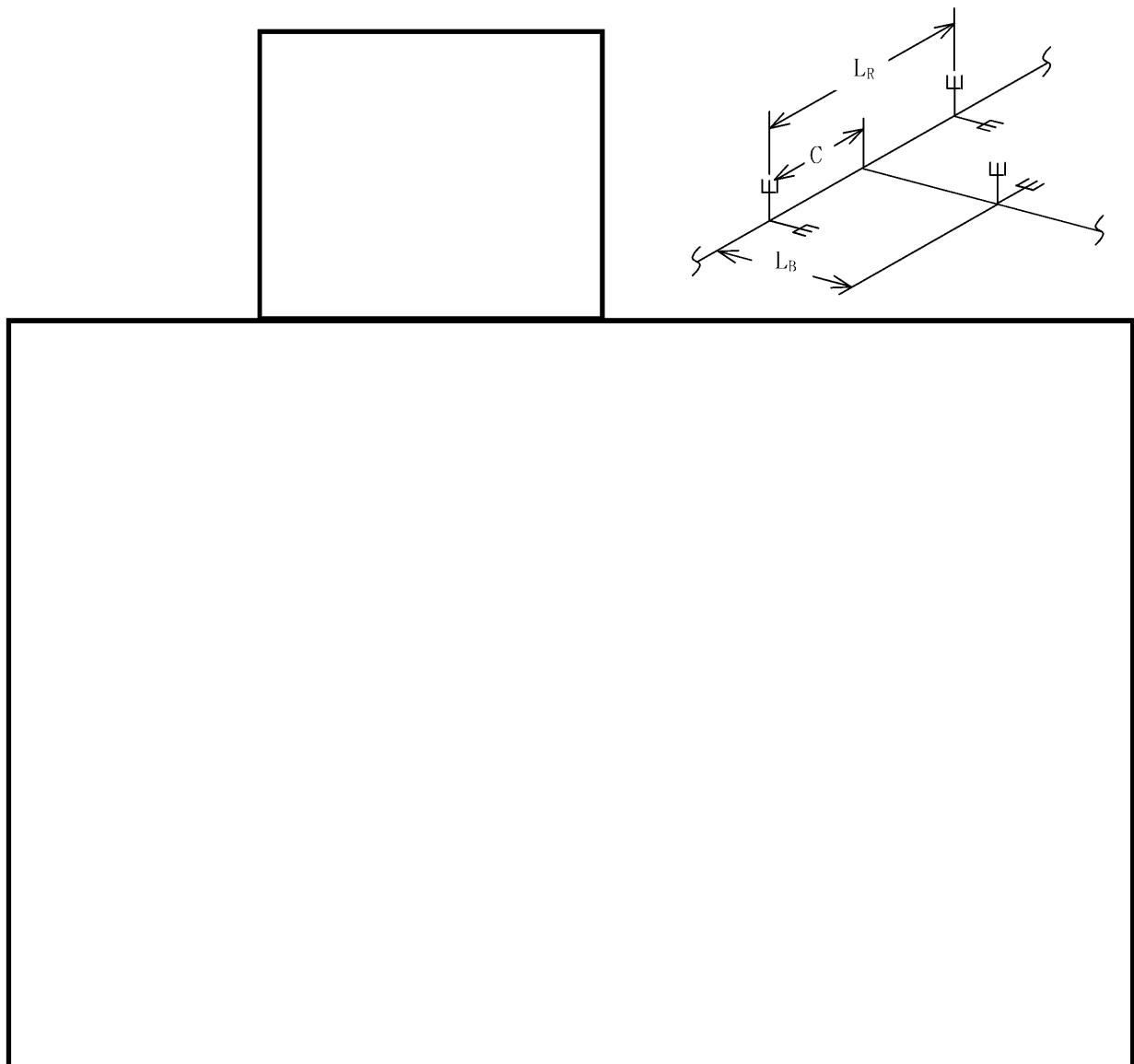
ただし、 L_0 は直管部標準支持間隔を表す。 L_R 、 C 、 L_B は「4.5.1 解析モデル」参照。

- ⑤ 支持点間の標準支持間隔比より求めた等価直管長さと実配管長さの比が応力係数を上回るよう設計上の配慮を行う。

4.5.3 解析結果及び支持方針

解析結果を第4-3図「分岐部支持間隔グラフ」に示す。第4-3図は、分岐部の許容支持間隔を直管部の標準支持間隔に対する比として示したものであり、許容領域内に配管を支持するものとする。

なお、異径分岐の場合は、各口径に対応する標準支持間隔のうち最短のものを選定して分岐部支持間隔を求める。



第4-3図 分岐部支持間隔グラフ

4.6 支持点の設定方法

標準支持間隔法を適用して配管に支持点を設ける場合の手順は、対象とする配管仕様、建屋、床区分及び減衰定数に基づき、直管部標準支持間隔を選定し、この直管部標準支持間隔をもとに各要素（直管部、曲がり部、集中質量部及び分岐部）の支持間隔を定めるとともに、各要素の評価方向が拘束されるように支持点の設定を行う。

4.6.1 直管部標準支持間隔の選定と各要素の支持間隔

直管部標準支持間隔は、配管仕様（材質、口径、板厚、保温材の有無、内部流体、単位長さ当たりの質量）、建屋、床区分及び減衰定数別に算出していることから、設計する配管仕様、建屋、床区分及び減衰定数に応じて選定する。直管部については、この直管部標準支持間隔以内で支持し、また、曲がり部、集中質量部及び分岐部については、各々の支持間隔比に直管部標準支持間隔を乗じた支持間隔以内で支持する。

4.6.2 各要素の評価方向

配管の各要素（直管部、曲がり部、集中質量部及び分岐部）は、これらの形状が持つ特性から、同程度の荷重が負荷されても方向により各要素の応力又は固有振動数への影響が異なるため、最も影響が大きい方向を評価（荷重）方向と特定して、支持間隔を定めている。支持点の設定に当たっては、次に示す各要素の評価方向が拘束されるようにする。

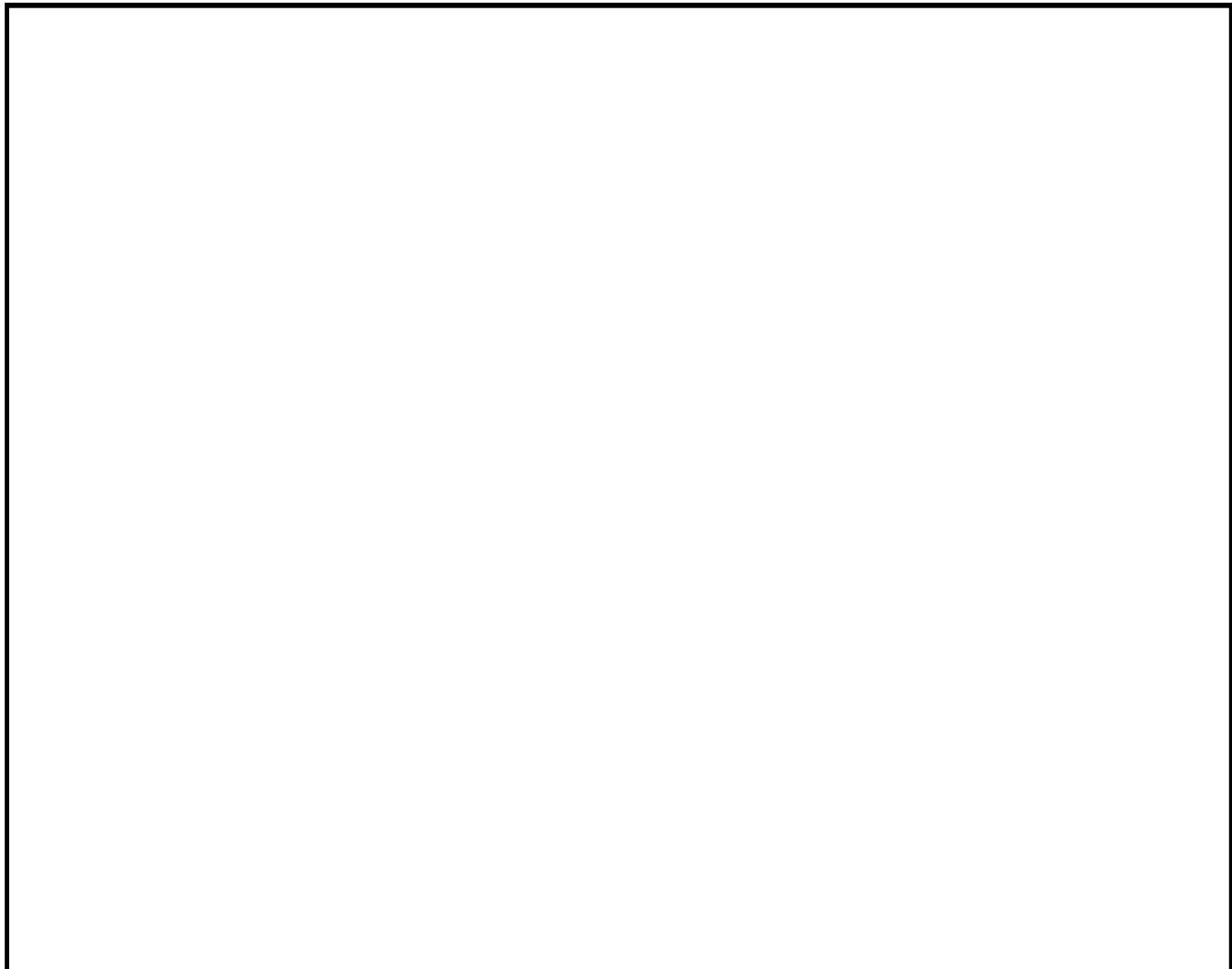
- (1) 直管部及び集中質量部の支持間隔は、配管軸直2方向
- (2) 曲がり部の支持間隔は、曲がり部をはさむ両辺で作る面の面外方向
- (3) 分岐部の支持間隔は、母管と分岐管が作る面の面外方向

なお、配管軸方向の評価は、配管軸方向の配管質量を集中質量とみなし、それに直交する配管上の支持点で評価することとして、集中質量部の支持間隔を用いる。

以上を考慮するとともに、各要素の方向（配管軸直と軸方向の3方向）ごとに拘束されていない方向がないようにする。

4.6.3 支持点の設定方法及び手順

下記の配管を例に、具体的な支持点の設定方法及び手順を(1)～(9)項に示す。





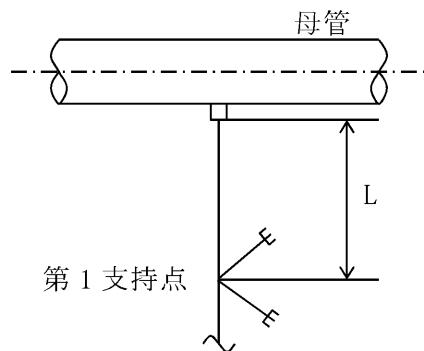
4.7 支持点を設定するまでの考慮事項

配管の各要素に対応した支持間隔を満足するとともに、次の事項も考慮して設計する。

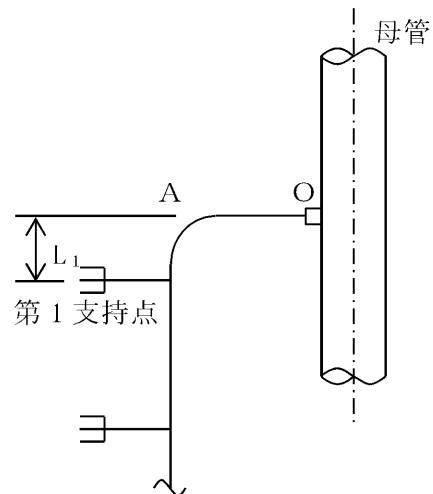
なお、以下に示す「4.7.1 分岐部」から「4.7.3 建物・構築物の相対変位」については昭和48年3月30日付け48公第2121号にて認可された工事計画の添付資料22-40「低温配管標準支持方針」の記載と同様の考慮を行う。

4.7.1 分岐部

配管の分岐部で母管に熱膨張又は地震による変位がある場合は、分岐部から第1支持点までの長さ L を、これらの変位により発生する応力を考慮しても、許容応力以下となるように定める。



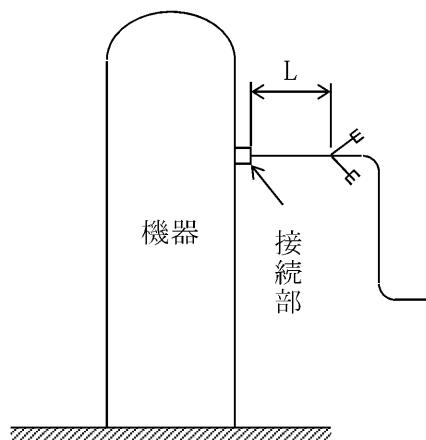
また右図のような曲げ部でAO間の熱膨張変位がある場合は、曲げ部から第1支持点までの長さ L_1 を、これらの変位により発生する応力を考慮しても、許容応力以下となるように定める。



4.7.2 機器との接続部

機器との接続部の熱膨張又は地震時の変位による発生応力が大きい場合は、接続部（固定点）近傍で支持することができない場合がある。

この場合のLは、「4.7.1 分岐部」と同様に機器との接続部の熱膨張又は地震時の変位により発生する応力を考慮しても、許容応力以下となるように定める。



4.7.3 建物・構築物の相対変位

今回届出する配管は、すべて補助建屋内に設置されているため相対変位の影響はない。

4.7.4 弁

配管に弁が設置される場合は、第4-2図「集中質量部支持間隔グラフ」に基づき前後の支持点が決められる。

弁は、配管より厚肉構造であり、発生応力は配管より小さくなる。一方、集中質量部の支持間隔を求める際には、弁も配管と同一仕様としたうえで、弁質量を負荷することで安全側の評価を行っている。このため、弁の評価は配管の評価で包絡される。

なお、地震時に動的機能維持が要求される弁に対しては、必要に応じて3次元はりモデルを用いた評価を行い、「弁駆動部の機能維持確認済加速度」を超える場合は、駆動部を支持する。

4.7.5 建屋階層

支持間隔は床区分ごとに設定されているため、当該配管を敷設する床区分に応じて、上下階層の支持間隔を比較し、短い方の支持間隔を運用して評価を行う。なお、複数階層を跨る配管を評価する場合は、配管が跨る上層階と下層階の境界となるサポートまでを考慮し、その境界となるサポートで挟まれた範囲の支持間隔をすべて抽出した上で最も短いものを適用して評価を行う。

4.8 設計上の処置方法

標準支持間隔法による配管の耐震設計においては、各要素の支持間隔又は各要素の支持間隔を組み合わせた支持間隔を用いる。標準支持間隔法による評価が困難な場合は、次のいずれかの方法で対処する。

- (1) 配管系を3次元はりモデルとして解析を行い、配管の設計及び支持方法を定める。実際の配管条件に基づいた直管部標準支持間隔を算出し、配管の支持間隔を設定する。
- (2) 当該配管が150°C以下又は口径4B未満であることを確認した上で、直管部標準支持間隔を算出する解析モデルを、当該配管固有の設計条件（制限振動数、適用床区分、適用減衰定数、解析ブロック範囲、配管系内最小必要支持点数、圧力、温度、支持構造物の固有振動数、設計用床応答曲線、材質、口径、板厚、保温材の有無、内部流体及び単位長さ当たりの質量）に応じて設定する。

4.9 標準支持間隔

4.9.1 設計基準対象施設（新設配管）

届出対象配管の配管仕様を第4-2表「配管仕様」に、届出対象配管に適用する支持間隔を第4-3-1表～第4-3-2表「直管部標準支持間隔」に示す。

なお、配管への標準支持間隔の適用に当たっては、動的地震力による標準支持間隔と静的地震力による標準支持間隔を比較し、短い方を用いることとする。

第4-2表 配管仕様

配管仕様（新設）

機器等の区分	機器名	材 料	解析条件		外 径 (mm)	厚 さ (mm)	単位長さ当たりの質量 (kg/m)	(注) 番号
			圧 力 (MPa)	温 度 (°C)				
クラス3管	气体、液体又は固体廃棄物処理設備	A廃液蒸発装置 濃縮液出口 ～ 弁(3V-19293A、 B)	SUS316LTP	0.98	95	34.0	3.4	□ 1

(注) 表記番号は、第4-3-1表～第4-3-2表「直管部標準支持間隔」の番号と対応する。

第4-3-1表 直管部標準支持間隔

支持間隔（減衰定数1.5%）（1/2Sd地震時^(注1)）

建 屋	E. L. (m)	材 料	外 径 (mm)	単位長さ 当たりの 質量 (kg/m)	解析結果				(注2) 番号
					支 持 間 隔 (m)	固 有 振動数 (Hz)	一 次 応 力 (MPa)	許 容 応 力 (MPa)	
補助建屋	[]	SUS316LTP	34.0	[]	1.8	16.9	50	146	1

(注1) 1/2Sd地震時には静的地震力による評価を含む。

(注2) 表記番号は、第4-2表「配管仕様」の番号と対応する。

第4-3-2表 直管部標準支持間隔

支持間隔（減衰定数3.0%）（1/2Sd地震時^(注1)）

建 屋	E. L. (m)	材 料	外 径 (mm)	単位長さ 当たりの 質量 (kg/m)	解析結果				(注2) 番号
					支 持 間 隔 (m)	固 有 振動数 (Hz)	一 次 応 力 (MPa)	許 容 応 力 (MPa)	
補助建屋	[]	SUS316LTP	34.0	[]	1.9	15.9	50	146	1

(注1) 1/2Sd地震時には静的地震力による評価を含む。

(注2) 表記番号は、第4-2表「配管仕様」の番号と対応する。

5. 支持構造物の耐震計算の方針

5.1 概要

配管及び弁の支持構造物は、地震時に配管及び弁に発生する荷重を支持する必要がある。支持構造物の設計に当たっては、支持構造物に作用する設計用荷重が、支持構造物の型式ごとに設定されている定格荷重又は最大使用荷重以下となるように支持構造物を選定する。従って、定格荷重又は最大使用荷重に対する支持構造物の健全性を確認することにより、支持構造物の耐震性を確認することができる。

本章では、支持装置、支持架構及び埋込金物から構成される支持構造物の設計原則を示すとともに、支持構造物の型式ごとの定格荷重又は最大使用荷重に対する耐震計算の方針を示す。

なお、支持構造物は、評価の基本式は同一であり、かつ地震荷重が支配的であることから、強度計算を含めた耐震計算の方針を示す。

5.1.1 設計原則

(1) 支持構造物の設計要領

- a. 地震荷重、自重、配管の熱膨張荷重及び機械的荷重によって、支持構造物に生ずる応力が許容応力以下となるように設計する。
- b. 3次元はりモデルにより解析を行う配管の支持構造物は、地震時や各運転状態で生ずる荷重を算出し、その中で評価上最も厳しい条件で設計を実施する。
- c. 標準支持間隔法による配管の支持構造物は、直管部標準支持間隔における地震時の支持点荷重を用いて設計を実施する。なお、支持点荷重を低減する必要のある場合は、実支持間隔による荷重を適用する。

(2) 支持構造物の設計に用いる荷重

- a. 地震荷重が支配的となる運転温度の低い配管の支持構造物の場合は、弾性設計用地震動Sdによる地震力に、2分の1を乗じた地震力作用時の荷重を標準支持間隔荷重と定義し、標準支持間隔荷重が許容応力状態B_{AS}を基準として設定された定格荷重又は最大使用荷重以下となるように選定する。
- b. 支持構造物の型式ごとに許容し得る荷重として設定されている荷重のことを支持構造物の定格荷重又は最大使用荷重と言う。定格荷重は、1方向(取付け方向)のみ拘束機能を有する支持装置に対して、最大使用荷重は、2方向以上の拘束機能を有する支持構造物に対して用いる。

c. 最大発生荷重は、3次元はりモデルの解析結果による支持点荷重より算出する。標準支持間隔荷重は、直管部標準支持間隔における4.9項に示す配管の発生応力(σ_{total})から地震及び自重による応力を求めることで、次の計算式により算出する。なお、地震力は、動的地震力と静的地震力とで比較を行って大きい方を用いる。

(動的地震力が支配的な場合)

$$R_{\text{水平}} = \boxed{\quad} \quad (\text{注})$$

$$R_{\text{鉛直}} = \boxed{\quad} \quad (\text{注})$$

(静的地震力が支配的な場合)

$$R_{\text{水平}} = \boxed{\quad}$$

$$R_{\text{鉛直}} = \boxed{\quad}$$

L_0 : 直管部標準支持間隔(mm)

Z : 断面係数(mm^3)

λ : 振動数係数

$R_{\text{水平}}$: 水平方向の支持荷重 (N) 標準支持間隔荷重 (N)

$R_{\text{鉛直}}$: 鉛直方向の支持荷重 (N) 標準支持間隔荷重 (N)

σ_{total} : 配管に生ずる応力の合計値(MPa)

$$(\sigma_{\text{total}} = \sigma_H + \sigma_V + \sigma_d + \sigma_p)$$

σ_H : 水平方向地震力により配管に生ずる応力(MPa)

σ_V : 鉛直方向地震力により配管に生ずる応力(MPa)

σ_d : 自重により配管に生ずる応力(MPa)

σ_p : 内圧により配管に生ずる応力(MPa)

(注) 近似式であるが、 λ を1次モードの振動数係数

$$\lambda = \boxed{\quad}$$

とすることで、動的地震力により配管に生ずる応力と支持点荷重の関係を求めることができる。

5.2 支持装置及び支持架構の耐震計算方法

5.2.1 概要

支持装置及び支持架構について、十分な耐震性を有する事を確認するための方法を次に示す。

5.2.2 適用基準

耐震計算は、JEAG4601に基づき実施する。

5.2.3 応力評価の方針

(1) 応力評価

支持装置又は支持架構に、定格荷重又は最大使用荷重が作用した際の発生応力が許容応力以下であることを応力評価により確認する。

(2) 3次元はりモデルにより解析を行う配管の支持装置及び支持架構

定格荷重又は最大使用荷重が作用した場合の発生応力が、許容応力状態I_A及びII_A（供用状態A及びB）の許容応力以下であることを確認する。

(3) 標準支持間隔法を適用する配管の支持装置及び支持架構

定格荷重又は最大使用荷重が作用した場合の発生応力が、許容応力状態B_{AS}の許容応力以下であることを確認する。

(4) 許容応力

支持装置及び支持架構に適用する許容応力状態を、第5-1表「支持装置及び支持架構に適用する許容応力状態」、各許容応力状態に対する許容応力を、第5-2表「各許容応力状態に対する許容応力」、代表的な建屋における支持架構の設計条件及び許容応力を第5-3表「支持架構の設計条件及び許容応力」に示す。

第5-1表 支持装置及び支持架構に適用する許容応力状態

		許容応力状態	
		3次元はりモデル	標準支持間隔法
支持 装置	Uボルト	I _A 、II _A	B _{AS}
	Uバンド	I _A 、II _A	B _{AS}
支持架構 ^(注)		I _A 、II _A	B _{AS}

(注) 配管の軸直方向を直接拘束する機能を有する鋼材については、ビームとして支持装置の評価をする。

第5-2表 各許容応力状態に対する許容応力

許容応力 状 態	許容応力				
	引 張	せん断	圧 縮	曲 げ	支 壓
I _A 、II _A	f _t	f _s	f _c	f _b	f _p
B _{AS}	1.5f _t	1.5f _s	1.5f _c	1.5f _b	1.5f _p

第5-3表 支持架構の設計条件及び許容応力

建 屋	材 料 ^(注1)	設 計 温 度 (°C)	F ^(注2) (MPa)	支持構造物 振動数の 制限値 (Hz)
補助建屋				

(注1) 代表的な使用材料を示す。同等以上の強度をもつ他の鋼材も使用可能とする。

(注2) 支持構造物の許容応力を決定するための基準値Fは、JSME SSB-3121.1に定める値を用いる。

5.2.4 支持装置及び支持架構の耐震計算式

(1) 記号の定義

支持装置及び支持架構の耐震計算に使用する記号は、次のとおりとする。

	記 号	単 位	定 義
U ボ ル ト 及 び U バ ン ド の 耐 震 計 算 に 使 用 す る も の	A ₀	mm ²	Uボルトの断面積
	B	mm	Uボルトの曲げ径
	D	mm	配管の外径
	d ₀	mm	Uボルトの外径
			Uバンドのボルト外径
	F	N	軸方向荷重
	F _b	MPa	曲げ応力
	F _s	MPa	せん断応力
	F ₀	N	Uバンドの軸方向の許容荷重
	F _t	MPa	引張応力
	f _b	MPa	許容曲げ応力
	f _s	MPa	許容せん断応力
	f _t	MPa	許容引張応力
	ℓ	mm	配管中心から鋼材上面までの距離
	ℓ ₁	mm	配管中心からボルト穴までの距離
	ℓ ₂	mm	ナット2面幅の半分
	ℓ ₃	mm	Uバンドの対角のボルト穴間の距離
	ℓ ₄	mm	Uバンドの配管軸方向のボルト穴間の距離
	M _a	N・mm	Uバンドのねじりモーメントの許容モーメント
	M _f	N・mm	曲げモーメント
	M ₀	N・mm	ボルトの締付けトルク
	M _p	N・mm	配管軸直方向に生ずるモーメント
	M _q	N・mm	配管軸直方向に生ずるモーメント
	n	本	ボルトの本数
	P, P'	N	引張方向荷重

	記号	単位	定義
使用するもの U バ ンド ボ ルト 及 び U バ ンド の 耐 震 計 算 に	Q	N	せん断方向荷重
	T	N	ボルトの締付け力
	t	mm	Uバンドの厚さ
	w	mm	Uバンドの幅
	μ	—	摩擦係数 <input type="text"/>

	記号	単位	定義
支持架構の耐震計算に使用するもの	A _s	mm ²	せん断応力計算に用いる断面積
	A _t	mm ²	引張応力計算に用いる断面積
	F _b	MPa	曲げ応力
	F _s	MPa	せん断応力
	F _t	MPa	引張応力
	f _t	MPa	許容引張応力
	M ₀	N・mm	モーメント
	Z	mm ³	断面係数
	P ₁	N	せん断方向荷重
	P ₂	N	引張方向荷重

(2) 耐震計算式

a. Uボルト

(a) 小口径配管用Uボルト

小口径配管用Uボルトには、せん断方向荷重及び引張方向荷重による引張応力が発生する。また、安全側にせん断方向荷重によるせん断応力が同時に発生するとして評価を行う。発生応力は、次の計算式により求める。



評価は、次に示すとおり引張及びせん断応力が許容応力以下であることを確認する。



(b) 中大口径配管用Uボルト

[REDACTED]

中大口径配管用Uボルトには、座金又はストッパーを設けて支持する。Uボルトには引張方向荷重による引張応力及びせん断方向荷重によるせん断応力が発生するとして評価を行う。発生応力は、次の計算式により求める。



評価は、次に示すとおり引張及びせん断応力が許容応力以下であることを確認する。



b. Uバンド

Uバンドのボルトには、せん断方向荷重及び軸方向荷重によるせん断応力並びに引張方向荷重により引張応力が発生する。なお、モーメントを拘束するUバンドのボルトは、モーメントによっても、引張応力及びせん断応力が発生する。Uバンドのパイプバンドには、引張方向荷重により曲げ応力が発生する。発生応力は、次の計算式により求める。モーメントを拘束するUバンドについては、4本のボルトによりモーメントを拘束するUバンドの計算式を代表例として示す。

(a) ボルト

イ. 引張応力評価

引張応力を計算し、許容値を超えないことを確認する。

ロ. せん断応力評価

せん断応力を計算し、許容値を超えないことを確認する。

ハ. 組合せ応力評価

引張応力とせん断応力の組合せ応力を計算し、許容値を超えないことを確認する。



(b) パイプバンド

イ. 曲げ応力評価

曲げ応力を計算し、許容値を超えないことを確認する。



なお、モーメントを拘束するUバンドにあっては補強リブを設置しており、曲げ応力は十分小さいため評価しない。

Uバンドの軸方向荷重に対する許容荷重は、ボルトの締付けトルクから決まる摩擦力に等しい。従って、Uバンドの軸方向の許容荷重は、次の計算式で表され、軸方向荷重が軸方向の許容荷重以下となるようにする。



また、回転方向を拘束するUバンドのねじりモーメントに対する許容モーメントは、ボルトの締付けトルクから決まる摩擦力に等しい。従って、Uバンドのねじりモーメントの許容モーメントは、次の計算式で表され、ねじりモーメントが許容モーメント以下となるようにする。



c. 支持架構

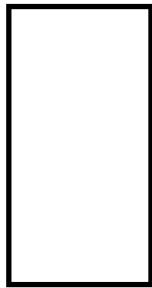
(a) 構造の代表例

支持架構の代表例として門型形状の支持架構について応力の計算式を示す。



(b) 各鋼材の計算式

支持架構の耐震評価は、配管から受ける設計荷重を用いて構造計算により最大発生応力を算出する。発生応力は、次の計算式により求める。



評価は、次に示す組合せ応力が許容応力以下であることを確認する。



5.3 支持装置の選定

5.3.1 選定方法

(1) Uボルト

Uボルトは、標準支持間隔における地震時の最大設計荷重に基づき構造を決めている。したがって、配管口径に合せて、第5-4表「標準Uボルトの選定表」の中から選定することで適用可能である。最大使用荷重は、参考値であり、超えた場合でも耐震評価を実施して適用性の確認を行うことが可能である。型式及び最大使用荷重は代表的なものであり、記載のない型式であっても、同様に設計されている最大使用荷重により選定を行うものとする。主要寸法を、第5-5表「標準Uボルト主要寸法表」に示す。

第5-4表 標準Uボルトの選定表

(単位 : kN)

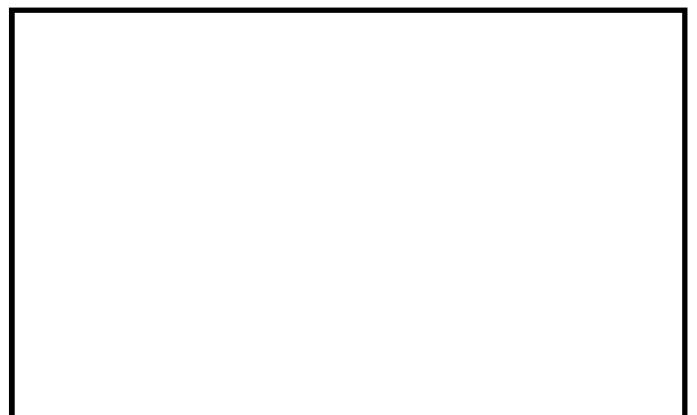
型 式	呼び径 (B)	Uボルト サイズ	ストッパー の有無	最大使用荷重 ^(注1)	
				P	Q
1	1/2				
	3/4				
	1				
2	1-1/4				
	1-1/2				
	2				
	2-1/2				
	3				
3	4				
	5				
	6				
	8				
4	10				
	12				
	14				
	16				
	18				
	20				
	22				
	24				
	28				
	30				
	36				

(注1) P : 引張方向荷重

Q : せん断方向荷重

(注2) WはUボルト2個使用を示す。

第5-5表 標準Uボルト主要寸法表



(単位 : mm)

型式	呼び径 (B)	管外径 D	Uボルト寸法 A
1	1/2		
	3/4		
	1		
2	1-1/4		
	1-1/2		
	2		
	2-1/2		
	3		
3	4		
	5		
	6		
	8		
4	10		
	12		
	14		
	16		
	18		
	20		
	22		
	24		
	28		
	30		
	36		

(2) Uバンド

Uバンドは、標準支持間隔における地震時の最大設計荷重に基づき構造を決めている。したがって、配管口径に合せて、第5-6表「標準Uバンドの選定表」の中から選定することで適用可能である。最大使用荷重は、参考値であり、超えた場合でも耐震評価を実施して適用性の確認を行うことが可能である。なお型式及び最大使用荷重は代表的なものであり、記載のない型式であっても、同様に設計されている最大使用荷重により選定を行うものとする。主要寸法を、第5-7表「標準Uバンド主要寸法表」に示す。

第5-6表 標準Uバンドの選定表

(単位 : kN)

呼び径 (B)	パイプバ ンド厚さ (mm)	ボルト サイズ	最大使用荷重 ^(注)		
			P	Q	F
1/2					
3/4					
1					
1-1/2					
2					
2-1/2					
3					

(注) P : 引張方向荷重

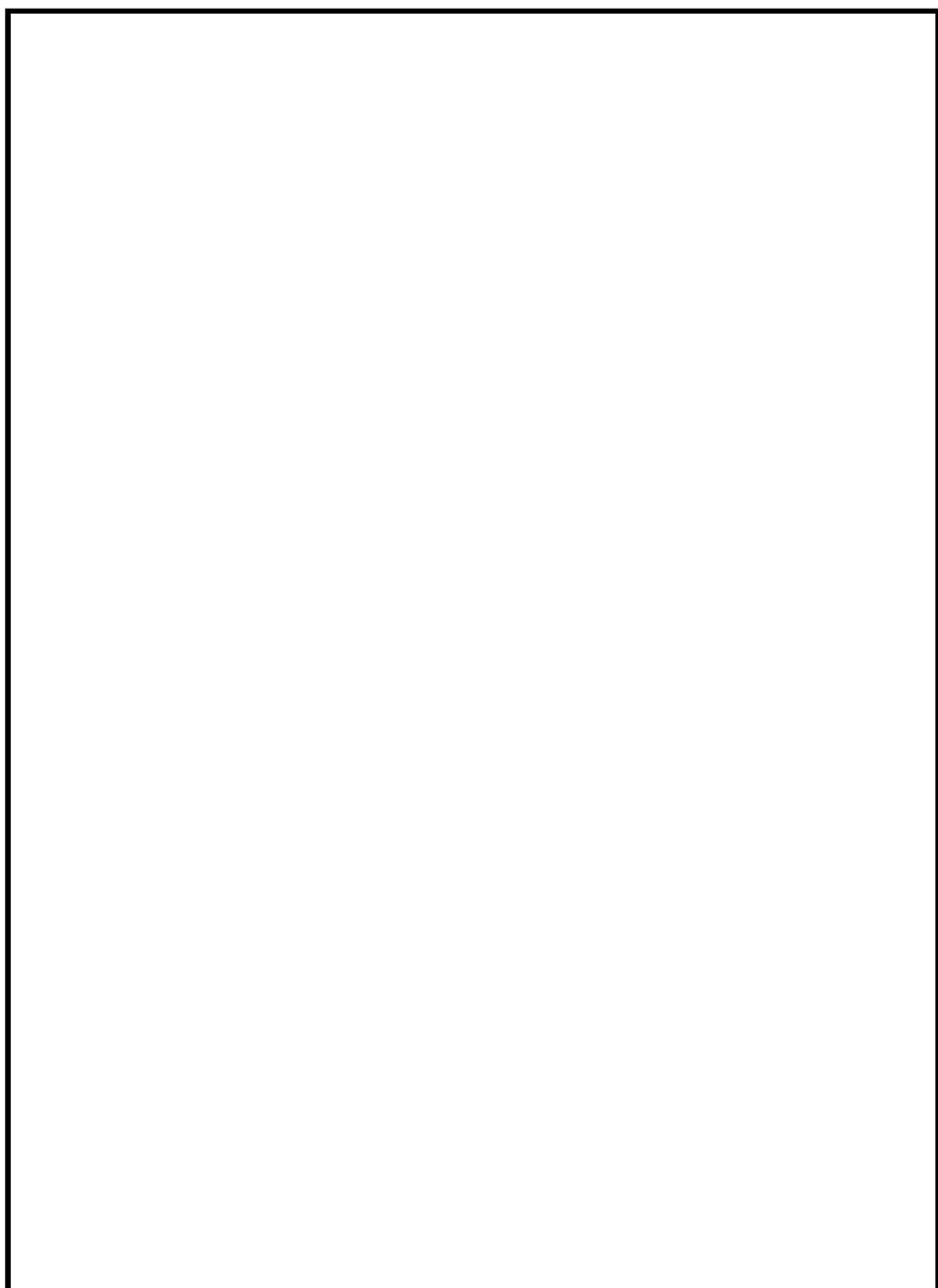
Q : せん断方向荷重

F : 配管軸方向荷重

第5-7表 標準Uバンド主要寸法表

(単位 : mm)

呼び径 (B)	管外径 D	パイプバンド			ボルト サイズ	締付トルク (N・m)
		R	A	t		
1/2	21.7					
3/4	27.2					
1	34.0					
1-1/2	48.6					
2	60.5					
2-1/2	76.3					
3	89.1					



5.4 支持架構の選定

支持架構に用いる標準的な鋼材表を、第5-8表「鋼材表」に示す。また、基本構造を、第5-9表「基本構造一覧表」に示す。本表に記載する鋼材の中から個々の条件に応じて単独又は組合せで使用するが、同等以上の強度を持つ他の鋼材も使用可能とする。

第5-8表 鋼材表

順位	形状 ^(注2)	断面二次モーメント(cm^4) ^(注1)		単位質量 (kg/m)
		I_x	I_y	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(注1) 表中の方向は、 I_x ：強軸、 I_y ：弱軸方向を示す。

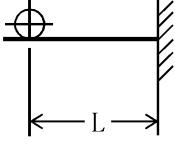
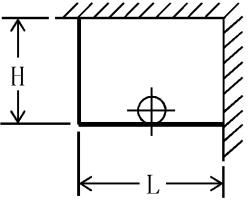
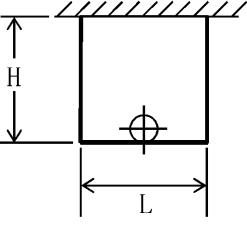
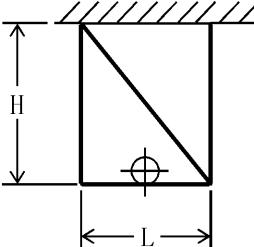
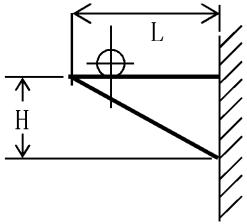
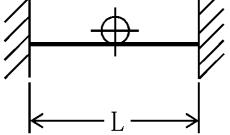
(注2) L : 山形鋼

C : 溝形鋼

□ : 角形鋼管

H : H形鋼

第5-9表 基本構造一覧表

タイプ-1	タイプ-2
	
タイプ-3	タイプ-4
	
タイプ-5	タイプ-6
	

5.5 埋込板の耐震計算方法

5.5.1 概要

支持装置及び支持架構用の埋込板について、十分な耐震性を有することを確認するための方法を示す。

5.5.2 適用基準

耐震計算は、JEAG4601に基づき実施する。

5.5.3 応力評価の方針

(1) 基本事項

応力評価は、支持架構にあわせて許容応力状態B_{AS}における設計荷重を用いて、許容応力以下であることを確認する。

尚、許容応力は、許容応力状態B_{AS}のものを用いて実施する。

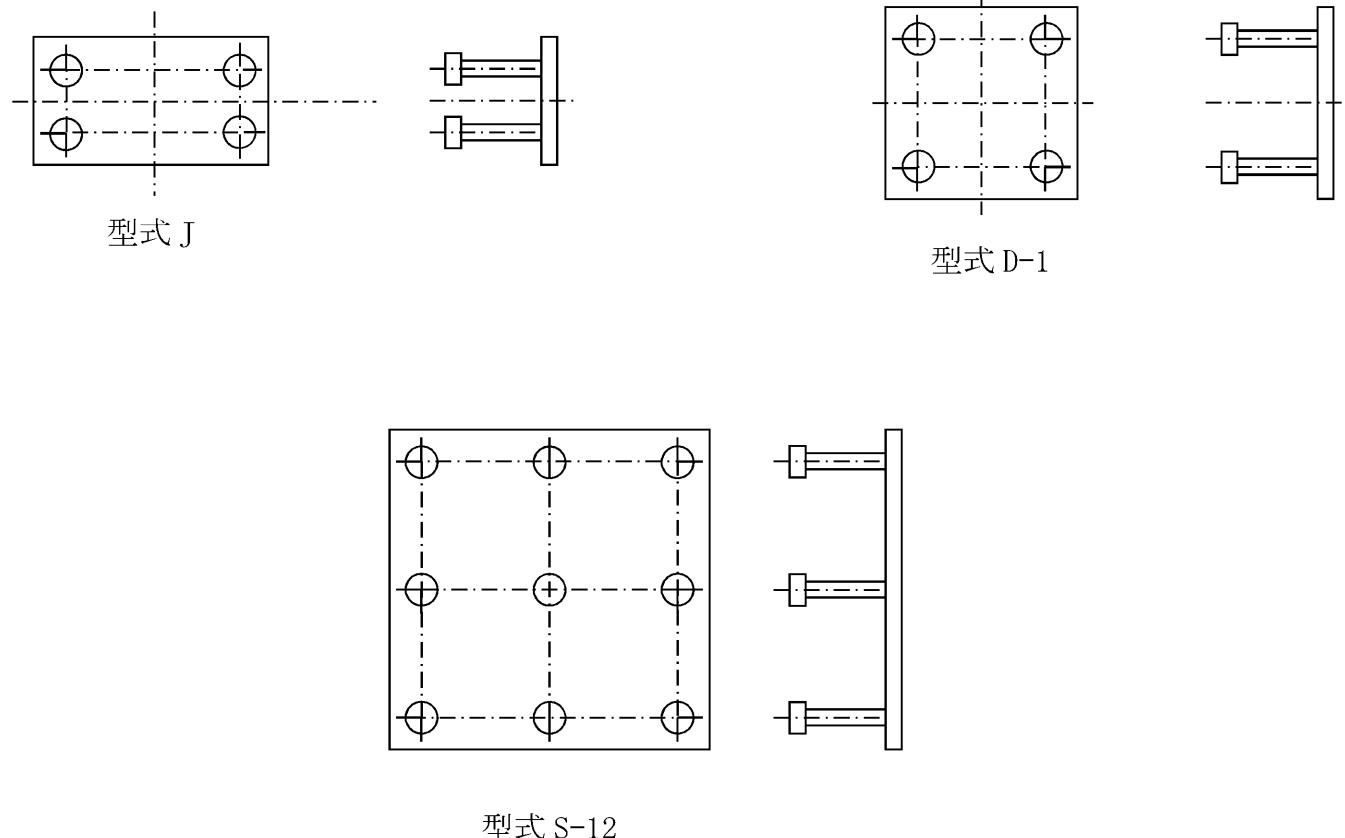
評価は、埋込板の強度部材である次の部位について実施する。

- a. ベースプレート
- b. スタッドジベル
- c. コンクリート

配管及び弁の支持装置及び支持架構用の埋込板には、ベースプレートの寸法及びスタッダジベルの寸法の違いにより複数種類存在するが、第5-1図「標準埋込金物の例」に示す標準的な型式J、D-1、S-12の3種類に対する耐震評価を実施する。

コンクリートの評価は、JEAG4601の「機器・配管系のアンカ一部評価法」に基づき耐震計算を実施することとし、ベースプレート及びスタッダジベルの評価は、設計荷重を負荷した場合のこれらの力の釣り合いから耐震計算を実施する。

なお、埋込板の最大使用荷重は、ベースプレート、スタッダジベル及びコンクリートのうち評価上最も厳しい部位で決める。



第5-1図 標準埋込金物の例

(2) 許容応力と許容荷重

埋込板に適用する各許容応力状態に対する許容応力及び許容荷重を、第5-10表「許容応力と許容荷重」に示す。

第5-10表(1/2) 訸容応力と許容荷重

許容応力 状態	ベース プレート	コンクリート				
		曲げ応力 (MPa)	引張応力 ^(注1) (MPa)	せん断応力 (MPa)	引張荷重 ^(注1) (N)	せん断荷重 (N)
I _A 、II _A	f _b	f _t	f _s	0.3×0.31×A _c $\sqrt{F_c}$	0.4×0.5 _{sc} A $\sqrt{E_c \cdot F_c}$	$\frac{F_c}{3}$
B _A S	1.5f _b	1.5f _t	1.5f _s	0.45×0.31×A _c $\sqrt{F_c}$	0.6×0.5 _{sc} A $\sqrt{E_c \cdot F_c}$	$2 \times \frac{F_c}{3}$

(注1) 埋込板の評価では、コンクリート支圧による許容荷重が引張荷重による許容荷重より大きいことから、引張荷重を許容荷重として設定する。

(注2) 許容値は、常温における物性値を用いて算出する。

第5-10表(2/2) 許容応力と許容荷重（基準強度）

材 質	F (MPa)	F _c (MPa)
コンクリート		

(注) スタッドジベルの材質は、□を用い、許容応力は「JIS B 1198 (1995) 頭付きスタッド」

に記載の値を使用する。

5.5.4 埋込板の耐震計算式

(1) 記号の定義

埋込板の耐震計算で使用する記号を次に示す。

	記号	単位	定義
埋込板の耐震計算に使用するもの	A_c	mm ²	コンクリートのコーン状破壊面の有効投影面積
	a_t	mm ²	片側スタッドジベルの断面積
	B	mm	ベースプレートの矩形短辺側の長さ
	D	mm	ベースプレートの矩形長辺側の長さ
	d_t	mm	スタッドジベルからベースプレート端までの距離
	E_c	MPa	コンクリートの縦弾性係数
	e	mm	偏心距離
	F	MPa	ベースプレート及びスタッドジベルの許容応力を決定するための基準値
	F_A	N	軸方向荷重
	F_c	MPa (kgf/cm ²)	コンクリートの設計基準強度
	F_x	N	X軸方向の荷重
	F_y	N	Y軸方向の荷重
	F_z	N	Z軸方向の荷重
	f_b	MPa	ベースプレートの許容曲げ応力
	f_s	MPa	スタッドジベルの許容せん断応力
	f_t	MPa	スタッドジベルの許容引張応力
	H	mm	支持架構の幅
	L	mm	スタッドジベル間最大距離
	M	N·mm	曲げモーメント
	M_x	N·mm	X軸回りのモーメント
	M_y	N·mm	Y軸回りのモーメント
	M_z	N·mm	Z軸回りのモーメント
	N	本	スタッドジベルの全本数

	記号	単位	定義
埋 込 板 の 耐 震 計 算 に 使 用 す る も の	N'	本	スタッドジベルの片側本数
	n	—	ボルトの縦弾性係数とコンクリートの縦弾性係数との比
	P	N	コンクリートのコーン状破壊における引張荷重
	P _{c a}	N	コンクリートのコーン状破壊における許容引張荷重
	Q	N	スタッドジベルのせん断荷重
	s _c A	mm ²	スタッドジベル1本あたりの断面積
	t	mm	ベースプレートの板厚
	U	mm	支持金物の圧縮側柱面からベースプレート端までの距離
	X _n	mm	圧縮側最外端部から中立軸までの距離
	Z _t	N	スタッドジベルの引張力
	η	mm ²	ベースプレートの曲げ応力評価式に用いる係数 (a _t ・n)
	σ_b	MPa	スタッドジベルの引張応力
	σ_c	MPa	コンクリートの圧縮応力
	$\sigma_{p c}$	MPa	ベースプレートの圧縮側の曲げ応力
	$\sigma_{p t}$	MPa	ベースプレートの引張側の曲げ応力
	τ_b	MPa	スタッドジベルのせん断応力

(2) 耐震計算

埋込板には、支持架構より次の荷重が作用する。

- a. 軸方向荷重
- b. 曲げモーメント
- c. せん断荷重
- d. 回転モーメント

以上の荷重により、

- (a) ベースプレートには、a項とb項の荷重の組合せにより、曲げ応力が発生する。
- (b) スタッドジベルには、a項とb項の荷重の組合せにより、引張応力が発生する。また、c項とd項の荷重の組合せにより、せん断応力が発生する。
- (c) コンクリートには、a項とb項の荷重の組合せにより、引張応力が発生する。

発生応力及び発生荷重は、「鉄骨柱脚部の力学性状に関する実験的研究（軸圧縮力と曲げモーメントを受ける場合）（日本建築学会、1982年）」に基づき、次の計算式により求める。

イ. ベースプレートの計算式

(イ) ベースプレートの圧縮側の曲げ応力



(ロ) ベースプレートの引張側の曲げ応力



ロ. スタッドジベルの計算式

(イ) スタッドジベルの引張応力



(ロ) スタッドジベルのせん断応力



ハ. コンクリートの計算式

(イ) コンクリートのコーン状破壊における引張荷重

(3) 応力評価

評価は、(2)項で求めた発生応力及び発生荷重が許容値以下であることを確認する。

- a. ベースプレートの評価



- b. スタッドジベルの評価



- c. コンクリートの評価



5.6 埋込板の選定

埋込板は、作用する設計荷重に基づき、第5-11表「標準埋込板の選定」の最大使用荷重の中から最大使用荷重を超えない範囲で近いものを選定する。

なお、最大使用荷重は、埋込板への荷重の作用状態（荷重（軸方向、せん断）及びモーメント（曲げ、回転）の作用比率）に応じて設定できるが、第5-11表「標準埋込板の選定」は、代表的な作用状態について示しており、最大使用荷重を超えた場合でも個別の耐震評価を実施して適用性の確認を行うことが可能である。主要寸法を、第5-12表「標準埋込板の寸法」に示す。

第5-11表 標準埋込板の選定

型式 ^(注)	最大使用荷重			
	軸方向荷重 (kN)	曲げモーメント (kN·m)	せん断方向荷重 (kN)	回転モーメント (kN·m)
J				
D-1				
S-12				

(注) []

第5-12表 標準埋込板の寸法

型式	ベースプレート			スタッドジベル			
	矩形 長辺側の 長さ D (mm)	矩形 短辺側 の長さ B (mm)	板厚 t (mm)	外径		長さ ℓ (mm)	本数 N
				d (mm)	d' (mm)		
J							
D-1							
S-12							

5.7 支持構造物の耐震性確認

5.7.1 概要

各支持構造物について、定められた定格荷重又は最大使用荷重に対して十分な耐震性を有することを確認する。

5.7.2 支持構造物の耐震性確認

耐震性を有することの確認は、次の支持構造物に関して実施する。なお、最大使用荷重を用いて評価を行うものについては、支持構造物の形状が多岐にわたるため、ここでは代表例に対する耐震性の確認を示す。

番号	支持構造物	評価する荷重	適用する許容応力状態	設計温度	表番
①	Uボルト	最大使用荷重	B _{AS}	[Redacted]	第5-13表
②	Uバンド	最大使用荷重	B _{AS}	[Redacted]	第5-14表
③	支持架構	最大使用荷重	B _{AS}	[Redacted]	第5-15表(1/18～18/18) 第5-16表(1/18～18/18)
④	埋込板	最大使用荷重	B _{AS}	[Redacted]	第5-17表(1/3～3/3)

(注) 本温度は、今回届出する配管の最高使用温度を包絡する条件として設定した標準支持間隔を適用する配管支持装置の標準設計温度である。

第5-13表 Uボルト

(単位 : MPa)

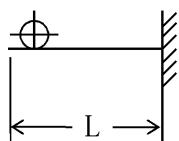
型式	口径 (B)	鉛直荷重 (P) (kN)	水平荷重 (Q) (kN)	引張応力		せん断応力		組合せ応力		評価
				F _t	1.5F _t <small>(注1)</small>	F _s	1.5F _s <small>(注1)</small>	F _t + 1.6F _s	1.4 × 1.5F _t <small>(注1)</small>	
タイプ-1	1/2			32	205	33	118	85	287	○
	3/4			32	205	33	118	85	287	○
	1 <small>(注2)</small>			33	205	33	118	86	287	○
タイプ-2	1-1/4			35	205	38	118	96	287	○
	1-1/2			36	205	38	118	97	287	○
	2			35	205	38	118	96	287	○
	2-1/2			36	205	38	118	97	287	○
	3			37	205	40	118	101	287	○
タイプ-3	4			57	205	113	118	238	287	○
	5			57	205	113	118	238	287	○
	6			56	198	112	114	236	277	○
	8			56	198	112	114	236	277	○
タイプ-4	10			56	198	112	114	236	277	○
	12			57	198	113	114	238	277	○
	14			57	198	113	114	238	277	○
	16			57	198	113	114	238	277	○
	18			57	198	113	114	238	277	○
	20			57	198	113	114	238	277	○
	22			57	198	113	114	238	277	○
	24			57	198	113	114	238	277	○
	28			57	198	113	114	238	277	○
	30			57	198	113	114	238	277	○
	36			57	198	113	114	238	277	○

第5-14表 Uバンド

(単位: MPa)

口 径 (B)	鉛直荷重 P (kN)	水平荷重 Q (kN)	軸荷重 F (kN)	引張応力		せん断応力		組合せ応力		曲げ応力		許容荷重 F ₀ (kN)	評 値
				F _t	1.5f _t ^(注1)	F _s	1.5f _s ^(注1)	F _t + 1.6F _s	1.4 × 1.5f _t ^(注1)	F _b	1.5f _b ^(注2)		
1/2	図示	39	205	112	118	219	287	127	236	3.1	○		
3/4		39	205	112	118	219	287	119	236	3.1	○		
1 ^(注3)		39	205	112	118	219	287	136	236	3.1	○		
1-1/2		37	205	113	118	218	287	197	236	6.0	○		
2		39	198	111	114	217	277	144	236	9.5	○		
2-1/2		39	198	111	114	217	277	172	236	9.5	○		
3		39	198	111	114	217	277	153	236	9.5	○		

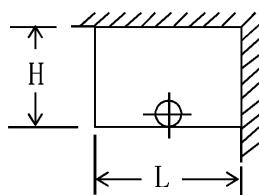
第5-15表(1/18) 支持構造物鋼材選定表
(応力基準による選定表)



基本形状：タイプー1
許容値：237MPa

支持架構寸法 H(mm)	L(mm)	荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
		水平	鉛直		
				161	
				174	
				195	
				165	
				166	
				201	
				183	
				189	
				214	
				103	
				107	
				214	
				129	
				130	
				142	
				237	
				145	
				128	
				132	
				146	
				153	
				151	
				166	
				195	
				203	
				177	
				182	
				113	
				180	
				130	
				197	
				151	
				128	
				104	
				140	
				157	
				133	
				177	
				126	
				162	

第5-15表(2/18) 支持構造物鋼材選定表
(応力基準による選定表)

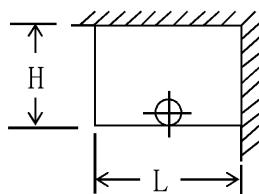


基本形状：タイプ-2
許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				29	
				57	
				142	
				158	
				126	
				179	
				191	
				219	
				44	
				86	
				215	
				118	
				166	
				216	
				222	
				138	
				80	
				158	
				215	
				203	
				161	
				191	
				204	
				170	
				64	
				126	
				144	
				125	
				126	
				157	
				131	
				138	
				39	
				76	
				186	
				160	
				156	
				191	
				157	
				166	

第5-15表(3/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)

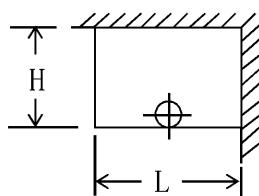


基本形状：タイプ-2
許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				30	
				59	
				147	
				163	
				130	
				184	
				196	
				223	
				45	
				89	
				122	
				121	
				169	
				219	
				226	
				141	
				82	
				162	
				103	
				206	
				162	
				193	
				208	
				176	
				66	
				128	
				145	
				125	
				127	
				160	
				136	
				145	
				39	
				76	
				187	
				160	
				158	
				173	
				163	
				174	

第5-15表(4/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)

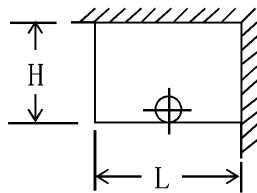


基本形状：タイプ-2
許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				32	
				62	
				155	
				173	
				138	
				196	
				210	
				140	
				48	
				95	
				129	
				126	
				176	
				142	
				236	
				146	
				87	
				172	
				108	
				215	
				166	
				197	
				199	
				180	
				69	
				135	
				151	
				129	
				129	
				162	
				138	
				148	
				41	
				79	
				193	
				163	
				159	
				175	
				165	
				178	

第5-15表(5/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)

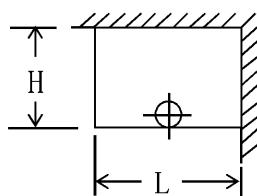


基本形状：タイプ-2
許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				19	
				36	
				90	
				179	
				144	
				206	
				222	
				149	
				27	
				54	
				133	
				130	
				181	
				147	
				168	
				152	
				50	
				97	
				111	
				221	
				170	
				201	
				202	
				183	
				71	
				140	
				156	
				132	
				131	
				164	
				140	
				150	
				42	
				81	
				200	
				168	
				162	
				177	
				167	
				179	

第5-15表(6/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)

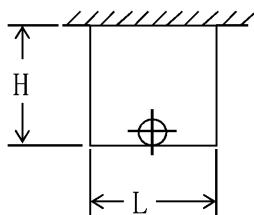


基本形状：タイプ-2
許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				10	
				20	
				49	
				98	
				150	
				139	
				232	
				156	
				14	
				27	
				67	
				133	
				185	
				151	
				173	
				157	
				24	
				46	
				114	
				98	
				103	
				193	
				206	
				186	
				33	
				65	
				160	
				135	
				133	
				167	
				142	
				152	
				43	
				84	
				205	
				171	
				165	
				180	
				169	
				181	

第5-15表(7/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



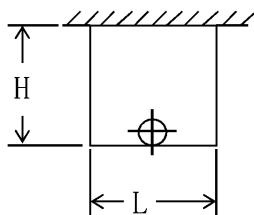
基本形状：タイプ-3

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				55	
				109	
				148	
				148	
				141	
				189	
				143	
				159	
				138	
				62	
				124	
				167	
				155	
				199	
				142	
				159	
				141	
				86	
				170	
				105	
				209	
				157	
				185	
				199	
				167	
				64	
				125	
				141	
				121	
				122	
				152	
				127	
				203	
				38	
				74	
				182	
				156	
				152	
				187	
				153	
				162	

第5-15表(8/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)

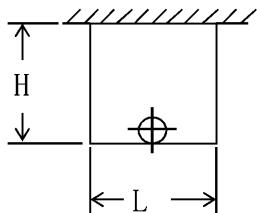


基本形状：タイプ-3
許容値：237MPa

支持架構寸法	荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直	
				81
				162
				104
				207
				167
				215
				236
				183
				89
				177
				110
				220
				166
				195
				212
				174
				110
				119
				133
				110
				186
				206
				212
				178
				73
				143
				159
				133
				128
				160
				133
				212
				40
				79
				194
				161
				153
				189
				158
				168

第5-15表(9/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



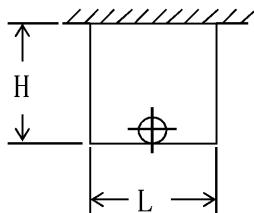
基本形状：タイプ-3

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				148	
				162	
				187	
				165	
				172	
				113	
				189	
				155	
				154	
				167	
				189	
				162	
				162	
				203	
				173	
				188	
				175	
				189	
				210	
				175	
				167	
				182	
				168	
				180	
				107	
				213	
				97	
				194	
				181	
				106	
				177	
				186	
				53	
				105	
				107	
				214	
				119	
				113	
				188	
				187	

第5-15表(10/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



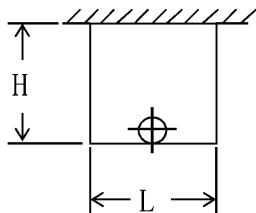
基本形状：タイプ-3

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				118	
				109	
				119	
				138	
				155	
				159	
				183	
				135	
				119	
				108	
				115	
				130	
				141	
				143	
				163	
				122	
				129	
				115	
				120	
				132	
				138	
				135	
				152	
				178	
				141	
				125	
				129	
				141	
				144	
				139	
				155	
				180	
				68	
				135	
				139	
				85	
				153	
				146	
				162	
				187	

第5-15表(11/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



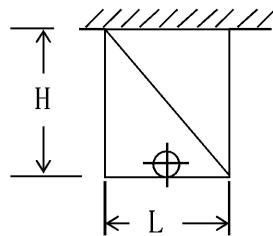
基本形状：タイプ-3

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				72	
				143	
				155	
				107	
				227	
				143	
				178	
				175	
				70	
				140	
				149	
				97	
				181	
				182	
				156	
				155	
				73	
				146	
				151	
				95	
				173	
				168	
				183	
				136	
				78	
				155	
				160	
				99	
				178	
				171	
				167	
				133	
				83	
				165	
				170	
				104	
				161	
				177	
				167	
				135	

第5-15表(12/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



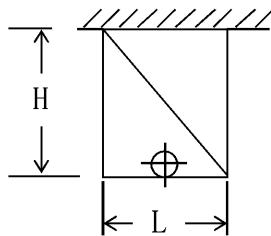
基本形状：タイプ-4

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水 平	鉛 直		
				29	
				58	
				144	
				160	
				221	
				185	
				196	
				221	
				44	
				87	
				216	
				118	
				166	
				218	
				224	
				136	
				79	
				157	
				214	
				202	
				159	
				188	
				202	
				169	
				63	
				124	
				143	
				123	
				212	
				154	
				129	
				206	
				38	
				75	
				184	
				157	
				139	
				187	
				153	
				162	

第5-15表(13/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



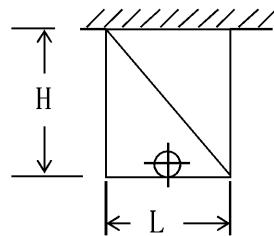
基本形状：タイプ-4

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水 平	鉛 直		
				31	
				61	
				151	
				167	
				139	
				207	
				231	
				140	
				46	
				91	
				226	
				122	
				169	
				223	
				232	
				144	
				82	
				163	
				221	
				206	
				162	
				193	
				208	
				176	
				65	
				127	
				145	
				125	
				126	
				158	
				134	
				215	
				39	
				76	
				186	
				159	
				142	
				193	
				160	
				170	

第5-15表(14/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



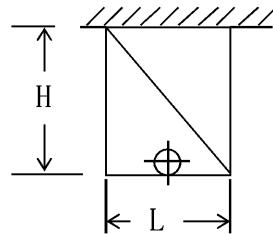
基本形状：タイプ-4

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				35	
				69	
				171	
				190	
				213	
				199	
				132	
				150	
				50	
				100	
				136	
				130	
				176	
				160	
				191	
				178	
				49	
				96	
				237	
				218	
				167	
				198	
				214	
				182	
				31	
				62	
				152	
				129	
				129	
				162	
				138	
				221	
				39	
				75	
				184	
				163	
				144	
				197	
				164	
				176	

第5-15表(15/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



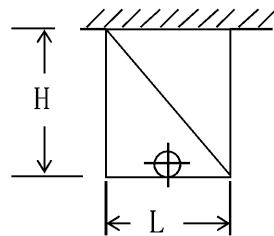
基本形状：タイプ-4

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水 平	鉛 直		
				21	
				42	
				105	
				208	
				149	
				196	
				133	
				226	
				30	
				59	
				146	
				139	
				189	
				179	
				141	
				168	
				24	
				47	
				115	
				214	
				102	
				203	
				219	
				187	
				32	
				61	
				150	
				134	
				121	
				166	
				141	
				225	
				18	
				35	
				85	
				169	
				148	
				177	
				167	
				179	

第5-15表(16/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



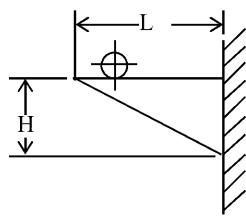
基本形状：タイプ-4

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水 平	鉛 直		
				21	
				40	
				99	
				198	
				170	
				145	
				172	
				129	
				15	
				30	
				73	
				146	
				183	
				183	
				180	
				215	
				24	
				46	
				112	
				223	
				99	
				197	
				224	
				197	
				15	
				29	
				70	
				139	
				124	
				152	
				143	
				228	
				19	
				36	
				88	
				174	
				172	
				181	
				170	
				169	

第5-15表(17/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



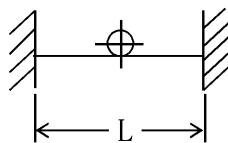
基本形状：タイプ-5

許容値：237MPa

支持架構寸法 H(mm)	支持架構寸法 L(mm)	荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
		水 平	鉛 直		
					15
					28
					70
					139
					156
					149
					169
					151
					13
					24
					58
					116
					210
					159
					188
					176
					12
					22
					50
					97
					181
					147
					182
					186
					8
					14
					30
					58
					170
					135
					168
					175
					9
					13
					25
					45
					126
					222
					160
					165

第5-15表(18/18) 支持構造物鋼材選定表

(応力基準による選定表)



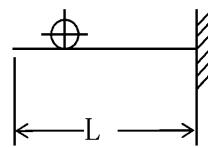
基本形状：タイプ-6

許容値：237MPa

支持架構寸法		荷重(kN)		鋼材サイズ	発生応力(MPa)
H(mm)	L(mm)	水平	鉛直		
				22	
				43	
				108	
				215	
				184	
				182	
				224	
				230	
				35	
				69	
				172	
				188	
				123	
				163	
				168	
				187	
				69	
				136	
				183	
				165	
				211	
				146	
				158	
				134	
				57	
				110	
				122	
				102	
				171	
				185	
				190	
				166	
				34	
				66	
				160	
				133	
				126	
				154	
				127	
				133	

第5-16表(1/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

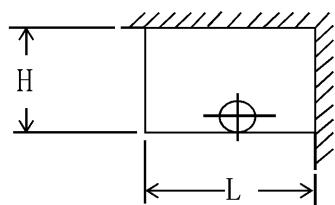


基本形状：タイプ-1
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(2/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

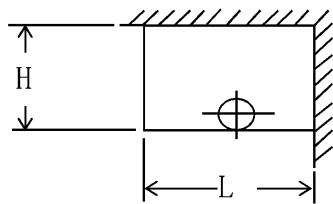


基本形状：タイプ-2
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(3/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

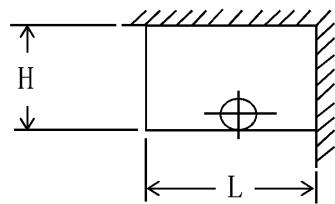


基本形状：タイプ-2
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(4/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

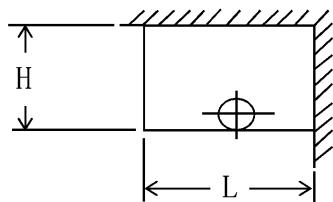


基本形状：タイプ-2
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(5/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

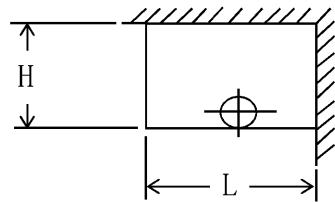


基本形状：タイプ-2
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(6/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

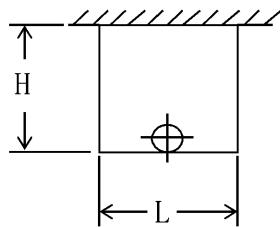


基本形状：タイプ-2
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(7/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

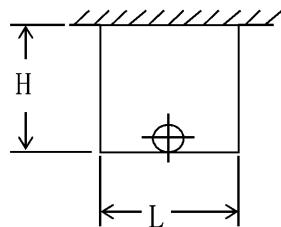


基本形状：タイプ-3
最小支持構造物振動数 <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(8/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

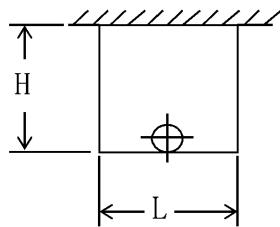


基本形状：タイプ-3
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(9/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

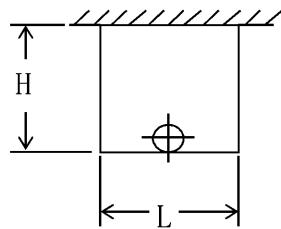


基本形状：タイプ-3
最小支持構造物振動数 <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(10/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

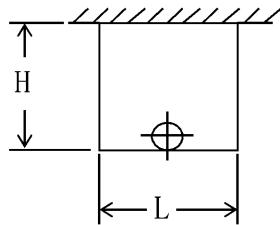


基本形状：タイプ-3
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(11/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

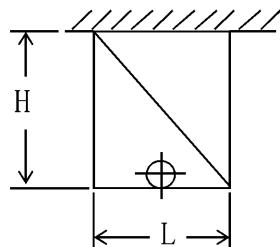


基本形状：タイプ-3
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(12/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

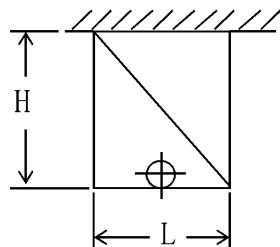


基本形状：タイプ-4
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(13/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

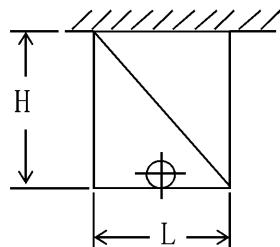


基本形状：タイプ-4
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(14/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

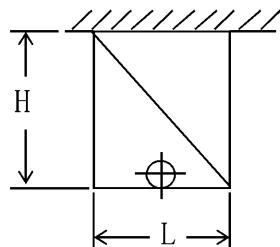


基本形状：タイプ-4
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(15/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

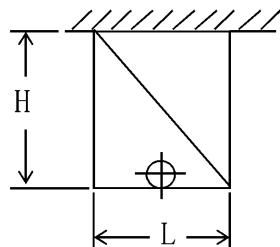


基本形状：タイプ-4
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(16/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

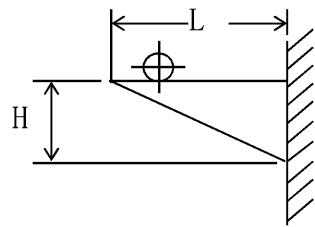


基本形状：タイプ-4
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(17/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)

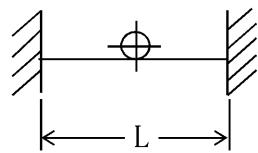


基本形状：タイプ-5
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-16表(18/18) 支持構造物鋼材選定表

(振動数基準による選定表)



基本形状：タイプ-6
最小支持構造物振動数 : <input type="text"/> Hz

支持架構寸法		荷重(N)	鋼材サイズ	支持構造物振動数 (Hz)
H(mm)	L(mm)			

第5-17表(1/3) 埋込板の耐震計算結果 (ベースプレート、材料 : [])

(単位 : MPa)

埋込板 型式	ベースプレートの 圧縮側の曲げ応力	ベースプレートの 引張側の曲げ応力	許容応力	評価
J	72	252	271	○
D-1	31	224	271	○
S-12	43	120	271	○

第5-17表(2/3) 埋込板の耐震計算結果

(スタッドジベル、材料 : [])

(単位 : MPa)

埋込板 型式	引張応力		せん断応力		組合せ応力		評価
	発生応力	許容応力	発生応力	許容応力	発生応力	許容応力	
J	31	235	129	135	237	329	○
D-1	160	235	97	135	315	329	○
S-12	135	235	116	135	320	329	○

第5-17表(3/3) 埋込板の耐震計算結果 (コンクリート)

(単位 : N)

埋込板 型式	コンクリート コーン状破壊における引張荷重		評価
	発生荷重	許容荷重	
J	6,048	28,900	○
D-1	32,144	38,800	○
S-12	38,223	50,500	○

資料 6－3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する
影響評価結果

目 次

頁

1. 概要	M3-添6-3-1
2. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動	M3-添6-3-1
3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する検討結果	M3-添6-3-1
3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出	M3-添6-3-1
3.2 建物・構築物の検討結果を踏まえた機器・配管系の設備の抽出	M3-添6-3-3
3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の評価部位の抽出結果	M3-添6-3-3
3.4 まとめ	M3-添6-3-3

1. 概要

本資料は、資料6-1「耐震設計の基本方針」のうち「9. 耐震計算の基本方針」及び平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料13-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に基づき、水平2方向及び鉛直方向地震力により、届出設備が有する耐震性に及ぼす影響について評価した結果を説明するものである。

2. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動

美浜発電所の弹性設計用地震動Sd-1～Sd-24について、原則としてすべての地震動を評価対象とし、Sd-1～Sd-24から定める入力地震動による地震力に2分の1を乗じたものを用いる。ただし、評価を行う際には必要に応じてその包絡関係を確認し、代表できると判断できるものについては、個別に代表地震動を選定して評価を行うものとする。

3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する検討結果

3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出

評価対象設備を機種ごとに分類した結果を、第3-1表に示す。機種ごとに分類した設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向の地震力による影響を次の項目より検討した。

(1) 水平2方向の地震力が重複する観点

水平1方向の地震力に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力による影響有無を検討し、影響が軽微な設備以外の影響検討が必要となる可能性があるものを抽出する。次の場合は、水平2方向の地震力による影響が軽微な設備であると整理した。

a. 水平2方向の地震力を受けた場合でも、その構造により水平1方向の地震力しか負担しないもの

届出設備について、該当するものはない。

b. 水平2方向の地震力を受けた場合、その構造により最大応力の発生箇所が異なるもの

届出設備について、該当するものはない。

c. 水平2方向の地震力を組み合わせても水平1方向の地震による応力と同等といえるものの

届出設備について、該当するものはない。

d. 従来評価で保守性を考慮しており、水平2方向及び鉛直方向地震力による影響を考慮しても影響が軽微であるもの

配管（定ピッチスパン法にて評価）などは、水平2方向の地震力を想定した場合においても、水平1方向の地震力による応答と同等となるものであり、水平2方向の地震力を組み合わせても1方向の地震力による応力と同等のものと分類した。

以上の整理の結果、第3-1表に示す評価対象設備（配管（定ピッチスパン法））の各部位については、d.に該当し、水平2方向の地震力により影響が軽微な設備であると整理されたため、この観点から抽出される設備はなかった。

第3-1表 水平2方向入力の影響検討対象設備

設備	部位
配管（定ピッチスパン法）	直管配管（水平、鉛直）
	曲り部、分岐部

(2) 水平方向とその直交方向が相関する振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点

水平方向とその直交方向が相関する振動モードが生じることで有意な影響が生じ、さらに新たな応力成分が作用する可能性のある設備を抽出する。

機器・配管系の設備について、一般的な補機の場合は水平方向の各軸方向に対して均等な構造となっており、評価上有意なねじれ振動等は発生しない。

ただし、水平方向に広がりのある配管系の設備の場合、各構成要素は水平各軸方向に対して均等な構造でありねじれ振動は起こりにくいが、系全体として考えた場合は、有意なねじれ振動が発生する可能性がある。しかし、水平方向とその直交方向が相関する振動モードが想定される設備は、従来設計より3次元のモデル化を行っており、その振動モードは適切に考慮した評価としているため、この観点から抽出される設備はなかった。

3.2 建物・構築物の検討結果を踏まえた機器・配管系の設備の抽出

平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可された工事計画の添付資料1
3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の3.1.2項及び
3.3.4項における建物・構築物及び屋外重要土木構造物の影響評価において機器・配管系へ
の影響を検討した結果、耐震性への影響が懸念されるものは抽出されなかった。

今回の工事は、建物・構築物及び屋外重要土木構造物を変更するものではないため、本検
討結果への影響はない。

3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の評価部位の抽出結果

3.1及び3.2項で抽出した結果、耐震性への影響が懸念されるものは抽出されなかった。

3.4 まとめ

機器・配管系において、水平2方向の地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）に
について、従来設計手法における保守性も考慮した上で抽出した結果、耐震性への影響が懸念
されるものは抽出されなかった。

以上のことから、水平2方向及び鉛直方向地震力については、届出設備が有する耐震性に
影響がないことを確認した。

計算機プログラム（解析コード）の概要

目 次

	頁
1. はじめに	M3-別紙-1
2. 解析コードの概要	M3-別紙-2
2.1 SPAN2000 	M3-別紙-2

※本紙に記載の解析コード一覧を第1表に示す。

第1表 耐震設計に係る解析コード

評価対象	解析コード名	項目	添付資料
配管	SPAN2000 [REDACTED]	2.1	資料6-2

1. はじめに

本資料は、資料6「耐震性に関する説明書」において使用した解析コードについて説明するものである。

2. 解析コードの概要

2.1 SPAN2000 []

2.1.1 SPAN2000 [] の概要

対象：配管

項目	コード名
開発機関	SPAN2000
開発時期	[]
使用したバージョン	
使用目的	等分布質量連続はりモデルによる 耐震最大支持間隔算出
コードの概要	配管等の耐震設計に用いる目的として開発したメーカオリジナルの計算機コードである。 配管直管部（一般部）について、発生応力、固有振動数等が許容値や制限値を超えない範囲における最大長さを標準支持間隔として求めることができ、加圧水型原子力発電設備において、多くの使用実績を有している。
検証(Verification) 及び 妥当性確認(Validation)	配管を等分布質量連続はりでモデル化し、許容値や制限値を超えない範囲における最大の支持間隔を求めるために使用している。 【検証(Verification)】 本解析コードの検証の内容は次のとおりである。 [] ・本解析コードの運用環境について、開発機関から提示された要件を満足していることを確認している。

【妥当性確認(Validation)】

本解析コードの妥当性確認の内容は以下の通りである。

- ・本解析コードは、配管系で使用される要素形状のうち直管部の支持間隔の算出、発生応力の算出に用いられる。本工事計画で行う支持間隔算出、発生応力算出の用途、適用範囲が、上述の妥当性確認範囲内になることを確認している。
- ・使用するバージョンは、既工事計画において使用されているものと同じであることを確認している。

資料7 強度に関する説明書

目 次

資料 7 強度に関する説明書

資料 7-1 強度計算の基本方針の概要

資料 7-1-1 クラス 3 機器の強度計算の基本方針

資料 7-2 強度計算方法の概要

資料 7-2-1 クラス 3 管の強度計算方法

資料 7-3 強度計算書の概要

資料 7-3-1 クラス 3 管の強度計算書

資料 7－1 強度計算の基本方針の概要

目 次

頁

1. 概要	M3-添7-1-1
-------------	-----------

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）第17条に規定されている設計基準対象施設に属するクラス3機器について、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することを説明するものである。

このうち、強度計算の基本方針については、以下の資料により構成する。

資料7-1-1 クラス3機器の強度計算の基本方針

資料 7－1－1 クラス 3 機器の強度計算の基本方針

目 次

頁

1. 概要 M3-添7-1-1-1

2. クラス3機器の強度計算の基本方針 M3-添7-1-1-2

1. 概要

クラス3機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条第1項第3号及び第10号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することが要求されている。

本資料は、クラス3機器となる管が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。

2. クラス 3 機器の強度計算の基本方針

クラス 3 機器の材料及び構造については、技術基準規則第17条に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「技術基準規則の解釈」という。）第17条11において、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む。））〈第 I 編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2005/2007）」（以下「JSME 2005/2007」という。）又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）〈第 I 編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012）」（以下「JSME」という。）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）（JSME S NJ1-2012）」（以下「材料規格」という。）によることとされている。同解釈において規定されている JSME 2005/2007並びにJSME及び材料規格は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。

よって、クラス 3 機器の評価は、JSME及び材料規格による評価を実施する。管継手については、JSME PPD-3415に適合するものを使用する設計とする。

クラス 3 機器の材料については、材料規格に規定されている材料を使用する設計とする。

なお、クラス 3 機器の設計仕様となる最高使用温度等の数値の根拠については、資料 2 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」による。

資料 7－2 強度計算方法の概要

目 次

頁

1. 概要	M3-添7-2-1
-------------	-----------

1. 概要

本資料は、資料 7－1 「強度計算の基本方針の概要」に基づき、クラス 3 機器が十分な強度を有することを確認するための方法について説明するものであり、以下の資料により構成する。

資料 7－2－1 クラス 3 管の強度計算方法

資料 7－2－1 クラス 3 管の強度計算方法

目 次

頁

1. 概要	M3-添7-2-1-1
2. クラス3管の強度計算方法	M3-添7-2-1-2
2.1 クラス3管の規定に基づく強度計算方法	M3-添7-2-1-2
2.1.1 記号の定義	M3-添7-2-1-2
2.1.2 強度計算方法	M3-添7-2-1-4
3. 強度計算書のフォーマット	M3-添7-2-1-6
3.1 強度計算書のフォーマットの概要	M3-添7-2-1-6
3.2 記載する数値に関する注意事項	M3-添7-2-1-6
3.3 強度計算書のフォーマット	M3-添7-2-1-6

1. 概要

本資料は、資料 7-1-1 「クラス 3 機器の強度計算の基本方針」に基づき、クラス 3 管が十分な強度を有することを確認するための方法として適用する「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）〈第 I 編 軽水炉規格〉 JSME S NC1-2012」（日本機械学会）（以下「JSME」という。）及び「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版） JSME S NJ1-2012」（日本機械学会）（以下「材料規格」という。）の規定に基づく強度計算方法について説明するものであり、クラス 3 管の強度計算方法及び強度計算書のフォーマットにより構成する。

2. クラス3管の強度計算方法

2.1 クラス3管の規定に基づく強度計算方法

2.1.1 記号の定義

管の厚さ計算に用いる記号について以下に説明する。

(1) 管の厚さ計算に使用するもの

	記号	単位	定義
管の厚さ計算に使用するもの	D _o	mm	管の外径
	P	MPa	最高使用圧力
	S	MPa	最高使用温度における材料規格 Part3 第1章 表3に規定する材料の許容引張応力 ^(注1)
	t	mm	管の計算上必要な厚さ
	η	—	長手継手の効率 ^(注2)

(注1) 溶接鋼管の許容引張応力は、材料規格 Part3 第1章 表3（備考）に規定する材料規格及び非破壊検査程度に応じた品質係数を掛けた値とする。

(注2) 継手の効率についてはクラス3管（JSME PVD-3110）の規定によりJSME PVD-3110に定められたものを用いることとし、以下のとおりである。

JSME 表PVD-3110-1 継手効率の値

継手の種類	効率	
	日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版（2013年追補を含む。））（JSME S NB1-2012/2013）」（以下「溶接規格」という。）N-7100(1)1項の規定に準じて放射線透過試験を行い、同規格(2)1項の規定に適合するもの	その他のもの
突合せ両側溶接、裏当金を使用した突合せ片側溶接(溶接後裏当金を取り除いたものに限る)及びこれらと同等以上の効果が得られる方法による溶接	1.00	0.70
裏当金を使用した突合せ片側溶接(溶接後裏当金を取り除いたものを除く)	0.90	0.65
裏当金を使用しない突合せ片側溶接	0.60	0.60
両側全厚すみ肉重ね溶接	0.55	0.55
プラグ溶接を行う片側全厚すみ肉重ね溶接	0.50	0.50
プラグ溶接を行わない片側全厚すみ肉重ね溶接	0.45	0.45

ただし、品質係数が1未満となる場合は、継手効率は1.00とする。

2.1.2 強度計算方法

ここでは、クラス3管の計算上必要な厚さ計算の方法を示す。

材料の許容引張応力は、材料規格 Part3 第1章 表3に応じた値の管の最高使用温度に応じた値を用いる。材料規格 Part3 第1章 表3記載の温度の中間の値の場合は比例法を用いて計算し、小数点第1位以下を切り捨てた値を用いるものとする。

強度計算はJSMEに基づき適切な裕度を持った許容値を使用して実施することから、強度計算に用いる寸法は公称値を使用する。

(1) 管の厚さ計算 (JSME PPD-3411)

管の厚さは、以下の計算式により求められる計算上必要な厚さ以上であること
を示して、強度に対する要求事項に適合することを確認する。

区分	適用規格番号	計算式
内圧を受ける管	JSME PPD-3411(1)	$t = \frac{P \cdot D_0}{2S \cdot \eta + 0.8P}$ (注)

(注) 繰手効率 η は、前述する2.1.1(1)項 (注2) のJSME 表PPD-3110-1の値を用いる。

3. 強度計算書のフォーマット

3.1 強度計算書のフォーマットの概要

強度計算書のフォーマットは、管の種類及び構造について下記3.3項のフォーマットを必要に応じて組み合わせるものとし、フォーマット中に計算に必要な条件及び結果を記載する。

3.2 記載する数値に関する注意事項

フォーマットに挙げた諸元のうち、計算に使用しないものや計算結果のないものは、計算結果表の欄に として記載する。

3.3 強度計算書のフォーマット

強度計算書のフォーマットは、以下のとおりである。

FORMAT-1 管の厚さ計算結果

FORMAT-1

管の厚さ計算結果

設備区分		施設		設備			クラス3管	
番号	最高使用 圧 力 (MPa)	最高使用 温 度 (°C)	材 料	許容引張応力 S (MPa)	外 径 D _o (mm)	継手の効率 η	計算上 必要な厚さ t (mm)	管の厚さ (最小厚さ) (mm)
評 價 :								

資料 7－3 強度計算書の概要

目 次

頁

1. 概要	M3-添7-3-1
-------------	-----------

1. 概要

本資料は、クラス3機器が十分な強度を有することの確認結果を示すものであり、以下の資料により構成されている。

資料7-3-1 クラス3管の強度計算書

資料 7-3-1 クラス 3 管の強度計算書

目 次

頁

1. 放射性廃棄物の廃棄施設のクラス3管の強度計算書	M3-添7-3-1-1
(1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備のクラス3管の強度計算書	M3-添7-3-1-2

1. 放射性廃棄物の廃棄施設のクラス 3 管の強度計算書

(1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備のクラス3管の強度計算書

1. 気体、液体又は固体廃棄物処理設備のクラス3管の強度計算結果

1.1 管の設計仕様

名 称	最高使用 圧 力 (MPa)	最高使用 温 度 (°C)	外 径 (mm)	厚 さ (mm)	材 料	番 号
气体、 液体又 は固体 廃棄物 処理 設備	A廃液蒸発装置 濃縮液出口 ～ 弁(3V-19293A、B)	0.98	95 <small>(注)</small>	34.0 <small>(注)</small>	3.4 SUS316LTP	1

(注) 公称値

1.2 管の厚さ計算結果 (1/1) (JSME PPD-3411)

資料8 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目 次

資料 8－1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

資料 8－2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

資料 8－1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目	次	頁
1. 概要		M3-添8-1-1
2. 基本方針		M3-添8-1-1
3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等		M3-添8-1-3
3.1 設計、工事及び検査に係る組織 (組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)		M3-添8-1-3
3.1.1 設計に係る組織		M3-添8-1-4
3.1.2 工事及び検査に係る組織		M3-添8-1-4
3.1.3 調達に係る組織		M3-添8-1-4
3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査		M3-添8-1-7
3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用		M3-添8-1-7
3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査		M3-添8-1-7
3.3 設計に係る品質管理の方法		M3-添8-1-10
3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化		M3-添8-1-10
3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		M3-添8-1-10
3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証		M3-添8-1-12
3.3.4 設計における変更		M3-添8-1-22
3.4 工事に係る品質管理の方法		M3-添8-1-22
3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施 (設計3)		M3-添8-1-22
3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施		M3-添8-1-23
3.5 使用前事業者検査の方法		M3-添8-1-24
3.5.1 使用前事業者検査での確認事項		M3-添8-1-24
3.5.2 使用前事業者検査の計画		M3-添8-1-25
3.5.3 検査計画の管理		M3-添8-1-28
3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理		M3-添8-1-28
3.5.5 使用前事業者検査の実施		M3-添8-1-28
3.6 設工認における調達管理の方法		M3-添8-1-33
3.6.1 供給者の技術的評価		M3-添8-1-33
3.6.2 供給者の選定		M3-添8-1-33
3.6.3 調達製品の調達管理		M3-添8-1-33
3.6.4 請負会社他品質監査		M3-添8-1-37
3.6.5 設工認における調達管理の特例		M3-添8-1-37
3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ		M3-添8-1-38

3.7.1 文書及び記録の管理	M3-添8-1-38
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ	M3-添8-1-42
3.8 不適合管理	M3-添8-1-42
4.適合性確認対象設備の施設管理	M3-添8-1-43
4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全	M3-添8-1-43
4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備	M3-添8-1-43
4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設 又は可搬の設備	M3-添8-1-43
4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全	M3-添8-1-43
 様式-1 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）	M3-添8-1-45
様式-2(1/2) 設備リスト（例）（設計基準対象施設）	M3-添8-1-46
様式-2(2/2) 設備リスト（例）（重大事故等対処設備）	M3-添8-1-47
様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）	M3-添8-1-48
様式-4(1/2) 施設と条文の対比一覧表（例）（設計基準対象施設）	M3-添8-1-49
様式-4(2/2) 施設と条文の対比一覧表（例）（重大事故等対処設備）	M3-添8-1-50
様式-5 設工認添付書類星取表（例）	M3-添8-1-51
様式-6 各条文の設計の考え方（例）	M3-添8-1-52
様式-7 要求事項との対比表（例）	M3-添8-1-53
様式-8 基準適合性を確保するための設計結果 と適合性確認状況一覧表（例）	M3-添8-1-54
様式-9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード 及び実績（設備関係）（例）	M3-添8-1-55
 添付1 当社におけるグレード分けの考え方	M3-添8-1-56
添付2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての 基本的な考え方	M3-添8-1-65
添付3 設工認における解析管理について	M3-添8-1-67
添付4 当社における設計管理・調達管理について	M3-添8-1-74

1. 概要

本資料は、設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）に基づき、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画、並びに、工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。

2. 基本方針

本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。

(1) 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画

「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの方針により行った管理の具体的な実績を、様式-1「本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）」（以下「様式-1」という。）に取りまとめる。

- a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成
- b. 前項aで作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計（作成した条文ごとの基本設計方針に対し、工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合に必要な設備の設計を含む。）

これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計・開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画

「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請（届出）時点で設置されている設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を、様式－1に取りまとめる。

工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係（使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏ました全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(3) 設工認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。

(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動

設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制のもとで実施するため、上記以外の責任と権限、原子力の安全の確保の重視、必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、「美浜発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に従った管理を実施する。

また、当社の品質保証活動は、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動と一体

となった活動を実施している。

3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。

また、特定重大事故等対処施設にかかる秘密性を保持する必要がある情報については以下の管理を実施する。

(1) 秘密情報の管理

「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」（平成 26 年 9 月 18 日原子力規制委員会）及び同ガイドを用いて作成した情報を含む文書（以下「秘密情報」という。）については、秘密情報の管理に係る管理責任者を指定し、秘密情報を扱う者（以下「取扱者」という。）の名簿での登録管理を実施する。また、秘密情報を含んだ電子データは取扱者以外の者のアクセスを遮断するためパスワードの設定等を実施する。

(2) セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理

上記(1)以外の特定重大事故等対処施設に関する情報を含む文書については、業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理する。また、特定重大事故等対処施設に係る調達の際、当該情報を含む文書等について業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理することを要求する。

以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

設工認に基づく設計、工事及び検査は、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

また、設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」）、工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。

第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。

各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。

設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織

内外や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。

3.1.1 設計に係る組織

設工認に基づく設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1に取りまとめる。

3.1.2 工事及び検査に係る組織

設工認に基づく工事は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。

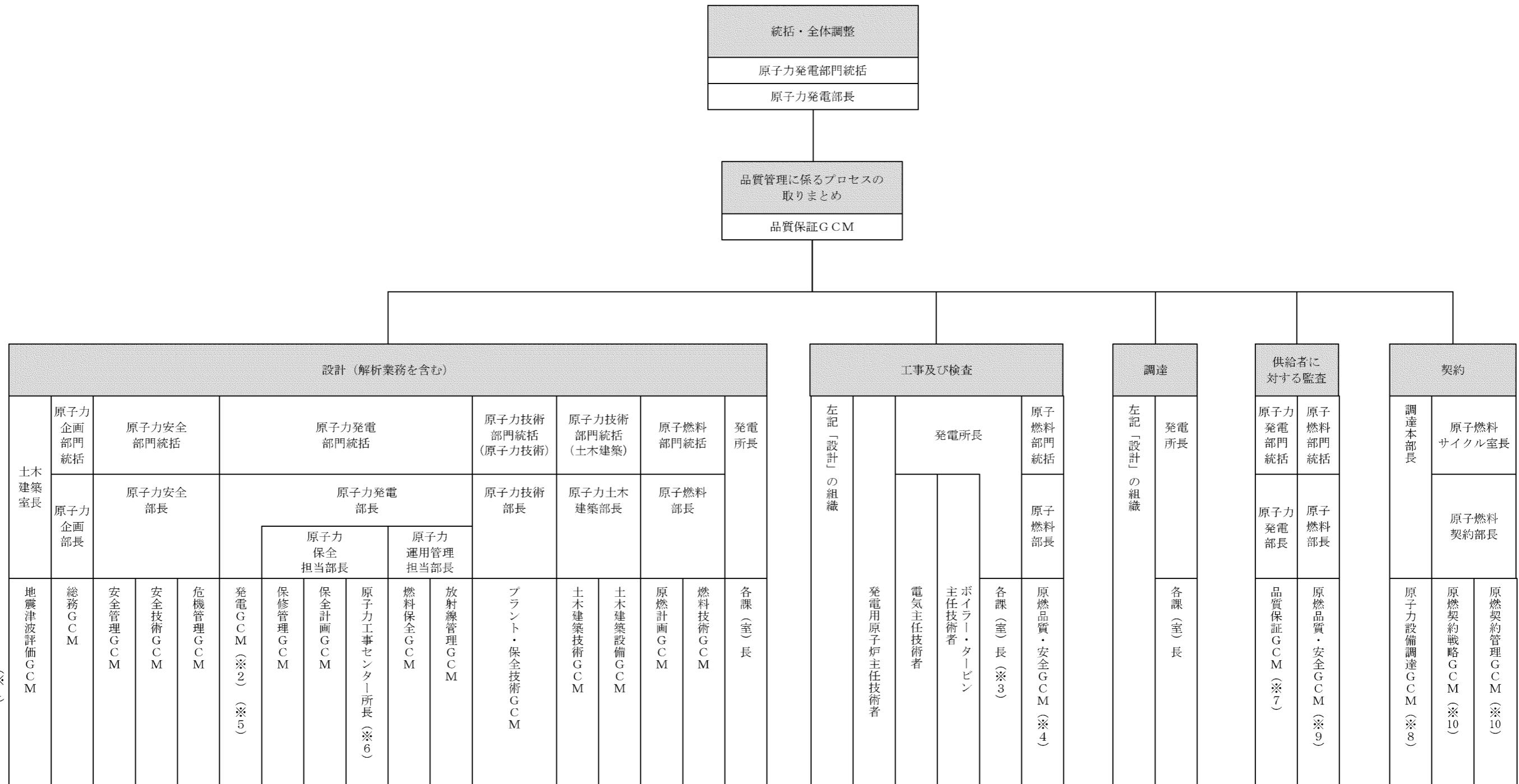
設工認に基づく検査は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する組織として実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。

3.1.3 調達に係る組織

設工認に基づく調達は、第3.1-1表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。



※1 : 「G」は「グループ」、「CM」は「チーフマネジャー」をいう。

※2 : 検査(主要な耐圧部の溶接部、燃料体を除く。)に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長(発電所組織においては、技術課長とする。)

※3 : 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長

※4 : 燃料体検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長

※5 : 設工認申請(届出)書の提出手続きを主管する箇所の長

※6 : 設工認申請(届出)書の取りまとめを主管する箇所の長(設計における変更において原子力工事センター所長が設計を主管する箇所とならない場合は、当該変更に係る設計を主管する箇所の長の代表者とする。)

※7 : 定期的な請負会社品質監査以外の監査においては、各GCM、センター所長又は各課(室)長

※8 : これ以外の箇所で行う契約においては、各GCM、センター所長又は各課(室)長

※9 : 原子燃料関係の調達先の監査

※10 : 原子燃料関係の契約

第3.1-1図 適合性確認に関する体制表

第3.1-1表 設計及び工事の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.3	設計に係る品質管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 保全計画課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ
3.4 3.5	工事に係る品質管理の方法 使用前事業者検査の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 品質保証室 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 発電室 発電所 保全計画課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ
3.6	設工認における調達管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ

3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査

3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認における設計は、設工認申請（届出）時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し、第3.2-1表に示す「設工認における設計、工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。

この設計は、設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）に示すグレード分けに従い管理を実施する。

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。

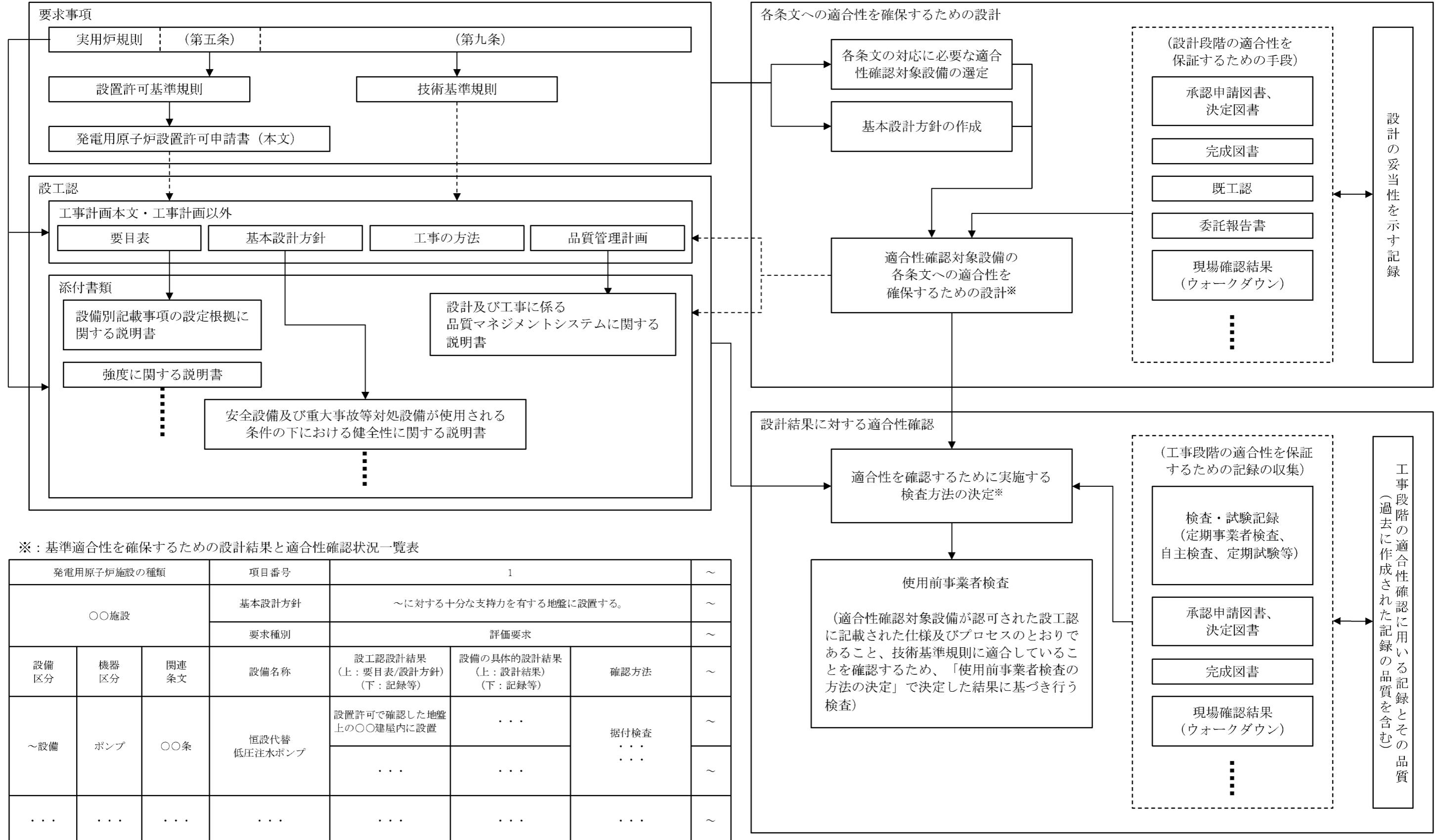
また、適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第3.2-1図に示す。

なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）手続きが不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、第3.1-1表に示す設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。



第3.2-1図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり

第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要
設計	3.3 設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1) ※ 基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2) ※ 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4 ※ 設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1 ※ 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1 使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること
	3.5.2 使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3 検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5 使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認
調達	3.6 設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理

※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

3.3 設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」及び「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確にする。

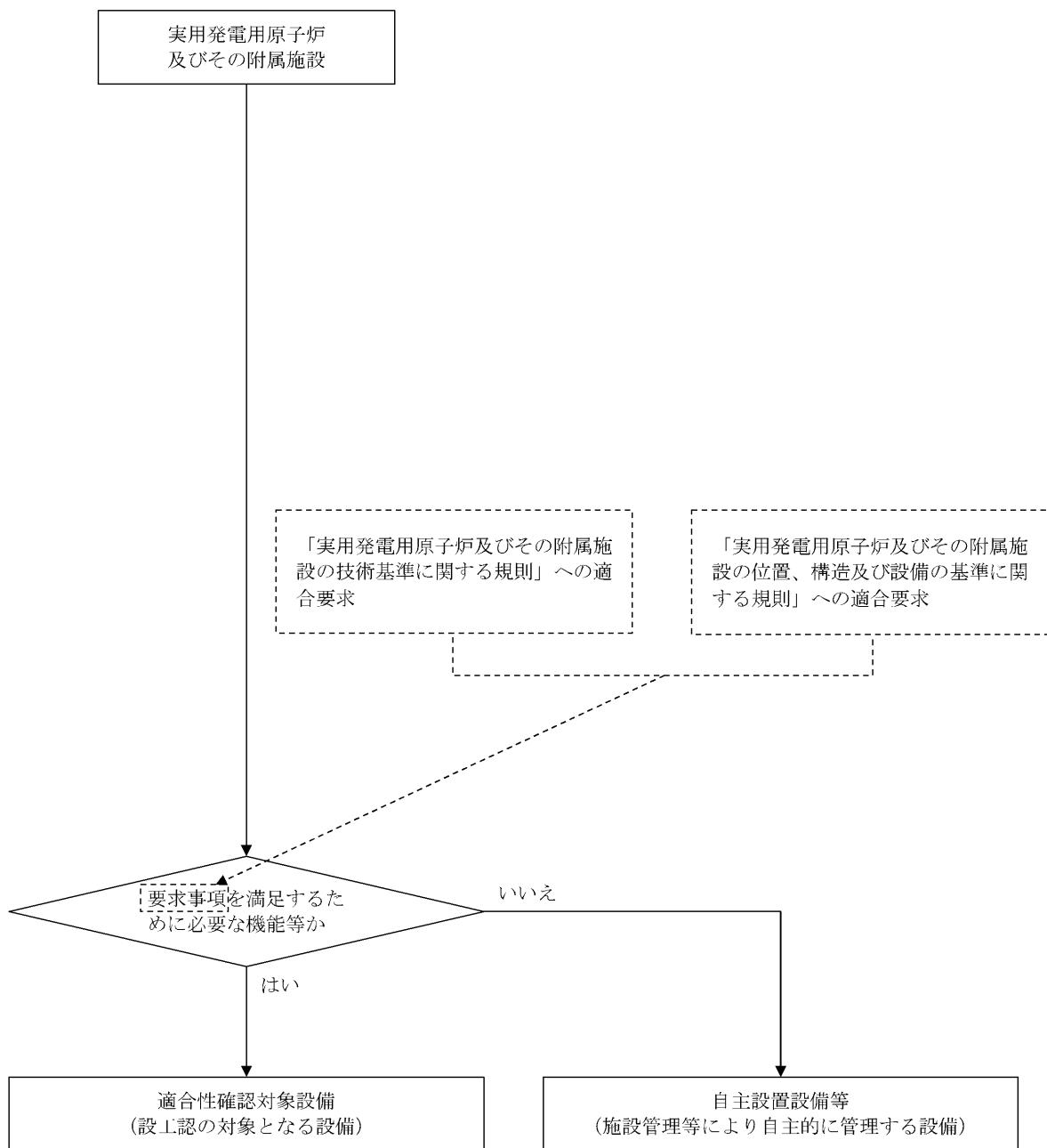
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号）」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された「美浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書」（以下「設置変更許可申請書」という。）
- ・技術基準規則
また、必要に応じて以下を参照する。
 - ・許可された設置変更許可申請書の添付書類
 - ・設置許可基準規則の解釈
 - ・技術基準規則の解釈

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。

適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。

抽出した結果を様式-2(1/2)～(2/2)「設備リスト（例）」（以下「様式-2」という。）の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設、要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則 別表第二の記載対象設備に該当の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則 別表第二に関連する施設区分／設備区分及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無を明確にする。



第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について

3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

- ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。
- ・「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。
- ・「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。
- ・「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果について、検証を実施する。

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計1）

設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。

- (a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果との理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）」（以下「様式-3」という。）の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。
- (b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4(1/2)～(2/2)「施設と条文の対比一覧表（例）」（以下「様式-4」という。）の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。
- (c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を実用炉規則別表第二の設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表（例）」（以下「様式-5」という。）で機器として整理する。

また、様式－4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式－5で整理する。

b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。

なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。

- (a) 様式－7「要求事項との対比表（例）」（以下「様式－7」という。）に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。
 - (b) 基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの設工認申請（届出）書の添付書類作成の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式－6「各条文の設計の考え方（例）」（以下「様式－6」という。）に取りまとめる。
 - (c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式－7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式－6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式－4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。
 - (d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請（届出）書の添付書類との関連性を様式－5で明確にする。
- (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

設計を主管する箇所の長は、様式－2で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を

用いて実施する。

a. 基本設計方針の整理

設計を主管する箇所の長は、基本設計方針（「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」参照）に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。

- (a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。
- (b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。
- (c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。
- (d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）」（以下「様式-8」という。）の「基本設計方針」欄に整理する。
- (e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。
 - ・定義（基本設計方針で使用されている用語の説明）
 - ・冒頭宣言（設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの）
 - ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針（既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針）
 - ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針（当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針）

b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（対象設備の仕様を含む。）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。

また、具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。

- (a) 第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針（要求機

能、性能目標、防護方針等を含む。) を定めるための設計を実施する。

- (b) 様式-6で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。

イ. 評価を行う場合

詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。

また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。

ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。

ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。

ニ. 他号機と共に用する設備の設計を行う場合

他号機と共に用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に実施し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。

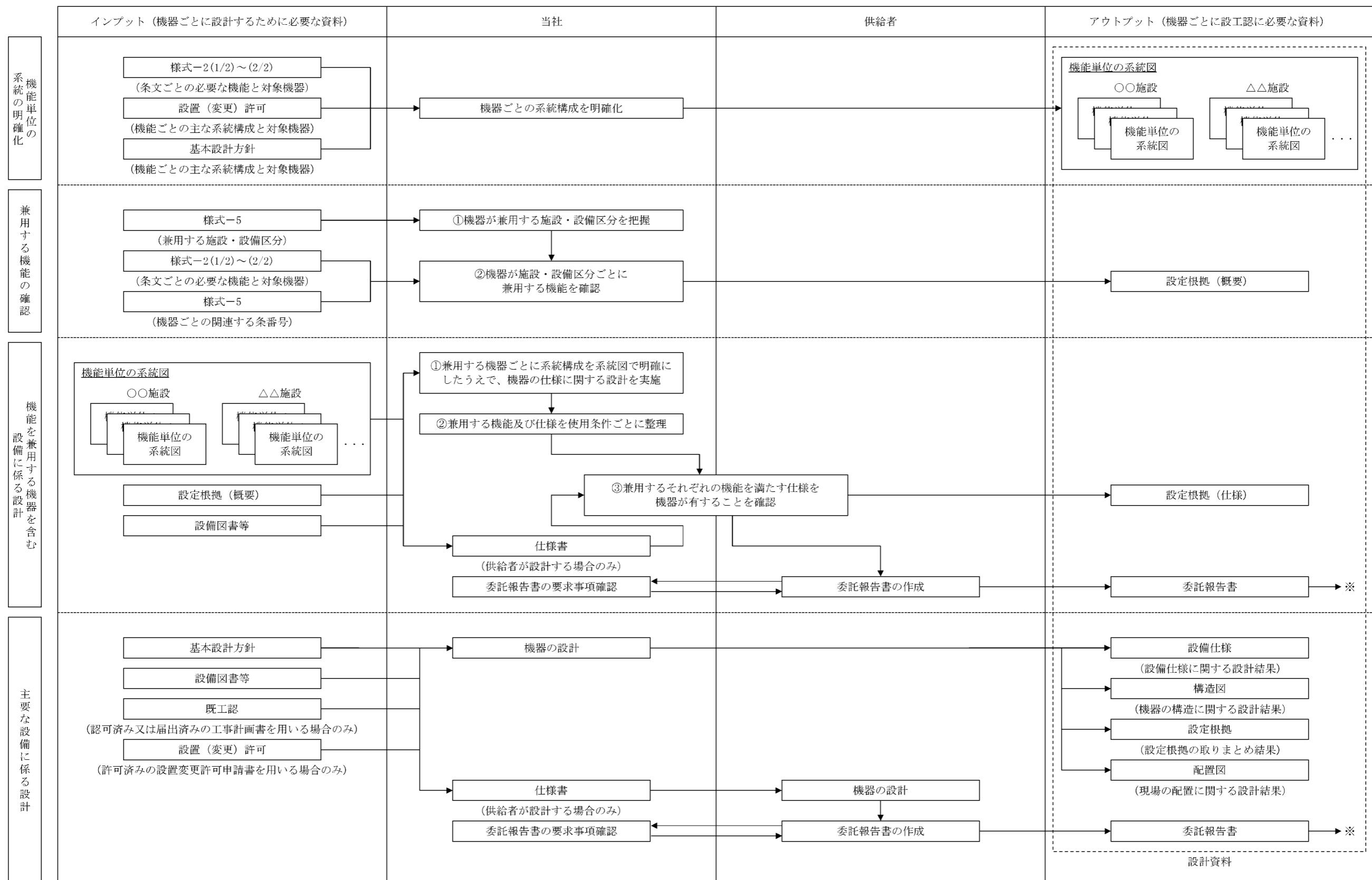
上記イ～ニの場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。

また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に整理する。

- (c) 第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。

第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主な設計事項と
その妥当性を示すための記録との関係

要求種別			主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録
設備	設計要求	設置要求	目的とする機能・性能を有する設備の選定	目的とする機能・性能を有する設備の選定 配置設計 等
		機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	設置変更許可申請書の記載を基にした、実際に使用する系統構成・設備構成の決定 等
		評価要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様	仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて） 等
			対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれにに基づく評価	仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合していることの確認のための解析（耐震評価、耐環境評価） 等
運用	運用要求		保安規定で定める必要がある運用方法とそれにに基づく計画	維持又は運用のための計画の作成 —



※：委託報告書の図面等を設計のインプットとして使用する場合は、当社が承認したのち、設備図書等として取り扱う。
 また、供給者が工事にて設計を実施した場合は、委託報告書を総括報告書に読み替える。

第3.3-2 図 主要な設備の設計

c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。

(a) 調達による解析の管理

基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。

イ. 調達による解析

調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成26年3月 一般社団法人原子力安全推進協会）」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制のもとで解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。

なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付3「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。

(イ) 解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務実施計画書等により文書化する。

なお、解析業務の計画には、以下に示す事項の計画を明確にする。

- ・解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。）
- ・使用する計算機プログラムとその検証結果*

*：解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラム検証後にその結果を当社へ提出させる。

- ・解析業務の実施体制
- ・解析結果の検証
- ・委託報告書の確認
- ・解析業務の変更管理

- ・記録の保管管理

- (ロ) 解析業務に係る必要な力量を定めるとともに、従事する要員（原解析者・検証者）は必要な力量を有した者とする。

- ロ. 計算機プログラム（解析コード）の管理

計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。

- ・簡易的なモデルによる解析解の検算
- ・標準計算事例を用いた解析による検証
- ・実験又はベンチマーク試験結果との比較
- ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 等

- ハ. 解析業務で用いる入力情報の伝達

当社は供給者に対し調達管理に基づく品質マネジメントシステム上の要求事項として、ISO9001の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求する。

これにより、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。

また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。

- ニ. 入力根拠の作成

供給者に、解析業務実施計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした入力根拠書を作成させ、また計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。

- (b) 手計算による自社解析

自社で実施する解析（手計算）は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。

また、実施した解析結果に間違이がないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」で取りまとめた様式-8を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット（「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

(4) 設工認申請（届出）書の作成

設計を主管する箇所の長は、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。

a. 要目表の作成

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実用炉規則別表第二の「記載すべき事項」の要求に従って、必要な事項（種類、主要寸法、材料、個数等）を設備ごとに表（要目表）又は図面等に取りまとめる。

b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二に示された発電用原子炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。

また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。

c. 工事の方法の作成

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。

d. 各添付書類の作成

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果、及び設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、実用炉規則別表第二に示された添付書類を作成する。

なお、実用炉規則別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム（解析コード）の概要」を作成する。

e. 設工認申請（届出）書案のチェック

設計を主管する箇所の長は、設工認申請（届出）書の取りまとめを主管する箇所の長が定めた作成分担に基づき、作成した設工認申請（届出）書案について、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。

- (a) 設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。
- (b) コメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。
- (c) 設計対象の追加または変更をした場合は、関連書類の整合が取られていることをチェックする。
- (d) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請（届出）書案のチェックを完了する。

(5) 設工認申請（届出）書の承認

「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請（届出）書案のチェック」を実施した設工認申請（届出）書案について、設工認申請（届出）書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が

作成した資料のチェックが確実に実施されたことを確認した上で取りまとめ、原子力発電安全委員会（原子力発電安全運営委員会）へ付議し、審議及び確認を得る。

また、設工認申請（届出）書の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全委員会（原子力発電安全運営委員会）の審議及び確認を得た設工認申請（届出）書について、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きを承認する。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果（既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認することを含む。）を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

(1) 自社で設計する場合

本店組織又は発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。

(2) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合

本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施

する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

(3) 「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ調達管理として「設計3」を管理する場合

発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

(4) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ調達管理として「設計3」を管理する場合

本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、本店組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。

また、設工認に基づき設置する設備のうち、既に工事を着手し設置を終えている設備については、以下のとおり取り扱う。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお、この工事の中で適合性確認を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で実施する。

3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「検査・試験通達」に従い、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を設工認品質管理計画の第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。

②については工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。

また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録（工事実施箇所が採取した記録・ミルシート等。）の信頼性確認（記録確認検査や抜取検査の信頼性確保）を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」で実施した設計1、2及び設計3のアウトプットに対する妥当性を確認するための方法を様式-8に整理し、使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに第3.5-1表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8に示された「設工認設計結果（要目表／設計方針）」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。

(1) 使用前事業者検査の方法の決定

検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに定めた第3.5-1表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目の考え方を使って、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。第3.5-1表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第3.5-2表に示す。

- a. 様式-8の「設工認設計結果（要目表／設計方針）」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。
- b. 決定された検査項目より、第3.5-2表に示す「検査項目、検査概要、判定基準の考え方について（代表例）」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。
- c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。
 - (a) 検査項目
 - (b) 検査方法

第 3.5-1 表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目
設備	設計要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。 据付検査 状態確認検査 外観検査
		機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査
			系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。 据付検査 状態確認検査 耐圧検査
			上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が發揮できることを確認する。 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査
	評価要求		解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。 内容に応じて、設置要求、機能要求の検査を適用
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査

第3.5-2表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について（代表例）

検査項目	検査概要	判定基準の考え方
材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格 ^{※1,2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。
寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。
外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。
据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおりに設置されていること。
耐圧検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。
漏えい検査	・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいのないこと。
建物・構築物構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格 ^{※1,2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。
機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能のこと。
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録（工場での試験記録等を含む。）又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備又は計測制御設備について、ロジック確認、インターロック確認及び警報確認等を行い、設備の機能・性能又は特性を、記録又は目視により確認する。	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。
	・外観検査 建物、構築物、非常用電源設備等の完成状態を、記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 ・設工認に記載のとおりに設置されていること。
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を、記録（工場での校正記録等を含む。）又は目視により確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。
状態確認検査	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が、設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が適切であること。
	・評価要求に対するインプット条件（耐震サポート等）との整合性確認を、記録又は目視により確認する。	・評価条件を満足していること。
	・運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。	・運用された手順が整備され、利用できること。
基本設計方針に係る検査 ^{※3}	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。
QA検査	・事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	・事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。

※1：消防法及びJIS

※2：設計の際に採用した適用基準又は適用規格

※3：基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項を対象とする。

3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整の上、発電所全体の主要工程及び調達先の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

なお、検査計画は、進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。

3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。

3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、「検査・試験通達」に基づき、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

検査を担当する箇所の長は、組織的独立した箇所に検査の実施を依頼する。

(2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、第3.5-1図を参考に検査要領書で明確にする。

なお、検査における役務は、以下のとおりとする。

a. 総括責任者

- ・発電所における保安に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。（燃料体に係る検査を除く。）
- ・燃料体の工事に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。（燃料体に係る検査に限る。）

b. 主任技術者

- ・検査内容、手法等に対して指導・助言を行うとともに、検査が適切に行われていることを確認する。

- ・検査要領書制定時の審査並びに検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を審査する。
 - ・発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。
 - ・ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用（電気的設備に係るものと除く。）に関する保安の監督を行う。
 - ・電気主任技術者は、主に電気設備の構造、機能及び性能に係る事項等、電気工作物の工事、維持及び運用（電気的設備）に関する保安の監督を行う。
- c. 品質保証責任者
- ・品質マネジメントシステムの観点から、検査範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを審査する。（QA検査を除く。）
- d. 検査実施責任者
- ・検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき検査を実施する。
 - ・検査要領書を制定する。また、検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認、承認し、関係者に周知する。
 - ・検査員から報告された検査結果（合否判定）が技術基準規則に適合していることを最終確認し、若しくは自らが合否判定を実施し、リリース許可する。
- e. 検査員
- ・検査実施責任者からの指示に従い、検査を実施する。
 - ・検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録の確認により合否判定する。
 - ・検査記録及び検査成績書を作成し、検査実施責任者へ報告する。
- f. 助勢員
- ・検査実施責任者又は検査員からの指示に従い、検査に係る作業を行う。
 - ・検査員の役務内容のうち、合否判定以外を行う。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査・試験通達」に基づき、「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式-8の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。

また、検査を担当する箇所の長は、検査目的、検査場所、検査範囲、設備項目、

検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、検査手順、検査工程、検査用測定機器、検査成績書の事項等を記載した検査要領書を作成し、主任技術者（燃料体に係る検査を除く。）及び品質保証責任者（QA検査は除く。）の審査を経て検査実施責任者が制定する。

なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にするとともに、適合性確認対象設備ではない使用前事業者検査の対象を明確にする。

各検査項目における代替検査を行う場合、「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4) 代替検査の確認方法の決定

a. 代替検査の条件

代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。

- ・耐圧検査で圧力を加えることができない場合
- ・構造上外観が確認できない場合
- ・系統に実注入ができない場合
- ・電路に通電できない場合
- ・当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）※

※：「当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）」とは、以下の場合をいう。

- ・材料検査で材料検査証明書（ミルシート）がない場合
- ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合

b. 代替検査の評価

検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による審査を経て適用する。

なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。

- ・設備名称

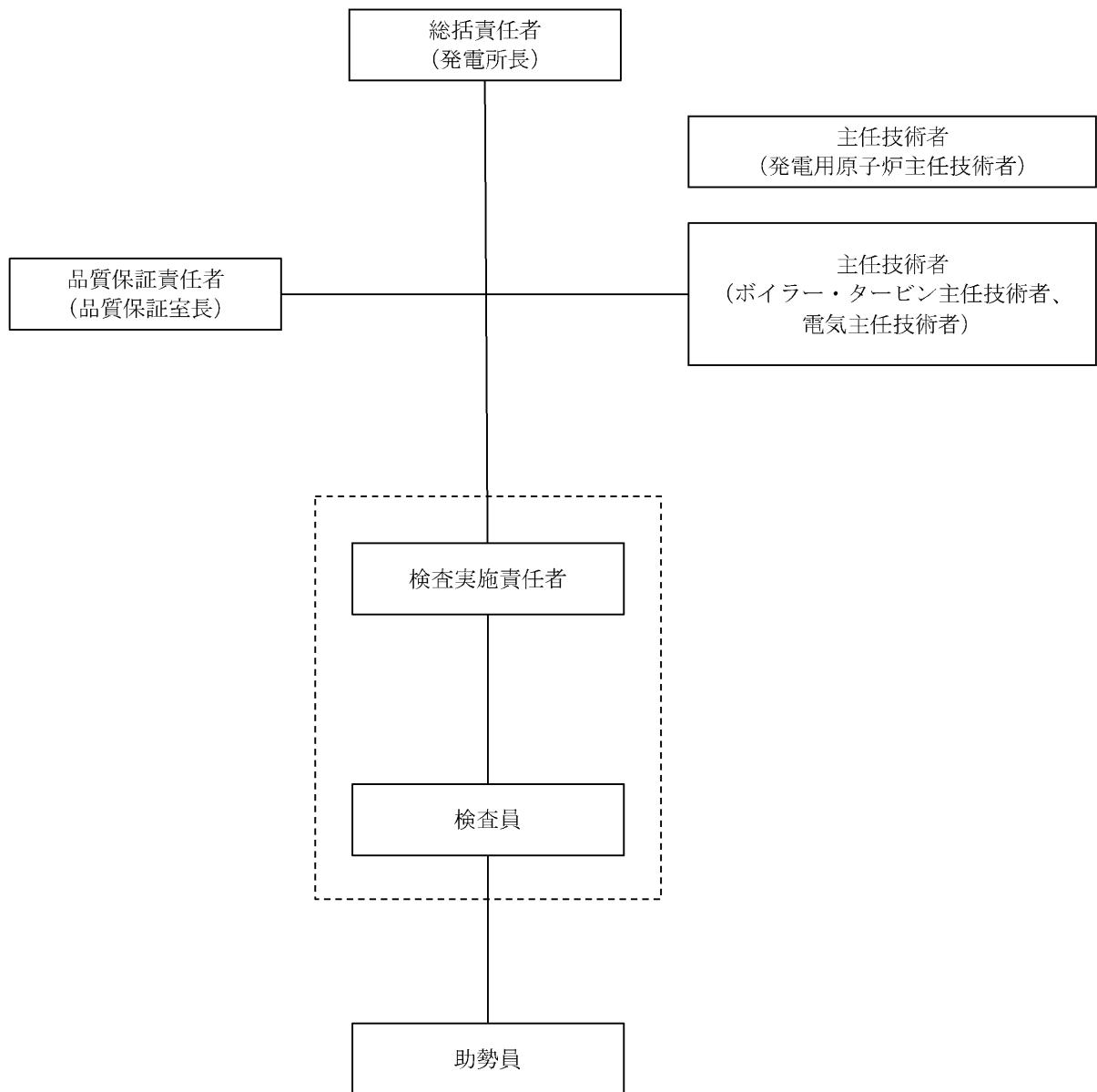
- ・検査項目
- ・検査目的
- ・通常の方法で検査ができない理由
 - (例) 既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすための困難性
 - 現状の設備構成上の困難性
 - 作業環境における困難性 等
- ・代替検査の手法及び判定基準
- ・検査目的に対する代替性の評価

(5) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査員等を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで使用前事業者検査を実施し、その結果を検査を担当する箇所の長に報告する。

報告を受けた検査を担当する箇所の長は、検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと、及び検査結果が判定基準を満足していることを確認したのち、検査結果を受領する。

また、検査を担当する箇所の長は、受領した検査結果を主任技術者に通知する(燃料体に係る検査を除く。)とともに、総括責任者に報告する。



破線部は工事を主管する箇所から組織的独立した者

第3.5-1図 検査実施体制（例）

3.6 設工認における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に基づき、以下に示す管理を実施する。

3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。（添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「1. 供給者の技術的評価」参照）

3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響、供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照）を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、当社においては、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、設計管理及び調達管理に係るグレード分けを適用している。

設工認に適用した機器ごとの現行の各グレードに該当する実績は様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）」（以下「様式-9」という。）に取りまとめる。

設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までのグレードごとの流れ、各グレードで実施した各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別図1(1/3)～(3/3)」に示す。

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力の安全に及ぼす影響及び供給者の実績等を考慮し、グレード分けの区分（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照）を明確にした上で、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

また、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器

等として使用するための技術的な評価を行う。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa～oを記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理※する。（「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）

※：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス、Cクラス又は「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、設計・開発を適用する場合は、仕様書の作成に必要な設計として、添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「2. 仕様書作成のための設計について」の活動を実施する。

- a. 工事又は購入に関する機器仕様（グレード分け（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）を含む。）
- b. 供給者が実施する業務範囲
- c. 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する以下の要求事項（出荷許可の方法を含む。）
 - (a) 法令、基準、規格、仕様、図面、プロセス要求事項等の技術文書の引用
 - (b) 当社の承認を必要とする範囲（手順、プロセス等）
 - (c) 適用する法令、基準、規格等への適合性及び技術的な妥当性等を保証するために必要な要求事項
 - (d) グレード分け（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）に応じた性能、機能、設計のインターフェイス、材料・部品、製作、据付、検査・試験、洗浄、保管、取扱い、梱包、運転上の要求事項等の要求の範囲・程度
 - (e) 主要部材の品名・仕様（寸法・材質等）、数量
 - (f) 部材の保存に関する要求事項
 - (g) 検査・試験に関する要求事項
 - (h) 特殊な装置等を取り扱う場合、装置等を安全かつ適正に使用するために必要な設備の機能・取扱方法
 - (i) 設備が安全かつ適正に機能するために必要な運転操作、並びに保守及び保管における注意・考慮すべき事項
- d. 要員の適格性確認に関する要求事項
- e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - (a) 当社が要求する品質マネジメントシステム規格※

※：ISO9001を基本とし、設工認品質管理計画及び保安規定の要求事項及びIAEA基準の特徴、並びにキャスク問題等の不適合反映の要求事項を考慮した、原子力発電所の保修等に係る品質マネジメントシステム仕様をいう。

- (b) 文書・記録に関する要求事項
- (c) 外注先使用時における要求事項
- f. 特殊工程等に関する要求事項
- g. 秘密情報の範囲
- h. 不適合の報告及び不適合の処理に関する要求事項
- i. 健全な安全文化を育成し及び維持するために必要な要求事項
- j. 調達製品を当社に引き渡す場合における調達要求事項への適合の証拠となる記録の提出に関する要求事項
- k. 製品の引渡し後における製品の維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の提供及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する要求事項
- l. 解析業務に関する要求事項（解析委託の管理については、添付3「設工認における解析管理について」参照）
- m. 悪天候における屋外機材の安全確保措置
- n. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- o. 調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることに関する事項

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に従い、業務の実施に当たって必要な図書（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス及びBクラス、「別表1(2/2)」に示すSA常設、及び「別表4」に示す業務委託のグレードI、作業計画書等）を供給者に提出させ、それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確實にするために、グレード分けの区分、調達数量、調達内容等を考慮した調達製

品の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

また、調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を、以下のいずれか1つ以上の方により実施する。

a. 検査・試験

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「検査・試験通達」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。

- ・対象機器名（品名）
- ・検査・試験項目
- ・適用法令、基準、規格
- ・検査・試験装置仕様
- ・検査・試験の方法、手順、記録項目
- ・品質管理員における作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度
- ・準備内容及び復旧内容の整合性
- ・判定基準
- ・検査・試験成績書の様式
- ・測定機器、試験装置の校正
- ・検査員の資格

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。

なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬（購入のみ）については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。

b. 受入検査の実施

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入れに当た

り、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。

c. 記録の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。

d. 報告書の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。

e. 作業中のコミュニケーション等

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。

f. 請負会社他品質監査（「3.6.4 請負会社他品質監査」参照）

3.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

（請負会社他品質監査を実施する場合の例）

・設備：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すAクラス、Bクラス及びCクラスのうち設工認申請（届出）の対象設備並びにSA常設に該当する場合（原則として3年に1回の頻度で実施）

・役務：過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表4」に示すグレードIに該当する場合

また、供給者の発注先（以下「外注先」という。）について、以下に該当する場合は、直接外注先の監査を行う。

・供給者が実施した外注先に対する品質監査、又は更に外注先が実施した外注又は下請会社の品質マネジメントシステム状況が不十分と判断した場合
・トラブル等で必要と認めた場合

3.6.5 設工認における調達管理の特例

設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。

(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3 (1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。

3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

3.7.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「原子力部門における文書・記録管理通達」に基づき管理する。

設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。

(2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。

この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。

当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し、設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。

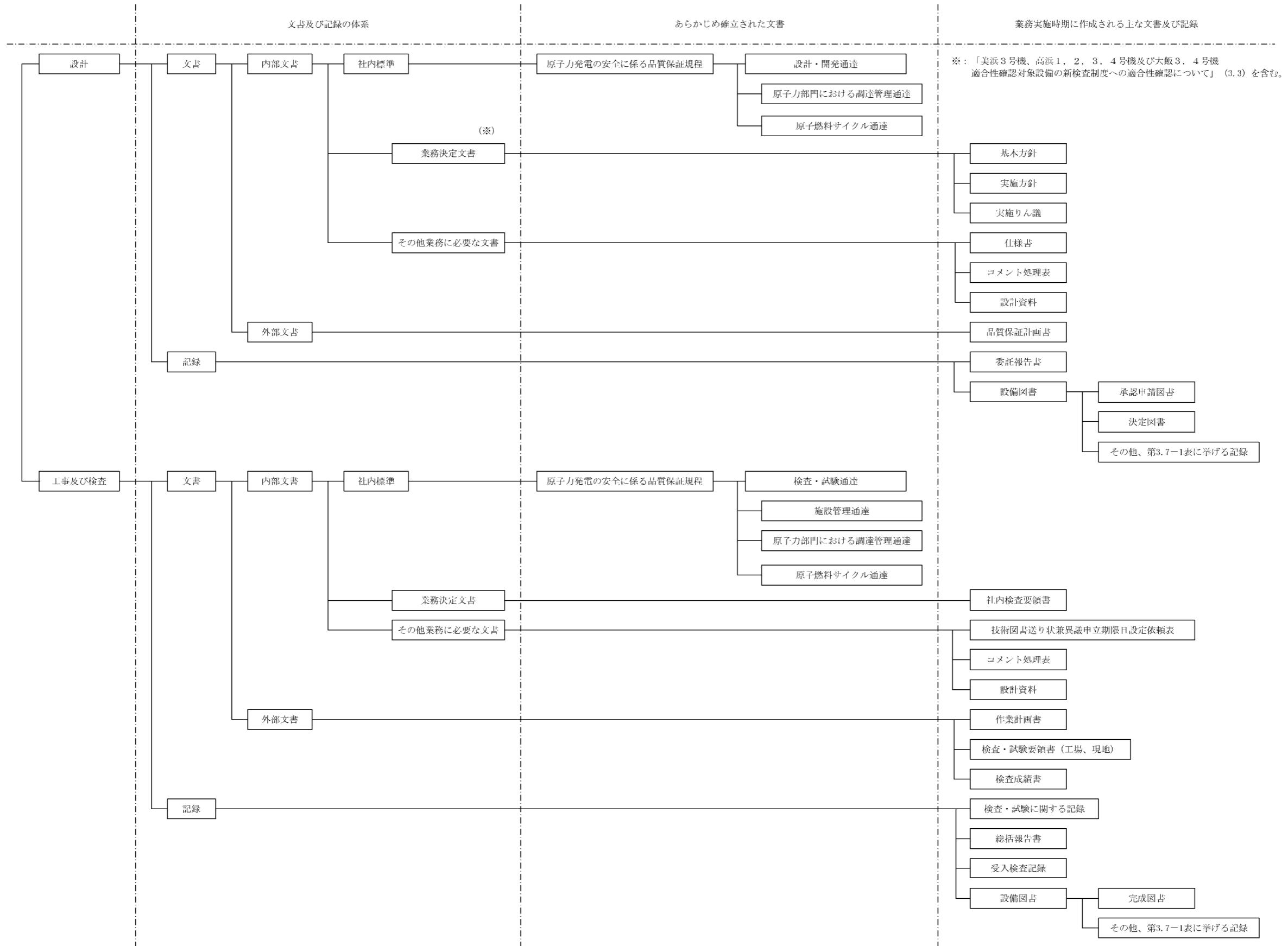
(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。

なお、適合性確認対象設備のうち、既に工事を着手し設工認申請（届出）時点で工事を継続している設備、並びに添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬（購入のみ）の設備に対して記録確認検査を実施する場合は、検査に用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること（型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること。）を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。

第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け

主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け
承認申請図書、決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書
完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設当時から設備の改造等に併せて最新版に管理している図書
既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図書で、当該工事計画に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む。）
委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録（解析結果を含む。）
供給者から入手した文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、検査記録、ミルシート等
製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録



第3.7-1図 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系

3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 計量器の管理

a. 当社所有の計量器の管理

(a) 校正・検証

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。

なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。

(b) 識別管理

i. 計量器管理台帳による識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、計量器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。

なお、計量器が故障等で使用できない場合、使用禁止を計量器管理台帳に記載するとともに、修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。

ii. 有効期限表示ラベルによる識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計量器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、計量器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。

b. 当社所有以外の計量器の管理

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計量器を使用する場合、計量器の管理が適正に行われていることを確認する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。

3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については「不適合管理および是正処置通達」に基づき処置を行う。

4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の工事は、「施設管理通達」の「保全計画の策定」の中の「設計および工事の計画の策定」として、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。また、特定重大事故等対処施設に関わる秘匿性を保持する必要がある情報については、3.(1)、(2)に示す「秘密情報の管理」及び「セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理」を実施している。

施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。

4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全

工事又は検査を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の保全を、以下のとおり実施する。

4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

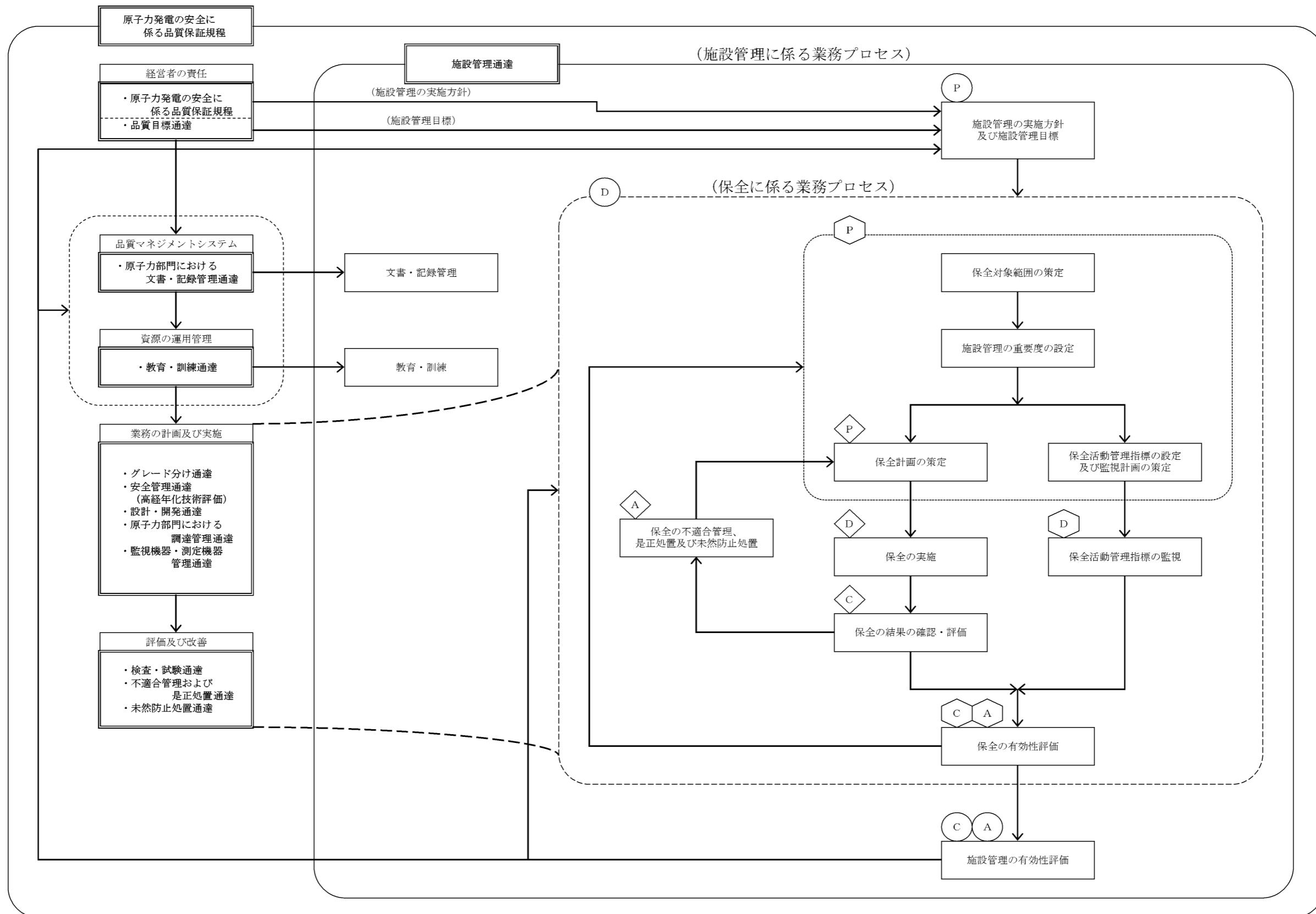
工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡回点検又は日常の保守点検（月次の外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。

4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

設工認の認可後に工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡回点検又は日常の保守点検（月次の外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。

4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。



◇ ◇ ○ : JEAC4209-2007 MC-4 「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

第4-1図 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			実績 (○) ／ 計画 (△)	インプット	アウトプット	他の記録類
		原 子 力 事 業 本 部	発電所	供給者				
設 計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化							
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定							
	3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）							
	3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）							
	3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証							
	3.3.3(4) 設工認申請（届出）書の作成							
	3.3.3(5) 設工認申請（届出）書の承認							
工 事 及 び 検 査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）							
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施							
	3.5.2 使用前事業者検査の計画							
	3.5.3 検査計画の管理							
	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理							
	3.5.5 使用前事業者検査の実施							
	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ							

様式-2(1/2)

設備リスト（例）（設計基準対象施設）

表題は、リスト作成時に具体的な名称に書き換える。
網掛け欄は記載設備に応じて記載する。

設置許可 技術基準 規則	設置許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	設備 ／ 運用	既設 ／ 新設	要求事項に 対して必須の 設備、運用か (○、×)	実用炉規則 別表第二の 記載対象 設備か (○、×)	既工認に 記載がされて いないか (○、×)	必要な対策が (a),(b),(c)*のうち、 どこに対応するか (○、×)	実用炉規則 別表第二に 関連する 施設・設備区分	設置変更許可 申請書 添付書類八 主要設備 記載有無	備考

※:(a)、(b)及び(c)が示す分類は以下のとおり。

- (a):適合性確認対象設備のうち認可済み又は届出済みの設工認に記載されていない設備
- (b):適合性確認対象設備のうち認可済み又は届出済みの設工認に記載されている設備
- (c):適合性確認対象外の設備(自主設置設備等)

様式－2(2/2)

設備リスト(例) (重大事故等対処設備)

表題は、リスト作成時に具体的な名称に書き換える。
網掛け欄は記載設備に応じて記載する。

設置許可基準規則 ／技術基準規則 条 文		技術基準規則及び解釈	設備(既設+新設)	添付八 記載 設備	系統	設備種別		設備 or 運用 設備:○ 運用:×	詳細設計に関する事項					フローに による分類※	実用炉規則別表第二に 関連する施設・設備区分	今後の設工認記載分類※ ○:要目+基本設計方針+ 関連添付 △:基本設計方針	
既設 新設	常設 可搬					既工認に 記載されて いるか？	既工認に 記載有:○ 記載無:×		使用目的が DBEと 異なるか？	使用条件が DBEと 異なるか？	重大事故 クラスが DBEと 異なるか？						

※:①、②、③及び④が示す分類は以下のとおり。

①:新設の設工認可対象(要目表に記載)

②:既設のうち使用目的変更・使用条件変更・機器クラスアップのいずれかを伴う設工認可対象(要目表に記載)

③:既設のうち使用目的変更・使用条件変更・機器クラスアップのいずれも伴わない設工認可対象(要目表に記載)

④:実用炉規則別表第二の記載要求事項のうち要目表に該当しない設工認可対象設備(基本設計方針のみに記載)

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）

技術基準規則 第〇〇条（〇〇〇〇〇）		条文の分類	
対象施設 原子炉本体 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理施設 原子炉格納施設	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈		
	適用要否 判断 (○□△)	理由	備考
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 常用電源設備 補助ボイラー 火災防護設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備 非常用取水設備 敷地内土木構造物 緊急時対策所			
第7、13条への対応に必要となる施設 (原子炉冷却系統施設)			
【記号説明】		○：条文要求に追加・変更がある。又は追加設備がある。 □：保安規定等にて維持・管理が必要な追加設備がある。 △：条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。	

施設と条文の対比一覧表（例）（設計基準対象施設）

条文	総則			設計基準対象施設																																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
適用範囲	定義	特殊な設計	地震	津波	外部衝撃	立ち入り防止	不法侵入	急傾斜地	火災	溢水	避難通路	安全設備	設計基準対象施設	全交流電源喪失	材料構造	破壊の防止	流体振動	安全弁	耐圧試験片	炉心等	熱遮蔽材	一次冷却材	燃料取扱設備	バウンドアーリス装置	一次冷却材処理装置	逆止め弁	蒸気タービン	非常用炉心冷却設備	循環設備	計測装置	安全保護装置	反応堆制御	制御棒	原子炉制御室	廻棄物処理設備	廻棄物貯蔵設備	汚染の防止	生体遮蔽	換気設備	原子炉格納施設	保安電源設備	緊急時対策所	警報装置等	準用					
分類 原子炉施設の種類	—	—	—	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通
原子炉本体																																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設																																																	
原子炉冷却系統施設																																																	
計制御系統施設																																																	
放射性廻棄物の廻収施設																																																	
放射線管理施設																																																	
原子炉格納施設																																																	
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備																																																
	常用電源設備																																																
	補助ボイラー																																																
	火災防護設備																																																
	浸水防護施設																																																
	捕機駆動用燃料設備																																																
	非常用取水設備																																																
	敷地内土木構造物																																																
	緊急時対策所																																																
第7、13条への対応に必要となる施設 (原子炉冷却系統施設)	○ 条文要求に追加・変更がある。又は追加設備がある。	△ 条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。	□ 保険規定等にて維持・管理が必要な追加設備がある。																																														
【記号説明】	○	△	□																																														

施設と条文の対比一覧表（例）（重大事故等対処設備）

		重大事故等対処施設																													
条文	地盤	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
		地震	津波	火災	特重設備	重大事故等対処設備	材料構造	破壊の防止	安全弁	耐圧試験	未臨界	高圧時の冷却	バウンダリの減圧	低圧時の冷却	最終ヒートシング	CV冷却	CV過圧破損防止	下部溶融炉心冷却	CV水素爆発	原子炉建屋水素爆発	SFP冷却	放出抑制	水の供給	電源設備	計装設備	原子炉制御室	監視測定設備	緊急時対策所	通信	準用	
原子炉施設の種類	分類	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通		
原子炉本体																															
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設																															
原子炉冷却系統施設																															
計測制御系統施設																															
放射性廃棄物の廃棄施設																															
放射線管理施設																															
原子炉格納施設																															
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備																														
	常用電源設備																														
	補助ボイラー																														
	火災防護設備																														
	浸水防護施設																														
	補機駆動用燃料設備																														
	非常用取水設備																														
	敷地内土木構造物																														
	緊急時対策所																														
【記号説明】		○: 条文要求に追加・変更がある。又は追加設備がある。 △: 条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。 □: 保安規定等にて維持・管理が必要な追加設備がある。 -: 条文要求を受ける設備がない。																													

設工認添付書類星取表（例）

各条文の設計の考え方（例）

第〇条 (○○○○○)								
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方								
No.	基本設計方針で記載する 事項	設工認資料作成の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	添付書類					
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	添付書類					
4. 添付書類等								
No.	書類名							

要求事項との対比表（例）

技術基準規則	設工認申請（届出）書 基本設計方針	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付資料八	備 考

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）

発電用原子炉施設の種類			項目番号	〇〇条					
			基本設計方針						
			要求種別						
設備区分	機器区分	関連条文	設備名称	設計認設計結果 (上:要目表/設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設計認設計結果 (上:要目表/設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法
技術基準要求設備 (要目表として記載要求のない設備)									

様式-9

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）

施設区分／設備区分／機器区分	名 称	グレードの区分					工事の区分	該当する業務区分*			備 考
		A、B クラス	C クラス	SA 常設	SA可搬			業務区分 I	業務区分 II	業務区分 III	
					工事等 含む	購入 のみ	画保 →安 7規 .定 3品 質マ 設計 ネジ 開発」 のシ ント の適 用テ ム 計				

※：「業務区分 I ~III」とは添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「1.2(1)~(3)」をいう。

当社におけるグレード分けの考え方

当社では業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、グレード分けの考え方を適用している。

設計管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」）及び調達管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」）に係るグレード分けについては以下のとおりである。

なお、平成25年7月に施行された新規制基準を見据えて、平成25年3月に重大事故等対処設備に対する重要度の考え方を策定し運用を開始した。（別表1(2/2)参照）

1. 当社におけるグレード分けの考え方と適用

設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方とその適用については、以下のとおりである。

1.1 設備の設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方

当社における設備の設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方は、「グレード分け通達」に規定しており、その内容を別表1(1/2)～(2/2)に示す。

なお、解析単独の調達の場合については、役務の調達として管理し、供給者に対する品質マネジメントシステム上の要求事項にグレード分けを適用している。

1.2 設備の設計・調達の各段階におけるグレードの適用

設備の設計・調達の各段階において「施設管理通達」、「設計・開発通達」、「原子力部門における調達管理通達」、「検査・試験通達」及び「原子燃料サイクル通達」並びに業務決定文書「シビアアクシデント対策設備に係る品質管理活動および保全活動の基本的な考え方」に基づき、別表1(1/2)～(2/2)のグレードに応じた品質保証活動を適用しており、その内容を別表2に示す。

また、設備の設計・調達の業務の流れを、別表2に基づき以下の3つに区分する。

(1) 業務区分 I

Aクラス、Bクラス、Cクラス又はSA常設のうち設計・開発を適用する場合を対象とし、その業務の流れを別図1(1/3)に示す。

(2) 業務区分 II

Aクラス、Bクラス、Cクラス又はSA常設のうち設計・開発を適用しない場合並びにSA可搬（工事等含む。）を対象とし、その業務の流れを別図1(2/3)に示す。

(3) 業務区分Ⅲ

SA可搬（購入のみ）を対象とし、その業務の流れを別図1(3/3)に示す。

1.3 調達要求事項と検査・試験におけるグレードの適用

調達要求事項と検査・試験の項目においては、別表1(1/2)～(2/2)のグレードのほか、工事等の範囲、内容の複雑さ、実績等を勘案の上、品質保証活動を適用しており、その内容を別表3に示す。

なお、別表1(1/2)に示すCクラスについては、品質保証計画書の提出を要求しないことから、品質マネジメントシステムに関する要求事項は適用していないが、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請（届出）の対象となる場合は、検査等が追加されることから、品質マネジメントシステムに関する要求事項等を追加している。

また、SA可搬（購入のみ）については、汎用（市販）品であり、原子力特有の技術仕様を要求するものではないことから、供給者に対する要求事項は必要なものに限定している。

なお、具体的な適用は個々の設備により異なることから、仕様書で明確にしている。

1.4 業務委託におけるグレードの適用

解析業務等を委託する場合には、「原子力事業本部他業務委託取扱要綱」に基づき供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項についてグレード分けを適用しており、その内容を別表4に示す。

供給者のグレード分けの考え方は、別表1(1/2)～(2/2)のグレード等に応じて、供給者の品質管理活動を品質保証計画書の提出又は品質監査により確認している。

別表1(1/2) 設計・調達の管理に係るグレード分け

(原子炉施設)

重要度*	グレードの区分
次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・ クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
上記以外の設備に係る工事	Cクラス

* : 上記の「クラス1～3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1～3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。

発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分						
	クラス1		クラス2		クラス3		その他
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1					B		
R2	A				C		
R3							

R1 : その故障により発電停止となる設備

R2 : その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備 (R1 を除く)

R3 : 上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

別表1(2/2) 設計・調達の管理に係るグレード分け

(原子炉施設のうち重大事故等対処施設)

重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	SA常設
○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む。） 又は SA可搬（購入のみ）

別表2 設計・調達の管理に係る各段階とその実施内容

管理の段階		実施内容	グレードの区分				
			A、B クラス	C クラス	SA 常設	SA可搬	
			工事等 含む	購入 のみ			
I	工事計画	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」に基づき、工事の基本となる計画を作成する。 (設計開発計画と兼ねる場合がある ^{※1})	○	○	○	○	○
II	調達要求事項作成のための設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.1 設計開発計画」～「7.3.5 設計開発の検証」に基づき、仕様書作成のための設計を実施する。	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	—	—
III	調達	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」に基づき、設計・工事及び検査のための仕様書を作成する。 (購入のみの調達を含む。)	○	○	○	○	○
IV	設備の設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.5 設計開発の検証」に基づき、詳細設計の確認を実施する。	○	○	○	○	—
V	工事及び検査	工事は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」及び「7.5.1 個別業務の管理」に基づき管理する。 また、検査は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」、「7.3.6 設計開発の妥当性確認」、「7.5.1 個別業務の管理」及び「8.2.4 機器等の検査等」に基づき管理する。	○	○	○	○ ^{※2,3}	○ ^{※3}
	SA可搬 (購入のみ) に対する 機能・性能 確認	SA可搬（購入のみ）においても、機能・性能を確認するための検査・試験を実施する。	—	—	—	—	○

○：該当あり　－：該当なし

※1：以下の工事における業務は保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用し、それ以外の工事の計画は保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」を適用している。

【保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計・開発」を適用する工事】

「設計・開発通達」に定めるところの、既設備の原設計を機能的又は構造的に変更する工事であって、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請（届出）を伴う工事のうち、以下のいずれかに該当する工事をいう。

ただし、当社で過去に実績のある工事は除く。（SA常設の場合は海外での実績を含む。）

- ・Aクラス又はBクラスの機器を対象とした工事
- ・Aクラス又はBクラスの機器に影響を及ぼすおそれのあるCクラスの機器を対象とした工事

※2：必要な場合は確認を実施する。

※3：当社による受入検査を含む。

別表3 調達要求事項と検査・試験に係るグレード分け

項目	グレードの区分	A、B クラス	C クラス	SA 常設	SA可搬	
					工事等 含む	購入 のみ
調達 要求 事項	機器仕様	○	○	○	○	○
	適用法令等	○	○	○	○	—
	設計要求事項	○	○	○	○	—
	材料・製作・据付等	○	○	○	○	—
	要員の適格性	○	○	○	○	—
	品質マネジメントシス テム要求事項	○	—*1	○	—	—
	不適合の報告・処理	○	—*1	○	○	—
	健全な安全文化を育成し 及び維持するための活動	○	—*1	○	—	—
	調達要求事項適合の記録	○	○	○	○	—
	調達後の技術情報提供	○	○	○	○	○
	解析業務	○*2	—*1, 2	○*2	○*2	—
	耐震・強度計算等	○*2	—*1, 2	○*2	○*2	—
検査・ 試験	材料検査	○	○	○	—*2	—
	寸法検査	○	○	○	—*2	—
	非破壊検査	○	○	○	—*2	—
	耐圧・漏えい検査	○	○	○	—*2	—
	外観検査	○	○	○	○	○
	性能機能検査	○	○	○	—*2	—

○：該当あり　—：該当なし

※1：Cクラスのうち、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請（届出）の対象設備

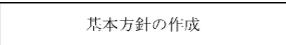
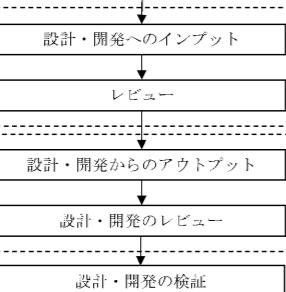
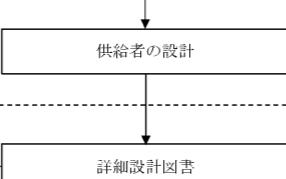
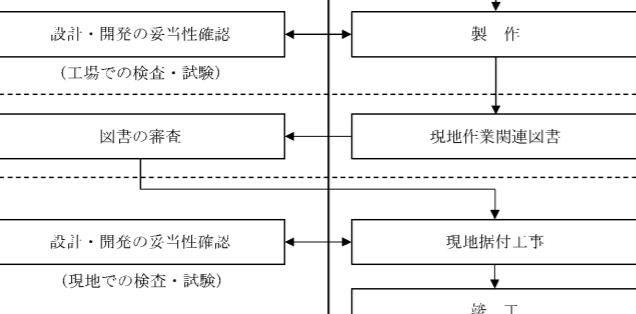
並びに使用前事業者検査（溶接）の対象設備に適用する。

※2：必要に応じ実施する。

別表4 業務委託に係るグレード分け

グレードの区分	内 容	品質保証 計画書	品質監査
グレード I	成果が設備・業務に直接反映される委託 ・関連法令に定める「設工認申請（届出）」及び検査に係る業務 ・重要度分類Aクラス又はBクラスの設備の設計・評価に係る役務 等	○	○
グレード II	成果が設備・業務に直接反映される委託 ・上記以外	—*	—
グレード III	成果が設備・業務に直接反映されない委託	—	—

※：業務に従事する要員の必要な力量等を含めた「品質管理事項の説明書」を、供給者から提出させる。

管理の段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所			実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
		当社	供給者	事業本部 原子力 *1	発電所	供給者				
I	工事計画			◎	◎	—	設計を主管する箇所の長は、設計の基本となる計画を「基本方針」として作成する。	・3.6 設工認における調達管理の方法	・基本方針	
II	調達要求事項作成のための設計			◎	◎	—	設計を主管する箇所の長は、設計へのインプットとして要求事項を明確にした「実施方針」を作成し、「実施方針」の承認過程で適切性をレビューする。また、設計に関与する組織間のインターフェイスを明確にし、効果的なコミュニケーション及び明確な責任の割当てを実施する。 工事を主管する箇所の長は、設計からのアウトプットとして「実施りん議」及び「仕様書」を作成し、「実施りん議」及び「仕様書」の承認過程でレビューとともに、インプットの要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。	・3.6 設工認における調達管理の方法	・実施方針 ・実施りん議 ・仕様書	
III	調達			◎	◎	○	工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から工事等の要求品質、価格、規模、納（T）期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・実施りん議 ・仕様書	
IV	設備の設計			◎	◎	○	工事を主管する箇所の長は、供給者の品質保証システムを審査するために「品質保証計画書」を微収し、審査・承認する。（ただし、定期的に微収している場合はこの限りではない。） また、供給者の詳細設計結果を「承認申請図書」として提出させ、「コメント処理表」により審査・承認し、「決定図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・品質保証計画書 ・承認申請図書 ・コメント処理表 ・決定図書	
V	工事及び検査			—	◎	○	工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、供給者から「作業計画書」、「検査・試験要領書（工場、現地）」等の必要な承認申請図書を提出させ、「技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表」及び「コメント処理表」を用いて審査・承認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・作業計画書 ・検査・試験要領書（工場、現地） ・技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表 ・コメント処理表 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録 ・総括報告書 ・完成図書	

※1：調達本部を含む。

※2：設計・開発の計画は、保安規定品質保証計画「7.1 業務の計画」に基づく実施方針を兼ねる。

※3：()表示は、燃料体に係る検査の場合を示す。

別図 1(1/3) 業務フロー（業務区分 I）

管理の段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所			実施内容			添付本文 (記載項目)	証拠書類
		当社	供給者	事業子会社本部※1	発電所	供給者						
I	工事計画	実施方針の作成		◎	◎	—			設計又は工事を主管する箇所の長は、設計の要求事項を明確にした「実施方針」又は「実施りん議」を作成する。	・3.6 設工認における調達管理の方法	・実施方針 ・実施りん議	
II	調達要求事項作成のための設計			—	—	—			—	—	—	
III	調達	仕様書の作成		◎	◎	○			工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から工事等の要求品質、価格、規模、納（工）期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・実施りん議 ・仕様書	
IV	設備の設計	供給者の設計		◎	◎	○			工事を主管する箇所の長は、供給者の品質保証システムを審査するために「品質保証計画書」を徴収し、審査・承認する。（ただし、定期的に徴収している場合はこの限りではない。） また、供給者の詳細設計結果を「承認申請図書」として提出させ、「コメント処理表」により審査・承認し、「決定図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・品質保証計画書 ・承認申請図書 ・コメント処理表 ・決定図書	
V	工事及び検査	調達製品の検証 (工場での検査・試験)	製作	—	◎	○			工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、供給者から「作業計画書」、「検査・試験要領書（工場、現地）」等の必要な承認申請図書を提出させ、「技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表」及び「コメント処理表」を用いて審査・承認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・作業計画書 ・検査・試験要領書（工場、現地） ・技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表 ・コメント処理表 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録 ・総括報告書 ・完成図書	
		現地作業関連図書		(◎)	(—)	※2			検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。 また、供給者の検査・試験の結果を立会いまたは記録により確認する。			
		調達製品の検証 (現地での検査・試験)	現地据付工事	※2	※2				工事を主管する箇所の長は、工事及び検査の結果を「総括報告書」及び「完成図書」として提出させる。			
			竣工									

※1 : 調達本部を含む。

※2 : () 表示は、燃料体に係る検査の場合を示す。

別図 1(2/3) 業務フロー（業務区分 II）

管理の段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所			実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
		当社	供給者	事業本部 原子力部 ※1	発電所	供給者				
I	上 事 計 画	実施方針の作成		◎	◎	—	設計又は工事を主管する箇所の長は、設計の要求事項を明確にした「実施方針」又は「実施りん議」を作成する。	・3.6 設工認における調達管理の方法	・実施方針 ・実施りん議	
II	調達要求事項作成のための設計			—	—	—	—	—	—	—
III	調達	↓ 仕様書の作成		◎	◎	○	工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から工事等の要求品質、価格、規模、納（工）期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・実施りん議 ・仕様書	
IV	設備の設計			—	—	—	—	—	—	—
V	工事及び検査		出荷 ↓ 調達製品の検証 (受入検査、社内検査)	—	◎	○	工事を主管する箇所の長は、必要に応じ供給者から「検査成績書」等を提出させて確認する。 工事を主管する箇所の長は、受入検査を実施し、「受入検査記録」を作成する。 検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・検査成績書 ・受入検査記録 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録	

※1 : 調達本部を含む。

別図 1(3/3) 業務フロー（業務区分III）

技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

1. 設置変更許可申請書との整合性を確保する観点から、設置変更許可申請書本文に記載している適合性確認対象設備に関する設置許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」、及び設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。
2. 技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項（多様性拡張設備等）がある場合は、その理由を様式－6「各条文の設計の考え方（例）」に明確にした上で記載する。
3. 自主的に設置したものは、原則として記載しない。
4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにする等表現を工夫する。
5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。
 - (1) 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるために特定できる手段がわかるように記載する。

また、技術基準規則への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。
 - (2) 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件が分かる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステムの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載する。）の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する実用炉規則別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。
 - (3) 設置変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認申請（届出）書の添付書類として担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。

- a. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認申請（届出）の対象とする。
 - b. 今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、並びにその評価結果に応じて取る措置の両方を設計対象とする。
- (4) 各条文のうち、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。
- (5) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という設工認申請（届出）の審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。
- (6) 技術基準規則の解釈等に示された指針、原子力規制委員会文書、（旧）原子力安全・保安院文書、他省令等の呼込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。
- a. 設置時に適用される要求等、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。
 - b. 監視試験片の試験方法を示した規格等、条文等で特定の版が示されているが、施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名及び必要に応じそのコード番号を記載する。
 - c. 解釈等に示された条文番号は、当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題で記載する。
 - d. 条件付の民間規格又は設置変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する。

また、設置変更許可申請書の添付書類を呼び込む場合は、対応する本文のタイトルを呼び込む。

なお、文書名を呼び込む場合においても「技術評価書」の呼込みは行わない。

設工認における解析管理について

設工認に必要な解析のうち、調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」参照）を通じて実施した解析は、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（一般社団法人日本原子力技術協会、平成22年12月発行）」に示される要求事項に、当社の要求事項を加えて策定した「原子力発電所保修業務要綱」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」のうち別紙「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な調達管理の実施について」により、供給者への設工認申請（届出）に係る解析業務の要求事項を明確にしている。

これに基づき、解析業務を主管する箇所の長は、調達要求事項に解析業務を含む場合、以下のとおり特別な調達管理を実施する。

なお、事業者と供給者の解析業務の流れを別図1に示すとともに、設工認の解析業務の調達の流れを別図2に示す。

また、過去に国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった不適合事例とその対策実施状況を別表1(1/2)～(2/2)に示す。

1. 仕様書の作成

解析業務を主管する箇所の長は、解析業務に係る必要な品質保証活動として、通常の調達要求事項に加え、「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」の別紙で定めた「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な品質管理の実施について」を仕様書で追加要求する。

2. 解析業務の計画

解析業務を主管する箇所の長は、供給者から解析業務を実施する前に下記事項の計画（実施段階、目的、内容、実施体制等）を明確にした解析業務実施計画書を提出させ、仕様書の要求事項を満たしていることを確実にするため検証する。

- (1) 解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。）
- (2) 解析結果の検証
- (3) 委託報告書の確認
- (4) 解析業務の変更管理

また、解析業務を主管する箇所の長は、供給者の解析業務に変更が生じた場合、及び契約

締結後に当社の特別の理由により契約内容等に変更の必要が生じた場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき必要な手続きを実施する。

3. 解析業務の実施

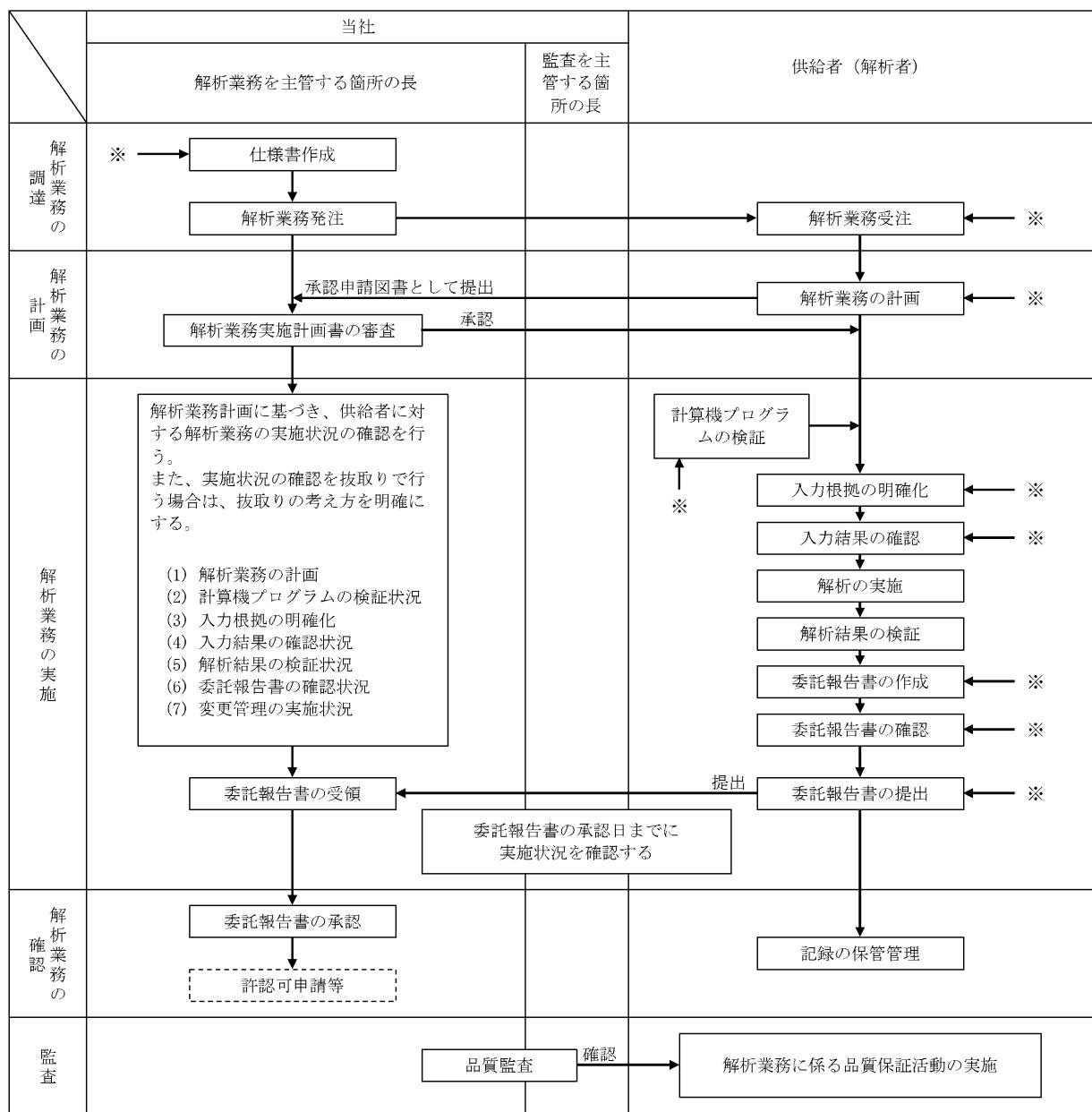
解析業務を主管する箇所の長は、供給者から委託報告書が提出されるまでに解析業務が確實に実施されていることを確認する。

当社の供給者に対する確認は「解析業務実施状況の確認チェックシート」を参考に、確認者を指名し実施する。

具体的な確認の視点を別表2に示す。

4. 委託報告書の確認

解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された委託報告書が要求事項に適合していること、また供給者が実施した検証済みの解析結果が適切に反映されていることを確認する。



※：解析業務に変更が生じる場合は、各段階においてその変更を反映させる。

別図1 解析業務の流れ

管理の段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所			実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
	当社	供給者	事業本部	原子力	発電所			
仕様書の作成	仕様書の作成		◎	—	—	解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にした。	・ 3.6.1 供給者の技術的評価 ・ 3.6.2 供給者の選定 ・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ (委託・工事) 仕様書
解析業務の計画	解析業務実施計画書の審査、承認	↓ 解析業務実施計画書の作成、確認	◎	—	○	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「解析業務実施計画書」で、計画（解析業務の作業手順／使用する計算機プログラムとその検証結果／解析業務の実施体制／解析結果の検証／委託報告書の確認／解析業務の変更管理／記録の保管管理）が明確にされていることを確認した。	・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ 解析業務実施計画書（供給者提出）
解析業務の実施	解析実施状況の確認	↓ 解析業務の実施	◎	—	○	解析業務を主管する箇所の長は、「解析業務実施状況の確認チェックシート」を用いて、実施状況（解析業務の計画状況／計算機プログラムの検証状況／入力根拠の明確化状況／入力結果の確認状況／解析結果の検証状況／委託報告書の確認状況／解析業務の変更管理状況）について確認した。	・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ 解析業務実施状況の確認チェックシート
委託報告書の確認	委託報告書の承認	← 委託報告書の作成、確認	◎	—	○	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「委託報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認した。	・ 3.6.3 調達製品の調達管理	・ 委託報告書（供給者提出）

別図2 本工事に係る設計・調達の流れ（解析）

別表1(1/2) 国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった

不適合事例とその対策実施状況

No.	不適合事象とその対策	
1	報告年月	平成 22 年 3 月
	件 名	美浜 2, 3 号機耐震バックチェック中間報告書（追補版）の応力評価値誤りについて
	事 象	<p>平成 21 年 3 月 31 日付け※で国等へ提出した「美浜発電所『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う耐震安全性評価結果中間報告書（追補版）」において、美浜 2 号機及び美浜 3 号機の一次冷却材管の応力評価値に誤りが確認された。</p> <p>原因は、エクセルを用いた簡易評価を行う際、「地震応力」と「地震以外の応力」を取り違えて入力してしまったことにより発生したものであった。</p> <p>※：本事象は「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成 22 年 12 月発行、一般社団法人日本原子力技術協会）」（以下「解析ガイドライン」という。）の制定以前に発生した。</p>
	対策実施状況	<p>対策として、チェックシートの改善、入力フォーム（エクセル）の色分けによる識別及び注意喚起を行った。</p> <p>また、解析担当者（原解析者）以外の者による、入出力データのダブルチェックの実施を「原子力発電所請負工事一般仕様書」にて調達要求している。</p>
2	報告年月	平成 23 年 9 月
	件 名	高浜 3, 4 号機耐震安全性評価報告書の再点検結果の追加報告について
	事 象	<p>原子力安全・保安院文書「九州電力株式会社玄海原子力発電所第 3 号機の原子炉建屋及び原子炉補助建屋の耐震安全性評価における入力データの誤りを踏まえた対応について（指示）」（平成 23 年 7 月 22 日）を受け、指示があった九州電力と同じ調達先へ発注した原子炉建屋・原子炉補助建屋の入力データに加え、それ以外の調達先へ発注した原子炉建屋・原子炉補助建屋の入力データについても自主的に調査を実施した結果、平成 19 年度に実施した高浜 3, 4 号機の原子炉建屋の耐震安全性評価の解析において、3 箇所に入力データ誤りがあることが確認された。</p> <p>原因は、解析を実施した平成 19 年当時※は解析担当者自身が入力データを確認することになっており、客観的な視点で誤入力をチェックできる体制になつていなかつたことによるものであった。</p> <p>※：本解析は解析ガイドラインの制定以前に実施していた。</p>
	対策実施状況	<p>解析業務に係る品質管理の充実を図るため、平成 23 年 3 月 8 日に「原子力発電所修復業務要綱指針」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」を改正して解析ガイドラインを反映し、平成 23 年 4 月 8 日に施行して以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解析担当者（原解析者）以外の者による、入出力データのダブルチェックの実施を、「原子力発電所請負工事一般仕様書」にて調達要求している。 ・「原子力発電所修復業務要綱指針」に基づき、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合、「原子力発電所請負工事一般仕様書」の別紙「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な品質管理の実施について」に基づく特別な品質管理を実施する旨を調達文書へ明記することにより、調達要求事項の明確化を図っている。 ・「原子力発電所修復業務要綱指針」に基づき、当社は契約の都度、調達先に対して「原子力発電所修復業務要綱指針」の別紙に基づく業務の実施状況の確認を行っている。 ・上記の事象を受け、更なる改善として、建屋の設工認申請（届出）に係る解析業務については、当社による解析結果の全数チェックを自主的に実施している。

別表1(2/2) 国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった

不適合事例とその対策実施状況

No.	不適合事象とその対策	
3	報告年月	平成 26 年 7 月
	件 名	高浜発電所新規制基準適合性に係る審査会合のうち津波水位評価における入力データ誤りについて
	事 象	<p>高浜発電所の設置変更許可申請書の補正に向けて、高浜発電所の津波影響評価に係るデータの最終確認を実施していたところ、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 高浜発電所津波水位評価」における入力データ誤りを確認した。</p> <p>入力データ誤りについては、入力根拠書作成段階において、鉛直方向破壊伝播速度と地すべり地形変化分布図より、供給者が「地すべり終了時間」を算出しておらず、「破壊継続時間（120 秒）」を「地すべり終了時間」として誤って入力したものである。</p> <p>原因是、計算プログラムを変更（地形変化計算プログラムを追加）した際に、当社と供給者で解析に用いる入力根拠書の作成にコミュニケーションが不足していたことによるものであった。</p>
	対策実施状況	原子力部門全体の入力根拠の確認方法を改善するため、解析業務の調達管理に関する品質マネジメントシステムの社内標準「原子力発電所保修業務要綱指針」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」を改正した。
4	報告年月	2021 年 2 月
	件 名	美浜 3 号機特重設工認申請書のうち耐震計算書の記載修正について
	事象	<p>2020 年 7 月 10 日に申請した美浜 3 号機特重設工認申請書のうち、E S トレーニング（カルバート構造部）の耐震評価において、入力地震動と断面二次モーメントの入力誤りがあり、それらを基にした評価結果において誤りがあることが確認された。</p> <p>入力地震動の入力誤りについては、解析モデルに水平方向の入力地震動（断層波 : Ss-2~22）を入力する際に、位相が反転した状態で入力を行ったものである。断面二次モーメントの入力誤りについては、解析モデルのはり要素の入力条件である断面二次モーメントの値を誤って入力し解析を実施したものである。</p> <p>原因是、当社が受注者の解析業務の実施状況の確認を行ったことを確認する際に、その具体的な確認方法を定めておらず、両事象の入力誤りに気付くことができなかつたことによるものであった。</p>
	対策実施状況	<p>受注者が解析業務の実施状況の確認を行ったことを当社が確認する方法を改善するため、社内マニュアルを改正し、以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の 2 点を受注者に対する当社からの調達要求としている。 <ul style="list-style-type: none"> - 受注者が下請先の解析業務の実施状況を確認において、確認した項目を示すこと。 - 入力根拠書のうち計算を伴う項目について、エビデンスの再計算を実施すること。 ・受注者が下請先の解析業務の実施状況を確認するにあたり、そのチェック項目に不足がないか、当社が確認している。 ・入力根拠書のうち計算を伴う項目について、受注者がエビデンスの作成時に再計算を実施していることを当社が確認している。

別表2 解析業務を実施する供給者に対する確認の視点

No.	検証項目	当社の供給者に対する確認の視点
1	解析業務の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・解析業務に係る必要な力量が明確にされ、また従事する要員（原解析者・検証者）が必要な力量を有していること。 ・解析業務をアウトソースする場合、解析業務に係る必要な品質保証活動を仕様書、文書等で供給者に要求していること。
2	計算機プログラムの検証	<ul style="list-style-type: none"> ・計算機プログラムは、適正なものであることを事前に検証し、リストへ登録していること。 ・バージョンアップがある場合は、その都度検証を行い、リストへ登録していること。 ・リストには、検証された計算機プログラム名称及びバージョンを明記していること。
3	入力根拠の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・解析業務実施計画書に基づき解析ごとに入力根拠を明確にしていること。
4	入力結果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・計算機プログラムへの入力データに間違이がないことを確認していること。 ・エコーバック以外の方法で入力データを確認している場合は、入力桁数についても確認していること。
5	解析結果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・解析結果に問題がないことを、原解析者以外の者が検証していること。
6	委託報告書の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・計算機プログラムを用いた解析結果、又は汎用表計算ソフトウェアを用いた計算、若しくは手計算による解析・計算結果を、当社の指定する書式に加工及び編集して、委託報告書としてまとめていること。 ・作成された委託報告書が、解析業務実施計画書の内容を満足していることを確認していること。
7	解析業務の変更管理	<ul style="list-style-type: none"> ・解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化し、解析業務の各段階（解析業務の調達、計画及び実施）においてその変更を反映していること。

当社における設計管理・調達管理について

1. 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者（以下「取引先」という。）が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、取引先の評価、登録及び再評価を「原子力部門における調達管理通達」に基づき実施する。

また、設工認については、取引先の評価を実施し、取引先の調達製品を供給する能力に問題はないことを確認しており、必要に応じて監査を実施している。

1.1 取引先の評価

契約を主管する箇所の長は、取引希望先に対して、契約前に信頼性、技術力、実績及び品質マネジメントシステム体制等について調査及び評価を行うものとする。

なお、評価基準については、設備重要度等に応じて定めることができる。

1.2 取引先の登録

取引先登録とは、評価の結果、取引先として認定することをいう。ただし、調達の都度、評価を行う場合（以下「都度評価」という。）は、取引先登録を省略することができる。

1.3 取引先の再評価

契約を主管する箇所の長は、登録取引先及び都度評価した取引先について、継続取引を行う場合には、経営状態、発注実績及び品質マネジメントシステム体制並びにその状況等についての再評価を定期的又は都度行い、継続取引の可否等を検討する。

なお、再評価基準については、設備重要度等に応じて定めることができる。

別表1 取引先に係るグレード分け

グレードの区分	対 象
第1種取引先	重要度分類Aクラス又はBクラスの機器施工会社、機器製作会社（メーカ）、機器の運転等業務委託会社
第2種取引先	上記以外の原子炉施設施工会社（土木建築工事施工会社を含む。）、機器製作会社（メーカ）、機器の運転等業務委託会社、第1種取引先又は第2種取引先の代理店
第3種取引先	原子炉施設関連の汎用（市販）品購入先、原子炉施設以外の施工・業務委託会社

2. 仕様書作成のための設計について

設計、工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、「施設管理通達」、「設計・開発通達」及び「原子力部門における調達管理通達」に基づき、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス及びCクラス並びに「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する場合の仕様書作成のための設計を、設計・調達の管理の各段階（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表2」に示す管理の段階Ⅱ、Ⅳ及びV）において、管理を実施する。

なお、仕様書作成のための設計の流れを別図1(1/2)～(2/2)に示すとともに、仕様書作成のための設計に関する活動内容を以下に示す。

2.1 設計・開発の管理

2.1.1 設計・開発の計画

設計を主管する箇所の長は、以下の事項を明確にした設計・開発の計画を策定する。

- (1) 設計・開発の段階（インプット、アウトプット、検証及び妥当性確認）
- (2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認
- (3) 設計・開発に関する責任及び権限

2.1.2 設計・開発へのインプット

設計を主管する箇所の長は、設計・開発へのインプットとして、以下の要求事項を明確にした実施方針等を作成する。

- (1) 機能及び性能に関する要求事項
- (2) 適用される法令・規制要求事項
- (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

2.1.3 インプット作成段階のレビュー

設計を主管する箇所の長は、実施方針等の承認過程で、実施方針等の適切性をレビューする。

2.1.4 アウトプットの作成

設計を主管する箇所の長は、アウトプットとして仕様書を作成する。

アウトプットは、調達管理に用いられることから、「原子力部門における調達管理通達」の要求事項も満たすように作成する。

2.1.5 アウトプット作成段階のレビュー及び検証

設計を主管する箇所の長は、仕様書の承認過程で、仕様書が「原子力部門における調達管理通達」の要求事項を満たすように作成していることを確認するためにレビューするとともに、仕様書がインプットの要求事項を満たしていることを確実にするために対比して検証する。

インプット及びアウトプットのレビュー及び検証の結果の記録並びに必要な処置があればその記録を維持する。

なお、レビューへの参加者には、工事範囲がまたがる組織の長及び当該設計・開発に係る専門家を含め、必要に応じ、レビュー会議を開催する。

また、検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

2.1.6 設計・開発の検証（設備の設計段階）

設計又は工事を主管する箇所の長は、設計図書及び検査・試験要領書の審査・承認の段階で、調達要求事項を変更する必要が生じた場合、「原子力発電所保修業務要綱」等に基づき変更手続きを行う。

2.1.7 設計・開発の妥当性確認

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事段階で実施する検査・試験の結果により、設計・開発の妥当性を確認する。

2.2 設計・開発の変更管理

設計を主管する箇所の長は、設計・開発の変更を要する場合、以下に従って手続きを実施する。

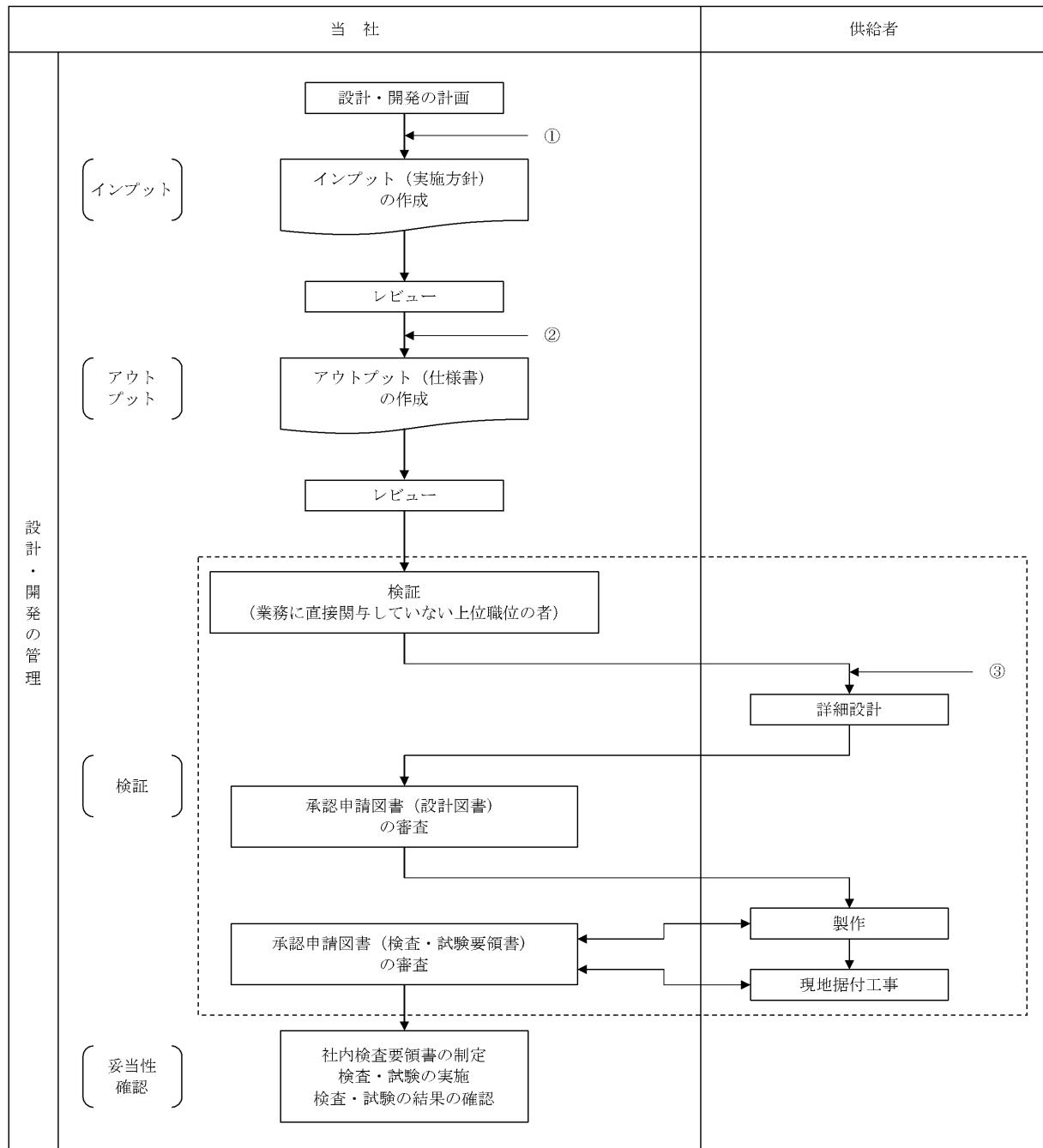
(1) 次の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。

- a. 仕様書の変更
- b. 承認申請図書確認以降の調達先での内容変更

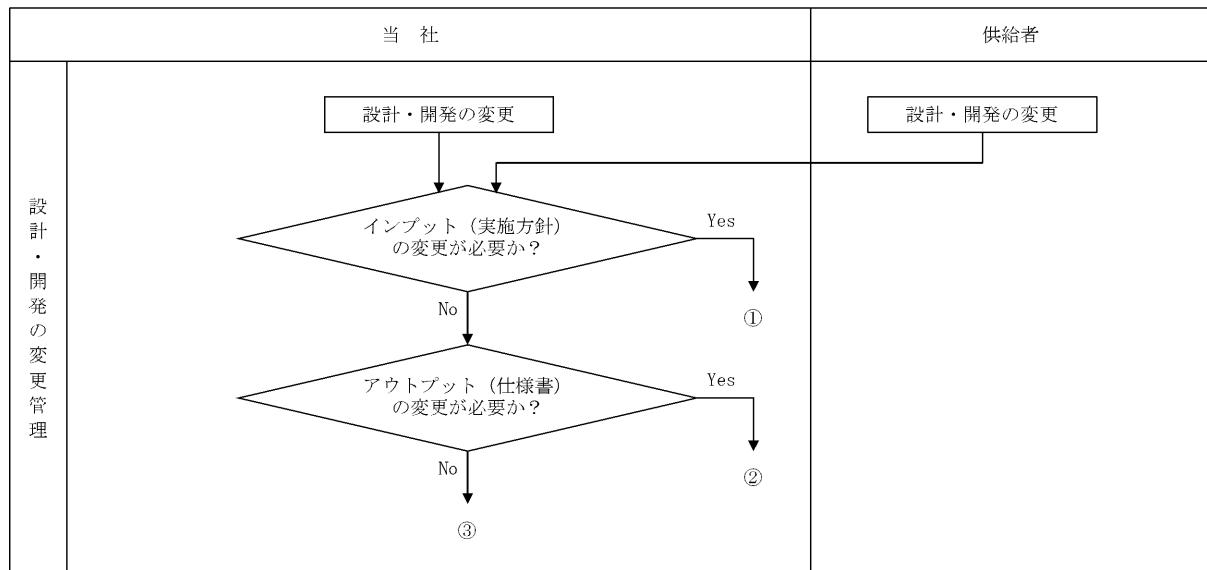
(2) (1)の変更に対し、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施す

る前に承認する。

- (3) レビューには、その変更が、原子炉施設を構成する要素及び関係する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。



別図1(1/2) 設計・開発業務の流れ



別図1(2/2) 設計・開発業務の流れ

資料8－2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

目 次

頁

1. 概要	M3-添8-2-1
2. 基本方針	M3-添8-2-1
3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画	M3-添8-2-1

1. 概要

本資料は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

美浜発電所第3号機における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した、美浜発電所第3号機における設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の様式-9により示す。

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 (1/3)

各段階	プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連 原子力事業本部			インプット	アウトプット	他の記録類	
		発電所	供給者					
設 計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	—	設置変更許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、設置許可基準規則・解釈	—	美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機適合性確認対象設備の新検査制度への適合性確認について
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	—	設置変更許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、設置許可基準規則・解釈	様式-2	
	3.3.3(1)	基本設計方針の作成(設計1)	◎	—	—	様式-2、技術基準規則	様式-3、4	
						様式-2、4、技術基準規則、実用炉規則別表第二	様式-5	
						設置変更許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、実用炉規則別表第二、設置許可基準規則・解釈	様式-6、7	
	3.3.3(2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	◎	—	—	様式-5、様式-7(基本設計方針)	様式-8	設計のレビュー・検証の記録(設計段階)
	添付資料2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書							
	主配管に関する設計			◎	—	○	設備図書	設計資料(要目表、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書)
	添付資料3 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書							
	健全性に係る設計			◎	—	○	設備図書、配置図、系統図、構造図、既工認	設計資料(安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 (2/3)

各段階	プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連 原子力事業本部 発電所 供給者			インプット	アウトプット	他の記録類
		◎	—	—			
設 計	3.3.3(2) 添付資料4 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 火災防護を行う機器等の選定	◎	—	—	設置変更許可申請書・添付資料	設計資料(発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	
	火災区域及び火災区画の設定	◎	—	—	設置変更許可申請書・添付資料、既工認	設計資料(要目表、機器の配置を明示した図面、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	
	火災発生防止	◎	—	—	設置変更許可申請書・添付資料、既工認、設備図書、民間規格、関係法令、技術資料(燃焼試験結果)	設計資料(発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	
	火災の感知及び消火	◎	—	—	既工認、関係法令	設計資料(発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	
	火災防護計画	◎	—	—	運用の措置に関する設計	設計資料(発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	
	添付資料5 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 溢水による損傷防止に関する設計	◎	—	○	設備図書、既工認	設計資料(発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書)	
	添付資料6 耐震性に関する説明書 地震による損傷防止に関する設計	◎	—	○	設置変更許可申請書・添付資料、JEAG 等の適用規格、既工認、設備図書	設計資料(耐震性に関する説明書)	解析業務計画書、解析業務報告書、解析チェックシート
	添付資料7 強度に関する説明書 材料及び構造に係る設計	材料及び構造に係る設計	材料及び構造に係る設計	材料及び構造に係る設計	材料及び構造に係る設計	材料及び構造に係る設計	材料及び構造に係る設計

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 (3/3)

各段階	プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			インプット	アウトプット	他の記録類
		原 子 力 事 業 本 部	発電所	供給者			
設 計	3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証	◎	—	—	様式-2～8	設計のレビュー・検証の記録(設計の段階)	
	3.3.3(4) 設工認申請(届出)書の作成	◎	—	—	設計-1、2	設工認申請(届出)書案	設工認申請(届出)書品質チェックシート
	3.3.3(5) 設工認申請(届出)書の承認	◎	—	—	設工認申請(届出)書案	設工認申請(届出)書	原子力発電安全委員会議事録
工 事 及 び 検 査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	—	◎	—	設計資料	様式-8、仕様書	設計のレビュー・検証の記録(工事の段階)
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施	○	◎	○	仕様書	工事記録	
	3.5.2 使用前事業者検査の計画	—	◎	○	様式-8(中欄)	様式-8(右欄)、使用前事業者検査工程表(計画)	
	3.5.3 検査計画の管理	—	◎	○	使用前事業者検査工程表(計画)	使用前事業者検査工程表(実績)	
	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	◎	○	使用前事業者検査(溶接)要領書	検査記録	
	3.5.5 使用前事業者検査の実施	—	◎	○	様式-8	検査要領書	
					検査要領書	検査記録	
	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ	—	◎	○	—	検査記録	

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

施設区分／設備区分／機器区分	名 称	グレードの区分				工事の区分	該当する業務区分 ^{※1}			備 考
		A、B クラス	C クラス	SA 常設	SA可搬		業務 区分 I	業務 区分 II	業務 区分 III	
放射性廃棄物の廃棄施設	气体、液体又は固体廃棄物処理設備	容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
		A廃液蒸発装置濃縮液出口 ～ 弁(3V-19293A、B) 弁(3V-9390A) ～ ドラミングバッチタンク	-	○	-	-	-	-	○	-
		ドラミングバッチタンク ～ 弁(3V-9390C) 弁(3V-9390C) ～ 弁(3V-9390C)下流側分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
		アスファルト固化ドラム詰設備分岐点 ～ 弁(3V-9249A、B、C、D、E、F)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
		堰その他他の設備	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
	原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
	原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							

※1：「業務区分 I～III」とは添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「1.2(1)～(3)」をいう。

(2) 添付図面

目 次

<放射性廃棄物の廃棄施設>

- 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面
(気体、液体又は固体廃棄物処理設備)

□ 建屋 (E. L. □ m)

【第1-1図】

- 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面
(気体、液体又は固体廃棄物処理設備)

【第1-2図】

- 【第1-2図】の補足

- 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面
(堰その他の設備)

□ 建屋 (E. L. □ m)

【第1-3図】

- 放射性廃棄物の廃棄施設の系統図
(気体、液体又は固体廃棄物処理設備) (1/2)
(設計基準対象施設)

【第2-1図】

- 放射性廃棄物の廃棄施設の系統図
(気体、液体又は固体廃棄物処理設備) (2/2)
(設計基準対象施設)

運用停止設備を明示した図面

【第2-2図】

- 液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の検出器の取付箇所を明示した図面

□ 建屋 (E. L. □ m)

【第3-1図】

設計及び工事計画届出	第 1-1 図
美浜発電所第3号機	
放射性廃棄物の廃棄施設に係る 機器の配置を明示した図面 (気体、液体又は固体廃棄物処理設備)	
建屋(E. L. [] m)	
関西電力株式会社	

設計及び工事計画届出	第 1-2 図
美浜発電所第3号機	
放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の 配置を明示した図面	
(気体、液体又は固体廃棄物処理設備)	
関西電力株式会社	

第1-2図「放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面（気体、液体又は固体廃棄物処理設備）」の補足

(1) 配管の寸法許容範囲

設計及び工事の計画に記載の管に関する公称値（外径、厚さ）の許容範囲は次のとおり。

名 称		適用寸法	外径 (mm)	厚さ (mm)	備考
気体、液体又 は固体廃棄 物処理設備	管	1B	最大値	34.5	3.9
			公称値	34.0	3.4
			最小値	33.5	2.9

第1-2図

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる日本産業規格（JIS）に定める許容差は次のとおり。

名 称		外径 (mm)	厚さ (mm)	根拠
気体、液体又 は固体廃棄 物処理設備	管	1B 公称値±0.5 (34.0+0.5/-0.5)	公称値±0.5 (3.4+0.5/-0.5)	JIS G 3459

出典：JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管

設計及び工事計画届出	第 1-3 図
美浜発電所第3号機	
放射性廃棄物の廃棄施設に係る 機器の配置を明示した図面 (他の設備)	
建屋(E. L. □□m)	
関西電力株式会社	

設計及び工事計画届出	第2-1図
美浜発電所第3号機	
放射性廃棄物の廃棄施設の系統図 (気体、液体又は固体 廃棄物処理設備) (設計基準対象施設)	
関西電力株式会社	

設計及び工事計画届出	第2-2図
美浜発電所第3号機	
放射性廃棄物の廃棄施設の系統図 (気体、液体又は固体 廃棄物処理設備) (設計基準対象施設 運用停止設備を明示した図面)	
関西電力株式会社	

設計及び工事計画届出	第3-1図
美浜発電所第3号機	
液体状の放射性廃棄物の 漏えいの検出装置及び 自動警報装置の検出器の 取付箇所を明示した図面	
建屋(E.L. [] m)	
関西電力株式会社	